もくじ

約款（特約）

「約款（特約）」は、ご契約のとりきめを記載したものです。

定期保険特約…… 1
配偶者定期保険特約…… 19
こども定期保険特約…… 36
長期生活保障特約…… 53
介護・特定疾病定期保険特約…… 77
介護・特定疾病終身保険特約…… 103
5年ごと利差配当付定期保険特約 …… 122
5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約 …… 139
5年ごと利差配当付こども定期保険特約 …… 155
5年ごと利差配当付長期生活保障特約 …… 171
5年ごと利差配当付健康支援特約 …… 194
5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約 …… 218
5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約 …… 243
5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約 …… 261
無配当傷害特約…… 288
無配当災害入院特約…… 313
無配当手術給付金付疾病入院特約…… 337
無配当成人病入院特約…… 368
無配当災害割増特約…… 389
無配当通院特約…… 409
無配当長期入院特約…… 438
無配当特定損傷特約…… 465
無配当重度疾病保障特約…… 481
無配当新女性医療特約…… 504
無配当入院初期給付特約…… 532

金額例表等について…… 561

定期保険特約目次

この特約の特色…… 2

1 保障の開始について
第１条 特約の責任開始の時…… 2

2 保険金の支払いについて
第２条 特約保険金の支払い…… 2
第３条 免責事由…… 3

3 保険料の払込免除について
第４条 特約の保険料の払込免除…… 4
第５条 保険料の払込免除の免責事由…… 5

4 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第６条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み…… 5
第７条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い…… 6
第８条 特約の保険料の振替貸付…… 6

5 失効、失効取消および復活について
第９条 特約の失効…… 6
第10条 特約の失効取消…… 6
第11条 特約の復活…… 6

6 告知義務と解除について
第12条 告知義務…… 7
第13条 告知義務違反による解除…… 7
第14条 告知義務違反による解除ができないとき…… 7
第15条 重大事由による解除…… 8

7 内容の変更および更新等について
第16条 特約の更新…… 8
第17条 養老保険増額特約等への変更…… 10
第18条 他の保険契約への加入…… 11
第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更…… 12
第20条 特約保険金額の減額…… 12

8 復旧について
第21条 特約の復旧…… 12

9 解約等について
第22条 特約の解約…… 13
第23条 特約の消滅…… 13
第24条 返戻金…… 13

10 被保険者の変更について
第25条 特約の被保険者の変更…… 13

11 その他
第26条 社員配当金の割当ておよび支払い…… 14
第27条 管轄裁判所…… 14
第28条 普通保険約款の規定の準用…… 14

12 特則について
第29条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…… 14
第30条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則…… 14
第31条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則…… 15
第32条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…… 15
第33条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則…… 15
第34条 主契約が更新される場合の特則…… 15
第35条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則…… 16

別表１ 対象となる高度障害状態および身体障害の状態…… 17
別表２ 対象となる不慮の事故…… 18

定期保険特約

（実施　1994.4.2 ／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金
配当タイプ	毎年配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　保険金の支払いについて

第２条　特約保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金を主契約の保険金とあわせて、その受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	保険金受取人 主契約の死亡
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１★）になったとき		保険金受取人 主契約の高度障害

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表１★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
(2)　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表１★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3)　被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表１★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第16条・第34条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ①　この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ②　その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
(4)　特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
(5)　特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表１（P.17参照）

第３条　免責事由

1．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　特約死亡保険金の受取人の故意 (3)　この特約の責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 (4)　この特約の復活（第11条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱

第２条　補足説明

＊２　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊３　この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

第３条　補足説明

＊１　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　特約死亡保険金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表１（P.17参照）

3　保険料の払込免除について

第４条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第５条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除　身体障害の状態による	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
⑵　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第４条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

★別表1（P.17参照）、別表2（P.18参照）

第5条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.17参照）

4　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第6条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の2．および3．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1)　払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
(2)　(1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶

第6条　補足説明

＊1　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4．において「払込期間満了後保険料」といいます。

予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第７条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第８条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1)　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2)　(1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

5　失効、失効取消および復活について

第９条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第２条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第11条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条　補足説明

＊１　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条　補足説明

＊１　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

6 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴ この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第14条 補足説明

＊１ 保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２ 特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または被保険者の変更の日とします。

かったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第15条　補足説明

＊１　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　特約保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

7　内容の変更および更新等について

第16条　特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第16条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること ⑶　更新後特約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること ⑷　更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第７条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第７条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ⑺　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ⑴　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

第16条　補足説明

＊２　主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③　①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第４条・第５条）および告知義務違反による解除（第13条・第14条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③または本条の４．の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

４．保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第17条　養老保険増額特約等への変更

１．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を養老保険増額特約等*2に変更することができます。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第４条）されていないこと
⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

２．養老保険増額特約等*2への変更について、次のとおり取り扱います。

第17条　補足説明

＊１　払込期月の主契約の契約成立日の応当日

この特約を逓減定期保険特約または長期生活保障特約に変更するときは、第16条（特約の更新）の規定に基づいてこの特約を更新する場合の特約更新日に限ります。本条において「特約変更日」といいます。

＊２　養老保険増額特約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　養老保険増額特約
⑵　終身保険増額特約
⑶　逓減定期保険特約
⑷　長期生活保障特約

項　目	内　容
(1)　変更後特約*3の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額*4によって定めます。
(2)　変更後特約*3の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*3の特約保険金・特約年金の支払事由 イ．変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3)　変更後特約*3の特約保険金額*4	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約保険金額*5を限度とします。
(4)　変更後特約*3に変更されたとき	①　変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約*6は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　特約保険金・特約年金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第17条　補足説明

＊３　変更後特約
この特約から変更された場合の養老保険増額特約等*2をいいます。

＊４　変更後特約の特約保険金額
長期生活保障特約の場合には、特約一時金額とします。

＊５　変更前特約の特約保険金額
この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

＊６　変更前特約
この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

第18条　他の保険契約への加入

１．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の１か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

(1)　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
(2)　被保険者が２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

２．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。

第18条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の特約保険金額
この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

項　目	内　容
⑵　加入する他の保険契約の責任開始の日	⑴の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第19条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第６条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第16条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条　特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

8　復旧について

第21条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（特約保険金の支払い）および第４条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　第３条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

9　解約等について

第22条　特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

第24条　返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第９条）
⑵　解除または解約（第22条）されたとき
⑶　第23条（特約の消滅）の⑵の規定により消滅したとき

2．本条の１．の規定にかかわらず、第15条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第15条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の１．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10　被保険者の変更について

第25条　特約の被保険者の変更

1．主契約が生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（特約保険金の支払い）および第４条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
⑵　第３条（免責事由）の責任開始の日は、この特約の被保険者の変更の日とします。
⑶　この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第26条　社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条　管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第29条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑶　この特約の特約保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の保険金の受取人は次のとおりとします。
　①　主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
　②　主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第２被保険者
　③　主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第１被保険者
　④　主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第１被保険者
⑷　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第30条　個人年金保険契約等に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第２条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金があるときは死亡給付金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第６条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．中、「主契約の保険期間の終期」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
⑶　第16条（特約の更新）中、「被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
⑷　第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
⑸　第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第24条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第31条　変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定期払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
⑵　この特約については特別勘定による運用は行いません。

第32条　長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第23条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき

第33条　主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第34条　主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第33条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第４条・第５条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第７条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部を更新日に逓減定期保険特約または長期生活保障特約に変更することができます。

第35条　主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は年金移行特約もしくは夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第35条　補足説明

＊１　年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　年金移行特約

⑵　夫婦年金移行特約

⑶　介護保障移行特約

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

配偶者定期保険特約目次

この特約の特色…… 20

1 保障の開始について
第１条 特約の責任開始の時…… 20

2 被保険者について
第２条 特約の被保険者…… 20

3 保険金の支払いについて
第３条 特約保険金の支払い…… 20
第４条 免責事由…… 22

4 保険金の支払請求手続について
第５条 特約保険金の支払請求手続…… 23

5 保険料の払込免除について
第６条 特約の保険料の払込免除…… 23

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第７条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み…… 23
第８条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い…… 24
第９条 特約の保険料の振替貸付…… 24

7 失効、失効取消および復活について
第10条 特約の失効…… 24
第11条 特約の失効取消…… 24
第12条 特約の復活…… 24

8 告知義務と解除について
第13条 告知義務…… 25
第14条 告知義務違反による解除…… 25
第15条 告知義務違反による解除ができないとき…… 25
第16条 重大事由による解除…… 26

9 内容の変更および更新等について
第17条 特約の更新…… 26
第18条 他の保険契約への加入…… 28
第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更…… 29
第20条 特約保険金額の減額…… 29

10 復旧について
第21条 特約の復旧…… 29

11 解約等について
第22条 特約の解約…… 30
第23条 特約の消滅…… 30
第24条 返戻金…… 30

12 その他
第25条 社員配当金の割当ておよび支払い…… 30
第26条 管轄裁判所…… 30
第27条 普通保険約款の規定の準用…… 31

13 特則について
第28条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…… 31
第29条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則…… 31
第30条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則…… 32
第31条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…… 32
第32条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則…… 32
第33条 主契約が更新される場合の特則…… 32
第34条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則…… 33
第35条 普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則…… 33

別表１ 対象となる高度障害状態および身体障害の状態…… 34
別表２ 特約保険金の支払請求に必要な書類…… 35

配偶者定期保険特約

（実施　1994.4.2 ／改正　2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金
配当タイプ	毎年配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の戸籍上の配偶者とします。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者について

第２条　特約の被保険者

1．この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその夫または妻として記載されている者とします。

2．この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の１．の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することを必要とします。

3　保険金の支払いについて

第３条　特約保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人（保険契約者が法人の場合には、主契約の被保険者）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
②　本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

⑵　特約死亡保険金について

項　目	内　容
この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑶　特約高度障害保険金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
②　この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊3　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第21条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項　目	内　容
③　この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表１★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第33条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④　特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤　特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表１（P.34参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　特約死亡保険金の受取人の故意 ⑶　この特約の責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑸　戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　主契約の被保険者の故意 ⑶　この特約の被保険者の故意 ⑷　この特約の被保険者の自殺行為 ⑸　この特約の被保険者の犯罪行為 ⑹　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。
⑵　免責事由に該当して特約死亡保険金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この特約は、この特約の被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表１（P.34参照）

第４条　補足説明

＊１　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

4 保険金の支払請求手続について

第5条 特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表2★に定めるものとします。

★別表2（P.35参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

⑵ 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の4．および5．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2．の規定を準用します。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の2．および3．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴ 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。

⑵ ⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶

第7条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4．において「払込期間満了後保険料」といいます。

予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第8条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第３条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1)　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2)　(1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7　失効、失効取消および復活について

第10条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第３条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第３条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条　補足説明

＊１　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条　補足説明

＊１　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴ この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第15条 補足説明

＊１ 保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２ 特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

かったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第16条　補足説明

＊１　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

9　内容の変更および更新等について

第17条　特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第17条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること ⑶　更新後特約の保険期間満了日の翌日のこの特約の被保険者の年齢が80歳以下であること ⑷　更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ⑺　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ⑴　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

第17条　補足説明

＊２　主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条　他の保険契約への加入

１．この特約の被保険者であった者が、第２条（特約の被保険者）の２．または第23条（特約の消滅）の⑴によりこの特約の被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった者は、会社の取扱いの範囲内で、その者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　この特約の被保険者でなくなった日から１か月を経過していないこと
⑶　新たに加入する保険契約の保険金額がこの特約の特約保険金額以下であること

２．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の１か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

⑴　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること ⑵　この特約の被保険者が２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

3．本条の２．による他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
⑵　加入する他の保険契約の責任開始の日	⑴の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第19条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第17条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条　特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。 ⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10　復旧について

第21条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したとき

第18条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

は、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　第４条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第22条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。

2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷　この特約の被保険者が第２条（特約の被保険者）の２．の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第24条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
⑵　解除または解約（第22条）されたとき
⑶　第23条（特約の消滅）の⑴、⑵または⑷の規定により消滅したとき

2．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

3．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第25条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第26条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13　特則について

第28条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵　この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第18条（他の保険契約への加入）中、「第２条（特約の被保険者）の２．または第23条（特約の消滅）の⑴により」とあるのを「第２条（特約の被保険者）の２．、第23条（特約の消滅）の⑴または第28条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑹により」と読み替えます。
⑷　第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑸　主契約の第２被保険者がこの特約の被保険者となるときは、第13条（告知義務）の１．の規定にかかわらず、この特約の被保険者に関する告知は主契約の第２被保険者が行うことを必要とします。この場合、第14条（告知義務違反による解除）および第15条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「この特約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第２被保険者」と読み替えます。
⑹　主契約の第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第29条　個人年金保険契約等に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合には、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（特約保険金の支払い）の２．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
⑵　第５条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の死亡給付金の支払請求手続」と読み替えます。
⑶　第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．中、「主契約の保険期間の終期」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
⑷　第17条（特約の更新）中、「主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
⑸　第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
⑹　第24条（返戻金）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
⑺　主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第24条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第30条　変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定期払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
⑵　この特約については特別勘定による運用は行いません。

第31条　長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第３条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑷　第５条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
⑸　第23条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑹　第24条（返戻金）の１．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第32条　主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第33条　主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。

第32条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

項　目	内　容
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第34条　主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は年金移行特約もしくは夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第35条　普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された普通定期保険契約または長期生活保障保険契約について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第34条　補足説明

＊１　年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　年金移行特約
⑵　夫婦年金移行特約
⑶　介護保障移行特約

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　特約保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特約死亡保険金の支払い	⑴　特約死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．特約高度障害保険金の支払い	⑴　特約高度障害保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ⑵　特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

こども定期保険特約目次

この特約の特色…… 37

1 保障の開始について
第１条 特約の責任開始の時…… 37

2 被保険者について
第２条 特約の被保険者…… 37

3 保険金の支払いについて
第３条 特約保険金の支払い…… 37
第４条 免責事由…… 39

4 保険金の支払請求手続について
第５条 特約保険金の支払請求手続…… 40

5 保険料の払込免除について
第６条 特約の保険料の払込免除…… 40

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第７条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み…… 40
第８条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い…… 41
第９条 特約の保険料の振替貸付…… 41

7 失効、失効取消および復活について
第10条 特約の失効…… 41
第11条 特約の失効取消…… 41
第12条 特約の復活…… 42

8 告知義務と解除について
第13条 告知義務…… 42
第14条 告知義務違反による解除…… 42
第15条 告知義務違反による解除ができないとき…… 43
第16条 重大事由による解除…… 43

9 内容の変更および更新について
第17条 特約の更新…… 44
第18条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更…… 46
第19条 特約保険金額の減額…… 46

10 復旧について
第20条 特約の復旧…… 47

11 解約等について
第21条 特約の解約…… 47
第22条 特約の消滅…… 47
第23条 返戻金…… 47

12 その他
第24条 社員配当金の割当ておよび支払い…… 48
第25条 管轄裁判所…… 48
第26条 普通保険約款の規定の準用…… 48

13 特則について
第27条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…… 48
第28条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則…… 48
第29条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則…… 49
第30条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…… 49
第31条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則…… 49
第32条 主契約が更新される場合の特則…… 49
第33条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則…… 50
第34条 普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則…… 50

別表１ 対象となる高度障害状態および身体障害の状態…… 51
別表２ 特約保険金の支払請求に必要な書類…… 52

こども定期保険特約

（実施　1994.4.2 ／改正　2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金
配当タイプ	毎年配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の満20歳未満の戸籍上の子とします。

1　保障の開始について

第1条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者について

第2条　特約の被保険者

1．この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されており、かつ、満20歳未満の者のうち保険契約者が申し込んだ者とします。

2．この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の1．の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することを必要とします。

3　保険金の支払いについて

第3条　特約保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人（保険契約者が法人の場合には、主契約の被保険者）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によって、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
②　本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

⑵　特約死亡保険金について

項　目	内　容
①　この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後、出生の日からその日を含めて29日以内に死亡したとき	会社は、すでに払い込まれた保険料に相当する金額を保険契約者に支払います。ただし、第4条（免責事由）に定める特約死亡保険金の免責事由に該当するときは支払いません。
②　この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑶　特約高度障害保険金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項　目	内　容
② この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第32条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤ 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.51参照）

第3条　補足説明

＊3　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第20条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

第4条　免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　特約死亡保険金の受取人の故意 (3)　この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4)　この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱

第4条　補足説明

＊1　特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　主契約の被保険者の故意 ⑶　この特約の被保険者の故意 ⑷　この特約の被保険者の自殺行為 ⑸　この特約の被保険者の犯罪行為 ⑹　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表１（P.51参照）

4　保険金の支払請求手続について

第５条　特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表２★に定めるものとします。

★別表２（P.52参照）

5　保険料の払込免除について

第６条　特約の保険料の払込免除

１．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

２．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

３．第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の４．および５．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の２．の規定を準用します。

6　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

１．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、この特約の被保険者の年齢が満20歳となる日の直後の主契約の契約

成立日の応当日（年単位）の前日までの範囲で定めます。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の２．および３．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴　払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。

⑵　⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の４．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第３条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第９条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

⑵　⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7　失効、失効取消および復活について

第10条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。

2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第３条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第７条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の４．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条　補足説明

＊１　失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8　告知義務と解除について

第13条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支

第16条　補足説明

＊１　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。 ⑵　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。 ⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること ⑶　更新後特約の保険期間満了日のこの特約の被保険者の年齢が満20歳以下であること ⑷　更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3．－⑵－②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第17条 補足説明

＊1　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

＊2　主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ⑺　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ⑴　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
⑶　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

項　目	内　容
⑸　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。

2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第17条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。

3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。

4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条　特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 第3条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵ 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶ この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 主契約の保険金を支払ったとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷ この特約の被保険者が第2条（特約の被保険者）の2．の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第23条 返戻金

この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴ この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。

① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
② 解除または解約（第21条）されたとき
③ 第22条（特約の消滅）の⑴、⑵または⑷の規定により消滅したとき

⑵ 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
⑶ この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第24条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第25条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第27条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

(1) この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第１被保険者」と読み替えます。
(2) この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
(3) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
(4) 主契約の第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第28条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

(1) 第３条（特約保険金の支払い）の２．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
(2) 第５条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の死亡給付金の支払請求手続」と読み替えます。
(3) 第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．中、「主契約の保険期間の終期」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
(4) 第17条（特約の更新）中、「主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
(5) 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
(6) 第23条（返戻金）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
(7) 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第23条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回

らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第29条　変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

(1)　第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定期払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
(2)　この特約については特別勘定による運用は行いません。

第30条　長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

(1)　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第１被保険者」と読み替えます。
(2)　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
(3)　第３条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
(4)　第５条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
(5)　第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
　(1)　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
(6)　第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第31条　主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第32条　主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

(1)　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
(2)　主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2)　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。

第31条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

項　目	内　容
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条　主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は年金移行特約もしくは夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第34条　普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された普通定期保険契約または長期生活保障保険契約について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第33条　補足説明

＊１　年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　年金移行特約
⑵　夫婦年金移行特約
⑶　介護保障移行特約

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

対象となる高度障害状態 特約高度障害保険金支払の	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態 保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　特約保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特約死亡保険金の支払い	⑴　特約死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．特約高度障害保険金の支払い	⑴　特約高度障害保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ⑵　特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

長期生活保障特約目次

この特約の特色…… 54

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時…… 54

2　年金支払期間について
第２条　特約の年金支払期間の指定…… 54

3　年金の支払いについて
第３条　特約年金の支払い…… 54
第４条　免責事由…… 57
第５条　年金証書の発行…… 58

4　年金の支払請求手続について
第６条　特約年金の支払請求手続…… 58

5　保険料の払込免除について
第７条　特約の保険料の払込免除…… 58
第８条　保険料の払込免除の免責事由…… 59

6　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第９条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み…… 60
第10条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い…… 60
第11条　特約の保険料の振替貸付…… 60

7　失効、失効取消および復活について
第12条　特約の失効…… 60
第13条　特約の失効取消…… 60
第14条　特約の復活…… 61

8　告知義務と解除について
第15条　告知義務…… 61
第16条　告知義務違反による解除…… 61
第17条　告知義務違反による解除ができないとき…… 62
第18条　重大事由による解除…… 62

9　内容の変更および更新等について
第19条　特約の更新…… 63
第20条　定期保険特約等への変更…… 65
第21条　他の保険契約への加入…… 66
第22条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更…… 67
第23条　特約の年金支払期間の変更…… 67
第24条　第１回特約年金額の減額…… 67

10　復旧について
第25条　特約の復旧…… 67

11　解約等について
第26条　特約の解約…… 68
第27条　特約の消滅…… 68
第28条　返戻金…… 68

12　特約年金の受取人および保険契約者について
第29条　特約に関する権利義務の承継…… 69
第30条　特約年金の受取人の代表者…… 69

13　社員配当金（保険契約者への配当）について
第31条　社員配当金の割当ておよび支払い…… 69

14　その他
第32条　管轄裁判所…… 69
第33条　普通保険約款の規定の準用…… 70

15　特則について
第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則…… 70
第35条　個人年金保険契約等に付加する場合の特則…… 70
第36条　変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則…… 70
第37条　長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…… 71
第38条　主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則…… 71
第39条　主契約が更新される場合の特則…… 71
第40条　主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則…… 72
第41条　主契約に夫婦年金移行特約を付加する場合の特則…… 72
第42条　特約年金の受取人が２人以上いる場合の特則…… 72
第43条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則…… 72

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態…… 74
別表２　対象となる不慮の事故…… 75
別表３　特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類…… 76

長期生活保障特約

（実施　1995.4.2 ／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金の種類	特約年金（確定年金）
配当タイプ	毎年配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1　保障の開始について

第1条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第15条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　年金支払期間について

第2条　特約の年金支払期間の指定

保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3　年金の支払いについて

第3条　特約年金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、特約年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	特約年金の種類	支払事由（特約年金を支払う場合）	金　額	受取人
特約年金	確定年金	⑴　死亡による特約年金 ①　第１回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき ②　第２回以後の特約年金 第１回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間（第２条）中の特約年金支払日*2が到来したとき	⑴　第１回特約年金 第１回特約年金額 ⑵　第２回以後の特約年金 第１回特約年金額と同額	主契約の死亡保険金受取人
		⑵　高度障害状態（別表１★）による特約年金 ①　第１回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１★）になったとき ②　第２回以後の特約年金 第１回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2が到来したとき		主契約の高度障害保険金受取人

２．特約年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　第１回特約年金を支払う場合の支払事由発生後のこの特約の保険料	この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、払い込む必要はありません。
②　特約一時金の支払い	ア．特約年金の受取人は、第１回特約年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、特約年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する特約一時金★（以下「特約一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 ㋐　第１回特約年金の支払前であること ㋑　特約年金の一部の支払いに代えて特約一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第１回特約年金額が12万円以上となること イ．ア．により、特約年金の全部の支払いに代えて特約一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。
③　第１回特約年金額が12万円未満となるとき	ア．特約一時金を保険契約者に支払います。 イ．この特約は、第１回特約年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④　第１回特約年金を支払ったとき	その後新たに第１回特約年金の支払事由が生じても、これによる特約年金は支払いません。

第３条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、「高度障害状態（別表１★）による特約年金」については、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　特約年金支払日

特約年金支払日は、次のとおりとします。

項　目	内　容
⑴　第１回特約年金の支払日	第１回特約年金の支払事由が生じた日
⑵　第２回以後の特約年金の支払日	⑴に規定する第１回特約年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年のその日の応当日

項　目	内　容
⑤　特約年金の受取人がこの特約の年金支払期間中の最終の特約年金支払日*2前に死亡したとき	ア．特約年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価★（以下「未払いの特約年金現価」といいます。）を支払い、この特約は消滅します。 イ．特約年金の受取人の相続人は、ア．による未払いの特約年金現価の支払いに代えて、特約年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 ㈠　この特約はこの特約の年金支払期間が満了するまで消滅せず、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2に特約年金を継続して支払います。 ㈡　特約年金の継続支払中にこの特約の解約（第26条）の請求があった場合には、この特約はその時に消滅し、返戻金（第28条）を特約年金の受取人の相続人に支払います。

⑵　死亡による特約年金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑶　高度障害状態（別表１★）による特約年金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表１★）になったときは、第１回特約年金の支払事由が生じたものとします。
②　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表１★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第15条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③　被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表１★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に第１回特約年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第19条・第39条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第３条　補足説明

＊３　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊４　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項　目	内　容
④　「高度障害状態（別表１★）による特約年金」の第１回特約年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による特約年金」の第１回特約年金または特約一時金の支払請求を受け、「死亡による特約年金」または特約一時金が支払われるとき	「高度障害状態（別表１★）による特約年金」の第１回特約年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、「高度障害状態（別表１★）による特約年金」は支払いません。

★別表１（P.74参照）
★「会社の定める方法により計算する特約一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.562参照）
★「会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.563参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約年金を支払わない場合）
死亡による特約年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　特約年金の受取人の故意 (3)　この特約の責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 (4)　この特約の復活（第14条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱
特約年金 高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　特約年金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2)　「戦争その他の変乱」によって特約年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約年金の金額の一部または全部を支払います。
(3)　免責事由に該当して「死亡による特約年金」を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表１（P.74参照）

第４条　補足説明

＊１　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

第５条　年金証書の発行

会社は、第１回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。ただし、この特約を付加した主契約が消滅しないときは、年金証書の発行に代えて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4　年金の支払請求手続について

第６条　特約年金の支払請求手続

1．特約年金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．特約年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．本条の２．の規定にかかわらず、第２回以後の特約年金について、会社の取扱いの範囲内で、特約年金支払日（第３条）に特約年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
4．本条の３．の取扱いをするときは、会社は、特約年金支払日（第３条）の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で特約年金を支払います。
5．この特約が次の契約形態の場合で、特約年金もしくは特約一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、特約年金の受取人は特約年金または特約一時金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
特約年金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　特約年金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表３（P.76参照）

第６条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の５．において「当該団体」といいます。

5　保険料の払込免除について

第７条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第８条）に該当するときは免除しません。

第７条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時
第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、この特約の保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2)　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.74参照）、別表２（P.75参照）

第８条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第７条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.74参照）

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第９条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の２．および３．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴ 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。

⑵ ⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の４．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第26条）されたものとします。

第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約年金の支払事由（第３条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第11条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

⑵ ⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第12条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第13条 特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込む

第９条 補足説明

＊１ 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の４．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第13条 補足説明

＊１ 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２ 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

ことを必要とします。

2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約年金の支払事由（第３条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約年金の支払事由（第３条）が生じたとき	特約年金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第13条　補足説明

＊３　延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第14条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。

2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第14条　補足説明

＊１　復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8　告知義務と解除について

第15条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第16条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　特約年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が証明したときは、会社は、特約年金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通

知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約年金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第17条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第16条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第17条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第18条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除*1することができます。

第18条　補足説明

＊１　解除
特約年金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡による特約年金の場合は被保険者を除きます。）または特約年金の受取人が特約年金*2を詐取する目的もしくは他人に特約年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約年金*2の請求に関し、特約年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または特約年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除*1することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約年金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約年金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約年金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除*1の通知については、第16条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9　内容の変更および更新等について

第19条　特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
⑶　更新後特約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること
⑷　更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更

第18条　補足説明

＊２　特約年金
この特約の特約年金または保険料の払込免除をいいます。

＊３　特約年金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、特約年金のうち、その受取人に支払われるべき特約年金をいいます。

第19条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険料払込期間満了日
主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

３．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
⑶　更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。

項　目	内　容
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③　①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　更新後特約の年金支払期間	更新前特約の年金支払期間と同一とします。
⑹　この特約が更新されたとき	①　特約年金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第16条・第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③または本条の４．の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑺　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑻　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑹－①に準じて継続したものとして取り扱います。

４．保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第20条　定期保険特約等への変更

１．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を定期保険特約等*2に変更することができます。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第７条）されていないこと
⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

２．定期保険特約等*2への変更について、次のとおり取り扱います。

第20条　補足説明

＊１　払込期月の主契約の契約成立日の応当日

この特約を定期保険特約または逓減定期保険特約に変更するときは、この特約の保険期間満了日の翌日に限ります。本条において「特約変更日」といいます。

＊２　定期保険特約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　定期保険特約
⑵　養老保険増額特約
⑶　終身保険増額特約
⑷　逓減定期保険特約

項　目	内　容
(1)　変更後特約*3の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
(2)　変更後特約*3の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*3の特約保険金の支払事由 イ．変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3)　変更後特約*3の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約一時金額*4を限度とします。
(4)　変更後特約*3に変更されたとき	①　変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約*5は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　特約保険金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第21条　他の保険契約への加入

1．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の１か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

(1)　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
(2)　被保険者が２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

2．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2)　加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。

第20条　補足説明

＊３　変更後特約
この特約から変更された場合の定期保険特約等*2をいいます。

＊４　変更前特約の特約一時金額
この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

＊５　変更前特約
この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

項　目	内　容
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約一時金額*1を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第22条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第19条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第23条　特約の年金支払期間の変更

第１回特約年金の支払事由（第３条）が生じたときは、特約年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、この特約の年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第24条　第１回特約年金額の減額

1．保険契約者は、第１回特約年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かって第１回特約年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第１回特約年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．第１回特約年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
⑵　第１回特約年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10　復旧について

第25条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第21条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の特約一時金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

⑴　第３条（特約年金の支払い）および第７条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　第４条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第26条 特約の解約

1．保険契約者は、第１回特約年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
3．本条の１．に定めるほか、第１回特約年金の支払後は、特約年金の受取人は、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の２．の規定に準じて返戻金を特約年金の受取人に支払います。
4．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第27条 特約の消滅

1．次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき。ただし、この特約の第１回特約年金が支払われるときは消滅しません。
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

2．本条の１．－⑴の規定によりこの特約が消滅しない場合には、この特約の年金支払期間が満了したときに、この特約は消滅します。

第28条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第12条）
⑵　解除または解約（第26条）されたとき
⑶　第27条（特約の消滅）の１．－⑵の規定により消滅したとき

2．本条の１．の規定にかかわらず、第18条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除*1した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分については本条の1．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第１回特約年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第１回特約年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.564参照）

第28条 補足説明

＊1　解除
特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

12 特約年金の受取人および保険契約者について

第29条 特約に関する権利義務の承継

第１回特約年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者の保険契約上のすべての権利義務は、特約年金の受取人に承継されます。

第30条 特約年金の受取人の代表者

1．特約年金の受取人が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の特約年金の受取人を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が特約年金の受取人の１人に対してした行為は、他の特約年金の受取人に対しても効力を生じます。

13 社員配当金（保険契約者への配当）について

第31条 社員配当金の割当ておよび支払い

1．この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。
2．本条の１．の規定にかかわらず、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に有効に継続している第１回特約年金の支払後の保険契約のうち、その事業年度の次の事業年度に第２回以後の特約年金を支払うこととなる特約に対して、会社の定める方法により、社員配当金を割り当てることがあります。割り当てた社員配当金は、会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。

支払方法	内　容
⑴　特約年金額を増額する方法	①　社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度の特約年金支払日に、主たる特約年金と終期を同一とする確定年金の一時払保険料に充当します。 ②　①の規定にかかわらず、社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度の特約年金支払日に最終の特約年金を支払うときは、最終の特約年金とともに特約年金の受取人に支払います。
⑵　利息をつけて積み立てる方法	①　社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度の特約年金支払日から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、特約が消滅（第27条）するとき、または特約年金の受取人から請求があったときに、特約年金の受取人に支払います。
⑶　年金とともに支払う方法	社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度の特約年金支払日に、特約年金とともに特約年金の受取人に支払います。

3．本条の２．の規定による社員配当金の支払いを行う前に特約が消滅するときは、割り当てた社員配当金は社員配当準備金に繰り入れます。
4．会社は、本条の２．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

14 その他

第32条 管轄裁判所

この特約における特約年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟について

は、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第33条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15　特則について

第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第27条（特約の消滅）および第28条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑶　この特約の第１回特約年金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の特約年金の受取人は次のとおりとします。
　①　主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
　②　主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第２被保険者
　③　主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第１被保険者
　④　主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第１被保険者
⑷　第１被保険者が高度障害状態になって見舞金を支払った場合でも、普通保険約款の保険契約者の権利義務の承継の規定にかかわらず、保険契約上の権利義務は、第２被保険者に承継されません。

第35条　個人年金保険契約等に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（特約年金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．中、「主契約の保険期間の終期」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
⑶　第19条（特約の更新）中、「被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
⑷　第27条（特約の消滅）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
⑸　第28条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
⑹　第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の２．中、「会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。」とあるのを「主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。」と読み替えます。
⑺　被保険者が年金支払開始日前に高度障害状態になったときは、普通保険約款に定める保険契約者の権利義務の承継の規定にかかわらず、保険契約上の一切の権利義務は、特約年金の受取人に承継されます。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第28条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第36条　変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加すると

きは、次のとおり取り扱います。

⑴　第27条（特約の消滅）および第28条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
⑵　この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条　長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（特約年金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第３条（特約年金の支払い）の２．－⑴－③および主契約の普通保険約款に定める第１回年金額が12万円未満となる場合の取扱いについての規定の適用にあたっては、この特約の第１回特約年金額と主契約の第１回年金額とをあわせて取り扱います。
⑷　第５条（年金証書の発行）を次のとおり読み替えます。
第５条（年金証書の発行）
会社は、第１回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。
⑸　第27条（特約の消滅）の１．－⑴中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。
⑹　第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の２．中、「会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。」とあるのを「主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。」と読み替えます。

第38条　主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第38条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時
主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

第39条　主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。

項　目	内　容
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約年金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）、告知義務違反による解除（第16条・第17条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部を更新日に定期保険特約または逓減定期保険特約に変更することができます。

第40条　主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則

この特約の保険期間が終身の場合を除き、主契約に年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は年金移行特約もしくは夫婦年金移行特約に定める年金支払開始日の前日または介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第41条　主契約に夫婦年金移行特約を付加する場合の特則

主契約に夫婦年金移行特約を付加して、主契約の一部が夫婦年金支払に移行されるときは、主契約の死亡保険金受取人は、主たる被保険者の配偶者に限ります。

第42条　特約年金の受取人が２人以上いる場合の特則

特約年金の受取人が２人以上いるときは、第３条（特約年金の支払い）の２．－⑴－⑤中、「特約年金の受取人が」とあるのを「特約年金の受取人の代表者が」と、「特約年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「特約年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第43条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　「高度障害状態（別表１★）による特約年金」の受取人が被保険者の場合で、その特約年金の受取人がその特約年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその特約年金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

①　この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。 ②　①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による特約年金」の受取人

⑵　⑴の場合、②に該当する「死亡による特約年金」の受取人が２人以上いると

第40条　補足説明

＊１　年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　年金移行特約
⑵　夫婦年金移行特約
⑶　介護保障移行特約

きは、その特約年金の受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶ ⑴の規定により、⑴に定める代理人が特約年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表３★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
② ⑴に定める代理人の印鑑証明書
③ ⑴に定める代理人の住民票
④ 被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷ ⑴の規定により会社が特約年金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑸ 特約年金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。

★別表１（P.74参照）、別表３（P.76参照）

第43条 補足説明

＊１ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態 特約年金支払の対象となる	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上.で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い､かつ､１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態 保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．死亡による特約年金の支払い	第１回特約年金の場合 ⑴　特約年金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約年金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の特約年金の場合 ⑴　特約年金支払請求書 ⑵　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑶　特約年金の受取人の印鑑証明書
２．高度障害状態（別表１）による特約年金の支払い	第１回特約年金の場合 ⑴　特約年金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約年金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の特約年金の場合 ⑴　特約年金支払請求書 ⑵　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑶　特約年金の受取人の印鑑証明書
３．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 ⑷　最終の保険料の払込みを証明する書類

⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。
⑵　特約年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。
⑶　２．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

介護・特定疾病定期保険特約目次

この特約の特色…… 78

1 保障の開始について
第１条 特約の責任開始の時…… 78

2 保険金の支払いについて
第２条 特約保険金の支払い…… 78
第３条 免責事由…… 81

3 保険金の支払請求手続について
第４条 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続…… 82

4 保険料の払込免除について
第５条 特約の保険料の払込免除…… 82
第６条 保険料の払込免除の免責事由…… 83

5 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第７条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み…… 83
第８条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い…… 84
第９条 特約の保険料の振替貸付…… 84

6 失効、失効取消および復活について
第10条 特約の失効…… 84
第11条 特約の失効取消 …… 84
第12条 特約の復活…… 85

7 告知義務と解除について
第13条 告知義務…… 85
第14条 告知義務違反による解除…… 85
第15条 告知義務違反による解除ができないとき…… 85
第16条 重大事由による解除…… 86

8 内容の変更および更新等について
第17条 特約の更新…… 87
第18条 養老保険増額特約等への変更…… 89
第19条 他の保険契約への加入…… 91
第20条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更…… 91
第21条 特約保険金額の減額…… 92

9 復旧について
第22条 特約の復旧…… 92

10 解約等について
第23条 特約の解約…… 92
第24条 特約の消滅…… 92
第25条 返戻金…… 92

11 その他
第26条 社員配当金の割当ておよび支払い…… 93
第27条 管轄裁判所…… 93
第28条 普通保険約款の規定の準用…… 93

12 特則について
第29条 生存給付金付終身保険契約等に付加する場合の特則…… 93
第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…… 93
第31条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則…… 94
第32条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則…… 94
第33条 特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則…… 95
第34条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…… 95
第35条 介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則…… 95
第36条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則…… 95
第37条 主契約が更新される場合の特則…… 95
第38条 主契約に年金移行特約を付加する場合の特則…… 96
第39条 普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則…… 96
第40条 契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則…… 96

別表１ 対象となる高度障害状態および身体障害の状態…… 99
別表２ 要介護状態…… 100
別表３ 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中…… 101
別表４ 対象となる不慮の事故…… 102
別表５ 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類…… 102

介護・特定疾病定期保険特約

（実施　2000.4.3／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金 ⑶　特約介護保険金 ⑷　特約特定疾病保険金
配当タイプ	毎年配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　保険金の支払いについて

第２条　特約保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	保険金受取人 主契約の死亡
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１★）になったとき		保険金受取人 主契約の高度障害

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金等*6については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約介護保険金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表２★）に該当したこと (2)　(1)の要介護状態（別表２★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人
特約特定疾病保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1)　悪性新生物 この特約の責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表３★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2)　急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表３★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3)　脳卒中 脳卒中（別表３★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　全般について

項　目	内　容
①　特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
②　特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるとき	特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約介護保険金または特約特定疾病保険金は支払いません。
③　特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約介護保険金の支払請求を受け、特約介護保険金が支払われるとき	特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約介護保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約特定疾病保険金は支払いません。
④　特約高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア．この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ．その後に特約高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、特約高度障害保険金等*6は支払いません。

第２条　補足説明

＊２　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊３　診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

＊４　労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

＊５　他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

＊６　特約高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

(1)　特約高度障害保険金

(2)　特約介護保険金

(3)　特約特定疾病保険金

⑵ 特約高度障害保険金について

項　目	内　容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第37条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

⑶ 特約介護保険金について

項　目	内　容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として特約介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、この特約の保険期間満了日に特約介護保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

第2条　補足説明

＊7　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊8　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第22条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

(4) 特約特定疾病保険金について

項　目	内　容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合で、特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞または脳卒中による特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約特定疾病保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

★別表1（P.99参照）、別表2（P.100参照）、別表3（P.101参照）

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の日
第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表２★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　特約死亡保険金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2)　「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。

★別表１（P.99参照）、別表２（P.100参照）

3　保険金の支払請求手続について

第４条　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続

特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表５★に定めるものとします。

★別表５（P.102参照）

4　保険料の払込免除について

第５条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第６条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

第３条　補足説明

＊２　特約死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

(1)　特約死亡保険金

(2)　特約高度障害保険金

(3)　特約介護保険金

第５条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
⑵　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.99参照）、別表４（P.102参照）

第６条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第５条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.99参照）

5　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。
2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4．本条の２．および３．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の４．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第９条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

6　失効、失効取消および復活について

第10条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第７条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料
本条の４．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条　補足説明

＊１　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第２条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

7　告知義務と解除について

第13条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
2．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を将来に向かって解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第12条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

⑴　この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条　補足説明

＊１　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

⑴　特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。 ⑵　すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。 ⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

8 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3．－⑵－②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

＊2　特約保険金

本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

第17条 補足説明

＊1　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

＊2　主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③　①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条・第６条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③または本条の４．の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

４．保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第18条　養老保険増額特約等への変更

１．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を養老保険増額特約等*2に変更することができます。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第５条）されていないこと
⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

第18条　補足説明

＊１　払込期月の主契約の契約成立日の応当日

本条において「特約変更日」といいます。

＊２　養老保険増額特約等

次の⑴から⑶をいいます。
⑴　養老保険増額特約
⑵　終身保険増額特約
⑶　介護・特定疾病終身保険特約

2．養老保険増額特約等*2への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*3の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
⑵　変更後特約*3の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ②　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に変更後特約*3に変更するときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*3の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*3の特約保険金の支払事由 イ．変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
⑶　変更後特約*3の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約保険金額*4を限度とします。

第18条　補足説明

＊３　変更後特約
この特約から変更された場合の養老保険増額特約等*2をいいます。

＊４　変更前特約の特約保険金額
この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

項　目	内　容
⑷　変更後特約*3に変更されたとき	①　変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約*5は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　特約保険金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第18条　補足説明

＊5　変更前特約
この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

第19条　他の保険契約への加入

1．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の１か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

⑴　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
⑵　被保険者が２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

2．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
⑵　加入する他の保険契約の責任開始の日	⑴の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第19条　補足説明

＊1　この特約の保険期間満了日の特約保険金額
この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

第20条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第17条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条　特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第23条）されたものとして取り扱います。
⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

9　復旧について

第22条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。

2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第2条（特約保険金の支払い）および第5条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　第3条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10　解約等について

第23条　特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。

2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第24条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷　主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条　返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、こ

第24条　補足説明

＊1　年金移行特約等

次の⑴から⑷をいいます。

⑴　年金移行特約
⑵　夫婦年金移行特約
⑶　介護保障移行特約
⑷　個人年金保険介護年金特約

の返戻金を保険契約者に支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
⑵　解除または解約（第23条）されたとき
⑶　第24条（特約の消滅）の⑵の規定により消滅したとき

2．本条の１．の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の１．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第26条　社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条　管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第29条　生存給付金付終身保険契約等に付加する場合の特則

この特約を生存給付金付終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第30条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第29条　補足説明

＊１　生存給付金付終身保険契約等

次の⑴から⑹をいいます。

⑴　生存給付金付終身保険契約
⑵　有期払込高保障終身保険契約
⑶　有期払込普通終身保険契約
⑷　普通終身保険契約
⑸　有期払込終身保険契約
⑹　特別終身年金保険契約

(1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
(2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
(3) この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の受取人は次のとおりとします。
　① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
　② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第２被保険者
　③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第１被保険者
　④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第１被保険者
(4) この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、第１被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
(5) 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の受取人は第１被保険者とします。
(6) 第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第31条　個人年金保険契約等に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

(1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
(2) 第２条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
(3) この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
(4) 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
(5) 第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
(6) 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）の規定に準じて、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第25条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第32条　変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
(2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
(3) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第33条　特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
⑵　第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済特定疾病保障終身保険または延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第34条　長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第４条（特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
⑷　第24条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき

第35条　介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
⑵　第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済介護・特定疾病終身保険または延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第36条　主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第37条　主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。

第36条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条・第６条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第38条　主契約に年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。この場合、第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）の規定を準用して取り扱います。

第39条　普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された普通定期保険契約または長期生活保障保険契約について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第40条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理

請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⒀のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴ 特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、特約介護保険金の受取人が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。
② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡保険金の受取人

⑵ ⑴の場合、②に該当する特約死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、その特約死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶ ⑴の規定により、⑴に定める代理人が特約介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表５★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
② ⑴に定める代理人の印鑑証明書
③ ⑴に定める代理人の住民票
④ 被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷ 特約特定疾病保険金の受取人が被保険者の場合で、特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約特定疾病保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

⑸ ⑷の規定により、指定代理請求人が特約特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表５★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
② 指定代理請求人の印鑑証明書
③ 指定代理請求人の住民票
④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

⑹ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は⑷に規定する者に限ります。

⑺ ⑹の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

⑻ 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。

⑼ ⑴の規定により会社が特約介護保険金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑽ ⑷の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑾ 特約保険金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人または指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

⑿ 第14条（告知義務違反による解除）の３．中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

⒀ 第14条（告知義務違反による解除）の４．中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表５（P.102参照）

第40条 補足説明

＊１ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

⑴ 常時寝たきり状態で、下表のア．に該当し、かつ、下表のイ．～オ．のうち２項目以上に該当して他人の介護を要する状態

⑵ 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

ア．ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ．衣服の着脱が自分ではできない。
ウ．入浴が自分ではできない。
エ．食物の摂取が自分ではできない。
オ．大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

１．器質性認知症

⑴ 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

⑵ ⑴の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成６年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

２．意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3．見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア．時間の見当識障害
　：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ．場所の見当識障害
　：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ．人物の見当識障害
　：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表３　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、１．によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中２．の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

１．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
⑴　悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（特約の復活が行われたときは最終の復活の日または特約の復旧が行われたときは最終の復旧の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
⑵　急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
⑶　脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

２．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
⑴　悪性新生物	ア．口腔および咽頭の悪性新生物	140 ～ 149
	イ．消化器および腹膜の悪性新生物	150 ～ 159
	ウ．呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160 ～ 165
	エ．骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170 ～ 175）のうち、	
	㈠　骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	㈡　結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	㈢　皮膚の悪性黒色腫	172
	㈣　女性乳房の悪性新生物	174
	㈤　男性乳房の悪性新生物	175
	オ．泌尿生殖器の悪性新生物	179 ～ 189
	カ．その他および部位不明の悪性新生物	190 ～ 199
	キ．リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200 ～ 208
⑵　急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410 ～ 414）のうち、 急性心筋梗塞	410
⑶　脳卒中	脳血管疾患（430 ～ 438）のうち、	
	ア．くも膜下出血	430
	イ．脳内出血	431
	ウ．脳動脈の狭塞	434

別表４　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表５　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特約介護保険金の支払い	(1)　特約介護保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．特約特定疾病保険金の支払い	(1)　特約特定疾病保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類

(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。
(2)　特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。
(3)　被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

介護・特定疾病終身保険特約目次

この特約の特色……104

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……104

2　保険金の支払いについて
第２条　特約保険金の支払い……104
第３条　免責事由……107

3　保険金の支払請求手続について
第４条　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続……108

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……108
第６条　保険料の払込免除の免責事由……109

5　保険料払込期間および保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料払込期間および保険料の払込み……109
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……110
第９条　特約の保険料の振替貸付……110

6　失効、失効取消および復活について
第10条　特約の失効……110
第11条　特約の失効取消……110
第12条　特約の復活……110

7　告知義務と解除について
第13条　告知義務……110
第14条　告知義務違反による解除……111
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……111
第16条　重大事由による解除……112

8　保険契約者に対する貸付について
第17条　保険契約者に対する貸付……112

9　内容の変更について
第18条　特約保険金額の減額……112

10　復旧について
第19条　特約の復旧……113

11　解約等について
第20条　特約の解約……113
第21条　特約の消滅……113
第22条　返戻金……113

12　その他
第23条　社員配当金の割当ておよび支払い……114
第24条　管轄裁判所……114
第25条　普通保険約款の規定の準用……114

13　特則について
第26条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……114
第27条　個人年金保険契約等に付加する場合の特則……114
第28条　特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則……115
第29条　介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則……115
第30条　主契約に年金移行特約を付加する場合の特則……115
第31条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……116

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……118
別表２　要介護状態……119
別表３　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中……120
別表４　対象となる不慮の事故……121
別表５　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類……121

介護・特定疾病終身保険特約

（実施　2000.4.3／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金 ⑶　特約介護保険金 ⑷　特約特定疾病保険金
配当タイプ	毎年配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　保険金の支払いについて

第２条　特約保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	保険金受取人 主契約の死亡
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１★）になったとき		保険金受取人 主契約の高度障害

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金等*6については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金額	受取人
特約介護保険金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表２★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表２★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人
特約特定疾病保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 悪性新生物 この特約の責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表３★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2) 急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表３★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3) 脳卒中 脳卒中（別表３★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項　目	内　容
① 特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
② 特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるとき	特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約介護保険金または特約特定疾病保険金は支払いません。
③ 特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約介護保険金の支払請求を受け、特約介護保険金が支払われるとき	特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約介護保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約特定疾病保険金は支払いません。
④ 特約高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア．この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ．その後に特約高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、特約高度障害保険金等*6は支払いません。

第２条　補足説明

＊２　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊３　診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

＊４　労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

＊５　他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

＊６　特約高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

(1) 特約高度障害保険金

(2) 特約介護保険金

(3) 特約特定疾病保険金

項　目	内　容
⑤　特約保険金の支払事由が生じ、支払うべき特約保険金がある場合で、主契約の普通保険約款およびこの特約に規定する保険料の振替貸付（第９条）または保険契約者に対する貸付（第17条）が行われているとき	支払うべき特約保険金から貸付元利金を差し引きます。

⑵　特約高度障害保険金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表１★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
②　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表１★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

⑶　特約介護保険金について

項　目	内　容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として特約介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ①　この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 ②　その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

第２条　補足説明

＊７　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊８　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第19条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

(4) 特約特定疾病保険金について

項　目	内　容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。

★別表1（P.118参照）、別表2（P.119参照）、別表3（P.120参照）

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
特約介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 特約死亡保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の日
第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

項　目	内　容
⑵　「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.118参照）、別表2（P.119参照）

3　保険金の支払請求手続について

第4条　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続

特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表5★に定めるものとします。

★別表5（P.121参照）

4　保険料の払込免除について

第5条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第6条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
⑵　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.118参照）、別表4（P.121参照）

第3条　補足説明

＊2　特約死亡保険金等
次の⑴から⑶をいいます。
⑴　特約死亡保険金
⑵　特約高度障害保険金
⑶　特約介護保険金

第5条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時
第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

第6条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.118参照）

5　保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条　特約の保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の2．および3．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1)　払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
(2)　(1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第20条）されたものとします。

第7条　補足説明

＊1　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第8条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1)　主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2)　(1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

6　失効、失効取消および復活について

第10条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第２条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

7　告知義務と解除について

第13条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）の際に、保険

第11条　補足説明

＊1　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除（この特約の復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

第16条　補足説明

＊1　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

＊2　特約保険金
本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

8　保険契約者に対する貸付について

第17条　保険契約者に対する貸付

保険契約者は、この特約の返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。

第17条　補足説明

＊1　特約の返戻金額
第9条（特約の保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

9　内容の変更について

第18条　特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただ

し、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分に対応する返戻金（第22条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 復旧について

第19条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。

2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第2条（特約保険金の支払い）および第5条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
⑵　第3条（免責事由）の責任開始の日は、復旧分についてその復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第20条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。

2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第21条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷　主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第22条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 補足説明

＊1　年金移行特約等

次の⑴から⑷をいいます。

⑴　年金移行特約
⑵　夫婦年金移行特約
⑶　介護保障移行特約
⑷　個人年金保険介護年金特約

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
⑵　解除または解約（第20条）されたとき
⑶　第21条（特約の消滅）の⑵の規定により消滅したとき

2．本条の１．の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の１．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12　その他

第23条　社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第24条　管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13　特則について

第26条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑶　この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の受取人は次のとおりとします。
　①　主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
　②　主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第２被保険者
　③　主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第１被保険者
　④　主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第１被保険者
⑷　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の受取人は第１被保険者とします。
⑸　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第27条　個人年金保険契約等に付加する場合の特則

1．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
⑵ 第２条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶ 第21条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
⑷ 第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
⑸ 主契約の年金の種類は、保証期間付終身年金または終身年金であることを必要とします。
⑹ 主契約の年金の種類のすべてが保証期間付有期年金、有期年金または確定年金に変更されたときは、主契約が消滅したものとみなして取り扱います。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第22条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第28条　特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約の保険金額が減額されたときは、特約保険金額も同じ割合で減額します。この場合、第18条（特約保険金額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑵ 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済特定疾病保障終身保険または延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第29条　介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約の保険金額が減額されたときは、特約保険金額も同じ割合で減額します。この場合、第18条（特約保険金額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑵ 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済介護・特定疾病終身保険または延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第30条　主契約に年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合には、この特約は消滅します。
⑵ ⑴の規定によりこの特約が消滅する場合で、保険契約者に支払うべき金額があるときは、年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、主契約が消滅したものとみなして取り扱います。

第31条　契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⒀のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、特約介護保険金の受取人が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

①　この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。 ②　①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡保険金の受取人

⑵　⑴の場合、②に該当する特約死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、その特約死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶　⑴の規定により、⑴に定める代理人が特約介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表５★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 ②　⑴に定める代理人の印鑑証明書 ③　⑴に定める代理人の住民票 ④　被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷　特約特定疾病保険金の受取人が被保険者の場合で、特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約特定疾病保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

①　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 ②　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

⑸　⑷の規定により、指定代理請求人が特約特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表５★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 ②　指定代理請求人の印鑑証明書 ③　指定代理請求人の住民票 ④　被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

⑹　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は⑷に規定する者に限ります。

⑺　⑹の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

⑻ 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。

⑼ ⑴の規定により会社が特約介護保険金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑽ ⑷の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑾ 特約保険金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人または指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

⑿ 第14条（告知義務違反による解除）の３．中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

⒀ 第14条（告知義務違反による解除）の４．中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表５（P.121参照）

第31条 補足説明

＊１ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

⑴ 常時寝たきり状態で、下表のア．に該当し、かつ、下表のイ．～オ．のうち２項目以上に該当して他人の介護を要する状態

⑵ 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

ア．ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ．衣服の着脱が自分ではできない。
ウ．入浴が自分ではできない。
エ．食物の摂取が自分ではできない。
オ．大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

１．器質性認知症

⑴ 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

⑵ ⑴の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成６年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

２．意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3．見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア．時間の見当識障害
　：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ．場所の見当識障害
　：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ．人物の見当識障害
　：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表３　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、１．によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中２．の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

１．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
⑴　悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（特約の復活が行われたときは最終の復活の日または特約の復旧が行われたときは復旧分についてその復旧の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
⑵　急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
⑶　脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

２．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
⑴　悪性新生物	ア．口腔および咽頭の悪性新生物	140 ～ 149
	イ．消化器および腹膜の悪性新生物	150 ～ 159
	ウ．呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160 ～ 165
	エ．骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170 ～ 175）のうち、	
	㈠　骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	㈡　結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	㈢　皮膚の悪性黒色腫	172
	㈣　女性乳房の悪性新生物	174
	㈤　男性乳房の悪性新生物	175
	オ．泌尿生殖器の悪性新生物	179 ～ 189
	カ．その他および部位不明の悪性新生物	190 ～ 199
	キ．リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200 ～ 208
⑵　急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410 ～ 414）のうち、 急性心筋梗塞	410
⑶　脳卒中	脳血管疾患（430 ～ 438）のうち、	
	ア．くも膜下出血	430
	イ．脳内出血	431
	ウ．脳動脈の狭塞	434

別表４　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表５　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特約介護保険金の支払い	(1)　特約介護保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．特約特定疾病保険金の支払い	(1)　特約特定疾病保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類

(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。
(2)　特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。
(3)　被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

５年ごと利差配当付定期保険特約目次

この特約の特色……123

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……123

2　保険金の支払いについて
第２条　特約保険金の支払い……123
第３条　免責事由……124

3　保険料の払込免除について
第４条　特約の保険料の払込免除……125
第５条　保険料の払込免除の免責事由……126

4　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第６条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み……126
第７条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……127
第８条　特約の保険料の振替貸付……127

5　失効、失効取消および復活について
第９条　特約の失効……127
第10条　特約の失効取消……127
第11条　特約の復活……127

6　告知義務と解除について
第12条　告知義務……128
第13条　告知義務違反による解除……128
第14条　告知義務違反による解除ができないとき……128
第15条　重大事由による解除……129

7　内容の変更および更新等について
第16条　特約の更新……129
第17条　５年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更……131
第18条　他の保険契約への加入……132
第19条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更……133
第20条　特約保険金額の減額……133

8　復旧について
第21条　特約の復旧……133

9　解約等について
第22条　特約の解約……134
第23条　特約の消滅……134
第24条　返戻金……134

10　被保険者の変更について
第25条　特約の被保険者の変更……134

11　その他
第26条　社員配当金の割当ておよび支払い……135
第27条　管轄裁判所……135
第28条　普通保険約款の規定の準用……135

12　特則について
第29条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……135
第30条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……135
第31条　主契約が更新または変更される場合の特則……135
第32条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則……136

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……137
別表２　対象となる不慮の事故……138

５年ごと利差配当付定期保険特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　保険金の支払いについて

第２条　特約保険金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金を主契約の保険金とあわせて、その受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由(特約保険金を支払う場合)	金額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	保険金受取人 主契約の死亡
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１★）になったとき		保険金受取人 主契約の高度障害

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います

項　目	内　容
(1)　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表１★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
(2)　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表１★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3)　被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表１★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第16条・第31条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ①　この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ②　その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
(4)　特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
(5)　特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表１（P.137参照）

第３条　免責事由

1．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　特約死亡保険金の受取人の故意 (3)　この特約の責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 (4)　この特約の復活（第11条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱

第２条　補足説明

＊２　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊３　この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

第３条　補足説明

＊１　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　特約死亡保険金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表１（P.137参照）

3　保険料の払込免除について

第４条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第５条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除　身体障害の状態による	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
⑵　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第４条　補定説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

★別表1（P.137参照）、別表2（P.138参照）

第5条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.137参照）

4　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第6条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の2．および3．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1)　払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
(2)　(1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶

第6条　補足説明

＊1　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4．において「払込期間満了後保険料」といいます。

予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第７条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第８条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1)　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2)　(1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

5　失効、失効取消および復活について

第９条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第２条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第11条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条　補足説明

＊１　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条　補足説明

＊１　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

6 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴ この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第14条 補足説明

＊１ 保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２ 特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または被保険者の変更の日とします

かったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第15条　補足説明

＊１　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　特約保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

7　内容の変更および更新等について

第16条　特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第16条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること ⑶　更新後特約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること ⑷　更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第７条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第７条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ⑺　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ⑴　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

第16条　補足説明

＊２　主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③　①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第４条・第５条）および告知義務違反による解除（第13条・第14条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③または本条の４．の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

４．保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第17条　５年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更

１．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を５年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2に変更することができます。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第４条）されていないこと
⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

２．５年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2への変更について、次のとおり取り

第17条　補足説明

＊１　払込期月の主契約の契約成立日の応当日

この特約を５年ごと利差配当付逓減定期保険特約または５年ごと利差配当付長期生活保障特約に変更するときは、第16条（特約の更新）の規定に基づいてこの特約を更新する場合の特約更新日に限ります。本条において「特約変更日」といいます。

＊２　５年ごと利差配当付養老保険増額特約等

次の⑴から⑷をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑵　５年ごと利差配当付終身保険増額特約
⑶　５年ごと利差配当付逓減定期保険特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約

扱います。

項　目	内　容
(1)　変更後特約*3の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額*4によって定めます。
(2)　変更後特約*3の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*3の特約保険金・特約年金の支払事由 イ．変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3)　変更後特約*3の特約保険金額*4	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約保険金額*5を限度とします。
(4)　変更後特約*3に変更されたとき	①　変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約*6は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　特約保険金・特約年金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第18条　他の保険契約への加入

1．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の１か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

(1)　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
(2)　被保険者が２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

2．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。

第17条　補足説明

＊3　変更後特約
この特約から変更された場合の５年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2をいいます。

＊4　変更後特約の特約保険金額
５年ごと利差配当付長期生活保障特約の場合には、特約一時金額とします。

＊5　変更前特約の特約保険金額
この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

＊6　変更前特約
この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

項　目	内　容
⑵　加入する他の保険契約の責任開始の日	⑴の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第19条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第６条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第16条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条　特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

8　復旧について

第21条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第18条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

⑴　第２条（特約保険金の支払い）および第４条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　第３条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

9　解約等について

第22条　特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

第24条　返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第９条）
⑵　解除または解約（第22条）されたとき
⑶　第23条（特約の消滅）の⑵の規定により消滅したとき

2．本条の１．の規定にかかわらず、第15条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第15条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の１．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10　被保険者の変更について

第25条　特約の被保険者の変更

1．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（特約保険金の支払い）および第４条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
⑵　第３条（免責事由）の責任開始の日は、この特約の被保険者の変更の日とします。
⑶　この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第26条　社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条　管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第29条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第23条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき

第30条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第31条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第30条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第４条・第５条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第７条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部を更新日に５年ごと利差配当付逓減定期保険特約または５年ごと利差配当付長期生活保障特約に変更することができます。

第32条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は５年ごと利差配当付年金移行特約もしくは５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または５年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第32条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約

⑵　５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約

⑶　５年ごと利差配当付介護保障移行特約

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約目次

この特約の特色……140

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……140

2　被保険者について
第２条　特約の被保険者……140

3　保険金の支払いについて
第３条　特約保険金の支払い……140
第４条　免責事由……142

4　保険金の支払請求手続について
第５条　特約保険金の支払請求手続……143

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……143

6　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み……143
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……144
第９条　特約の保険料の振替貸付……144

7　失効、失効取消および復活について
第10条　特約の失効……144
第11条　特約の失効取消……144
第12条　特約の復活……144

8　告知義務と解除について
第13条　告知義務……145
第14条　告知義務違反による解除……145
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……145
第16条　重大事由による解除……146

9　内容の変更および更新等について
第17条　特約の更新……146
第18条　他の保険契約への加入……148
第19条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更……149
第20条　特約保険金額の減額……149

10　復旧について
第21条　特約の復旧……149

11　解約等について
第22条　特約の解約……150
第23条　特約の消滅……150
第24条　返戻金……150

12　その他
第25条　社員配当金の割当ておよび支払い……150
第26条　管轄裁判所……150
第27条　普通保険約款の規定の準用……151

13　特則について
第28条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……151
第29条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……151
第30条　主契約が更新または変更される場合の特則……151
第31条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則……152
第32条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……152
第33条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……152

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……153
別表２　特約保険金の支払請求に必要な書類……154

5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の戸籍上の配偶者とします。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者について

第２条　特約の被保険者

１．この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその夫または妻として記載されている者とします。

２．この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の１．の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することを必要とします。

3　保険金の支払いについて

第３条　特約保険金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人（保険契約者が法人の場合には、主契約の被保険者）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
②　本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

⑵　特約死亡保険金について

項　目	内　容
この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑶　特約高度障害保険金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
②　この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊3　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第21条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項　目	内　容
③　この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表１★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第30条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④　特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤　特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表１（P.153参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　特約死亡保険金の受取人の故意 ⑶　この特約の責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑸　戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　主契約の被保険者の故意 ⑶　この特約の被保険者の故意 ⑷　この特約の被保険者の自殺行為 ⑸　この特約の被保険者の犯罪行為 ⑹　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。
⑵　免責事由に該当して特約死亡保険金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この特約は、この特約の被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表１（P.153参照）

第４条　補足説明

＊１　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

4 保険金の支払請求手続について

第５条 特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表２★に定めるものとします。

★別表２（P.154参照）

5 保険料の払込免除について

第６条 特約の保険料の払込免除

１．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

２．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

⑵ 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

３．第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の４．および５．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の２．の規定を準用します。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第７条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

１．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。

２．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。

３．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

４．本条の２．および３．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴ 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。

⑵ ⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

５．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

６．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の４．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶

第７条 補足説明

＊１ 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の４．において「払込期間満了後保険料」といいます。

予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第8条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第３条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1)　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2)　(1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7　失効、失効取消および復活について

第10条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第３条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第３条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条　補足説明

＊１　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条　補足説明

＊１　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴ この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第15条 補足説明

＊１ 保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２ 特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

かったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第16条　補足説明

＊１　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

9　内容の変更および更新等について

第17条　特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第17条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること ⑶　更新後特約の保険期間満了日の翌日のこの特約の被保険者の年齢が80歳以下であること ⑷　更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ⑺　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ⑴　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

第17条　補足説明

＊２　主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条　他の保険契約への加入

１．この特約の被保険者であった者が、第２条（特約の被保険者）の２．または第23条（特約の消滅）の⑴によりこの特約の被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった者は、会社の取扱いの範囲内で、その者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　この特約の被保険者でなくなった日から１か月を経過していないこと
⑶　新たに加入する保険契約の保険金額がこの特約の特約保険金額以下であること

２．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の１か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

⑴　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
⑵　この特約の被保険者が２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

3．本条の２．による他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
⑵　加入する他の保険契約の責任開始の日	⑴の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第19条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第17条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条　特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10　復旧について

第21条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したとき

第18条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

は、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　第４条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第22条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。

2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷　この特約の被保険者が第２条（特約の被保険者）の２．の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第24条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
⑵　解除または解約（第22条）されたとき
⑶　第23条（特約の消滅）の⑴、⑵または⑷の規定により消滅したとき

2．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

3．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第25条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第26条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13　特則について

第28条　5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第３条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑷　第５条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
⑸　第23条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑹　第24条（返戻金）の１．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第29条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第30条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。

第29条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第31条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は５年ごと利差配当付年金移行特約もしくは５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または５年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第32条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第33条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第３条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑵　第５条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
⑶　第23条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑷　第24条（返戻金）の１．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第31条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　５年ごと利差配当付介護保障移行特約

第32条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約
⑷　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　特約保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特約死亡保険金の支払い	⑴　特約死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．特約高度障害保険金の支払い	⑴　特約高度障害保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ⑵　特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

５年ごと利差配当付こども定期保険特約目次

この特約の特色……156

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……156

2　被保険者について
第２条　特約の被保険者……156

3　保険金の支払いについて
第３条　特約保険金の支払い……156
第４条　免責事由……158

4　保険金の支払請求手続について
第５条　特約保険金の支払請求手続……159

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……159

6　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み……159
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……160
第９条　特約の保険料の振替貸付……160

7　失効、失効取消および復活について
第10条　特約の失効……160
第11条　特約の失効取消……160
第12条　特約の復活……161

8　告知義務と解除について
第13条　告知義務……161
第14条　告知義務違反による解除……161
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……162
第16条　重大事由による解除……162

9　内容の変更および更新について
第17条　特約の更新……163
第18条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更……165
第19条　特約保険金額の減額……165

10　復旧について
第20条　特約の復旧……166

11　解約等について
第21条　特約の解約……166
第22条　特約の消滅……166
第23条　返戻金……166

12　その他
第24条　社員配当金の割当ておよび支払い……167
第25条　管轄裁判所……167
第26条　普通保険約款の規定の準用……167

13　特則について
第27条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……167
第28条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……167
第29条　主契約が更新または変更される場合の特則……167
第30条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則……168
第31条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……168
第32条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……168

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……169
別表２　特約保険金の支払請求に必要な書類……170

5年ごと利差配当付こども定期保険特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の満20歳未満の戸籍上の子とします。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者について

第２条　特約の被保険者

１．この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されており、かつ、満20歳未満の者のうち保険契約者が申し込んだ者とします。

２．この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の１．の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することを必要とします。

3　保険金の支払いについて

第３条　特約保険金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人（保険契約者が法人の場合には、主契約の被保険者）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によって、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡しまたは特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
②　本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

⑵　特約死亡保険金について

項　目	内　容
①　この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後、出生の日からその日を含めて29日以内に死亡したとき	会社は、すでに払い込まれた保険料に相当する金額を保険契約者に支払います。ただし、第4条（免責事由）に定める特約死亡保険金の免責事由に該当するときは支払いません。
②　この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑶　特約高度障害保険金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項　目	内　容
② この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第29条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤ 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.169参照）

第3条　補足説明

＊3　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第20条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

第4条　免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　特約死亡保険金の受取人の故意 (3)　この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4)　この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱

第4条　補足説明

＊1　特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　主契約の被保険者の故意 ⑶　この特約の被保険者の故意 ⑷　この特約の被保険者の自殺行為 ⑸　この特約の被保険者の犯罪行為戦争その他の変乱 ⑹　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表１（P.169参照）

4　保険金の支払請求手続について

第５条　特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表２★に定めるものとします。

★別表２（P.170参照）

5　保険料の払込免除について

第６条　特約の保険料の払込免除

１．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

２．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

３．第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の４．および５．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の２．の規定を準用します。

6　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

１．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、この特約の被保険者の年齢が満20歳となる日の直後の主契約の契約

成立日の応当日（年単位）の前日までの範囲で定めます。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の２．および３．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴　払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。

⑵　⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の４．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第３条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第９条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

⑵　⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7　失効、失効取消および復活について

第10条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料を払い込むことを必要とします。

2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第３条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第７条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の４．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条　補足説明

＊１　失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8　告知義務と解除について

第13条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．ー⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、特約保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支

第16条　補足説明

＊１　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。 ⑵　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。 ⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること ⑶　更新後特約の保険期間満了日のこの特約の被保険者の年齢が満20歳以下であること ⑷　更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3．－⑵－②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第17条 補足説明

＊1　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

＊2　主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ⑺　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ⑴　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
⑶　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

項　目	内　容
⑸　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第17条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条　特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 第3条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵ 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶ この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 主契約の保険金を支払ったとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷ この特約の被保険者が第2条（特約の被保険者）の2．の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第23条 返戻金

この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴ この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。

① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
② 解除または解約（第21条）されたとき
③ 第22条（特約の消滅）の⑴、⑵または⑷の規定により消滅したとき

⑵ 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
⑶ この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第24条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第25条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第27条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴ 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵ 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑶ 第３条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑷ 第５条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
⑸ 第22条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴ 主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑹ 第23条（返戻金）の⑴中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第28条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第29条 主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵ 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。

第28条 補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第30条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は５年ごと利差配当付年金移行特約もしくは５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または５年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第31条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第32条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第３条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑵　第５条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
⑶　第22条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑷　第23条（返戻金）の⑴中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第30条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　５年ごと利差配当付介護保障移行特約

第31条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約
⑷　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　特約保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特約死亡保険金の支払い	⑴　特約死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．特約高度障害保険金の支払い	⑴　特約高度障害保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ⑵　特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

５年ごと利差配当付長期生活保障特約目次

この特約の特色……172

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……172

2　年金支払期間について
第２条　特約の年金支払期間の指定……172

3　年金の支払いについて
第３条　特約年金の支払い……172
第４条　免責事由……175
第５条　年金証書の発行……176

4　年金の支払請求手続について
第６条　特約年金の支払請求手続……176

5　保険料の払込免除について
第７条　特約の保険料の払込免除……176
第８条　保険料の払込免除の免責事由……177

6　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第９条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み……178
第10条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……178
第11条　特約の保険料の振替貸付……178

7　失効、失効取消および復活について
第12条　特約の失効……178
第13条　特約の失効取消……178
第14条　特約の復活……179

8　告知義務と解除について
第15条　告知義務……179
第16条　告知義務違反による解除……179
第17条　告知義務違反による解除ができないとき……180
第18条　重大事由による解除……180

9　内容の変更および更新等について
第19条　特約の更新……181
第20条　５年ごと利差配当付定期保険特約等への変更……183
第21条　他の保険契約への加入……184
第22条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更……185
第23条　特約の年金支払期間の変更……185
第24条　第１回特約年金額の減額……185

10　復旧について
第25条　特約の復旧……185

11　解約等について
第26条　特約の解約……186
第27条　特約の消滅……186
第28条　返戻金……186

12　特約年金の受取人および保険契約者について
第29条　特約に関する権利義務の承継……187
第30条　特約年金の受取人の代表者……187

13　社員配当金（保険契約者への配当）について
第31条　社員配当金の割当ておよび支払い……187

14　その他
第32条　管轄裁判所……188
第33条　普通保険約款の規定の準用……188

15　特則について
第34条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……188
第35条　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合の特則……188
第36条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……188
第37条　主契約が更新または変更される場合の特則……188
第38条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則……189
第39条　主契約に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加する場合の特則……189
第40条　特約年金の受取人が２人以上いる場合の特則……189
第41条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……190

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……191
別表２　対象となる不慮の事故……192
別表３　特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……193

5年ごと利差配当付長期生活保障特約

（実施　1996.10.2／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金の種類	特約年金（確定年金）
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第15条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　年金支払期間について

第２条　特約の年金支払期間の指定

保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3　年金の支払いについて

第３条　特約年金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	特約年金の種類	支払事由（特約年金を支払う場合）	金　額	受取人
特約年金	確定年金	(1)　死亡による特約年金 ①　第１回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき ②　第２回以後の特約年金 第１回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間（第２条）中の特約年金支払日*2が到来したとき	(1)　第１回特約年金 第１回特約年金額	主契約の死亡保険金受取人
		(2)　高度障害状態（別表１★）による特約年金 ①　第１回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１★）になったとき ②　第２回以後の特約年金 第１回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2が到来したとき	(2)　第２回以後の特約年金 第１回特約年金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人

2．特約年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　全般について

項　目	内　容
①　第１回特約年金を支払う場合の支払事由発生後のこの特約の保険料	この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、払い込む必要はありません。
②　特約一時金の支払い	ア．特約年金の受取人は、第１回特約年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、特約年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する特約一時金★（以下「特約一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ｱ)　第１回特約年金の支払前であること (ｲ)　特約年金の一部の支払いに代えて特約一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第１回特約年金額が12万円以上となること イ．ア．により、特約年金の全部の支払いに代えて特約一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。
③　第１回特約年金額が12万円未満となるとき	ア．特約一時金を保険契約者に支払います。 イ．この特約は、第１回特約年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④　第１回特約年金を支払ったとき	その後新たに第１回特約年金の支払事由が生じても、これによる特約年金は支払いません。

第３条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、「高度障害状態（別表１★）による特約年金」については、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　特約年金支払日

特約年金支払日は、次のとおりとします。

項　目	内　容
(1)　第１回特約年金の支払日	第１回特約年金の支払事由が生じた日
(2)　第２回以後の特約年金の支払日	(1)に規定する第１回特約年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年のその日の応当日

項　目	内　容
⑤　特約年金の受取人がこの特約の年金支払期間中の最終の特約年金支払日*2前に死亡したとき	ア．特約年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価★（以下「未払いの特約年金現価」といいます。）を支払い、この特約は消滅します。 イ．特約年金の受取人の相続人は、ア．による未払いの特約年金現価の支払いに代えて、特約年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 ㈠　この特約はこの特約の年金支払期間が満了するまで消滅せず、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2に特約年金を継続して支払います。 ㈡　特約年金の継続支払中にこの特約の解約（第26条）の請求があった場合には、この特約はその時に消滅し、返戻金（第28条）を特約年金の受取人の相続人に支払います。

⑵　死亡による特約年金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑶　高度障害状態（別表１★）による特約年金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表１★）になったときは、第１回特約年金の支払事由が生じたものとします。
②　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表１★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第15条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③　被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表１★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に第１回特約年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第19条・第37条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第３条　補足説明

＊３　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊４　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項　目	内　容
④　「高度障害状態（別表１★）による特約年金」の第１回特約年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による特約年金」の第１回特約年金または特約一時金の支払請求を受け、「死亡による特約年金」または特約一時金が支払われるとき	「高度障害状態（別表１★）による特約年金」の第１回特約年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、「高度障害状態（別表１★）による特約年金」は支払いません。

★別表１（P.191参照）
★「会社の定める方法により計算する特約一時金」⇒「金額例表等について（例表１）」（P.565参照）
★「会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価」⇒「金額例表等について（例表２）」（P.566参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
死亡による特約年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　特約年金の受取人の故意 (3)　この特約の責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 (4)　この特約の復活（第14条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱
高度障害状態による特約年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　特約年金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2)　「戦争その他の変乱」によって特約年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約年金の金額の一部または全部を支払います。
(3)　免責事由に該当して「死亡による特約年金」を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表１（P.191参照）

第４条　補足説明

＊１　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

第５条　年金証書の発行

会社は、第１回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。ただし、この特約を付加した主契約が消滅しないときは、年金証書の発行に代えて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4　年金の支払請求手続について

第６条　特約年金の支払請求手続

1．特約年金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．特約年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．本条の２．の規定にかかわらず、第２回以後の特約年金について、会社の取扱いの範囲内で、特約年金支払日（第３条）に特約年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
4．本条の３．の取扱いをするときは、会社は、特約年金支払日（第３条）の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で特約年金を支払います。
5．この特約が次の契約形態の場合で、特約年金もしくは特約一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、特約年金の受取人は特約年金または特約一時金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
特約年金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　特約年金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表３（P.193参照）

5　保険料の払込免除について

第７条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第８条）に該当するときは免除しません。

第６条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の５．において「当該団体」といいます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、この特約の保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2)　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.191参照）、別表2（P.192参照）

第8条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.191参照）

第7条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第９条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の２．および３．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴ 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。

⑵ ⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の４．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第26条）されたものとします。

第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約年金の支払事由（第３条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第11条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

⑵ ⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第12条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第13条 特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込む

第９条 補足説明

＊１ 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の４．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第13条 補足説明

＊１ 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２ 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

ことを必要とします。

2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約年金の支払事由（第３条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約年金の支払事由（第３条）が生じたとき	特約年金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第13条　補足説明

＊３　延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第14条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。

2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第14条　補足説明

＊１　復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8　告知義務と解除について

第15条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第16条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　特約年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が証明したときは、会社は、特約年金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通

知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約年金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第17条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第16条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第17条　補足説明

＊１　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第18条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除*1することができます。

第18条　補足説明

＊１　解除

特約年金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡による特約年金の場合は被保険者を除きます。）または特約年金の受取人が特約年金*2を詐取する目的もしくは他人に特約年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約年金*2の請求に関し、特約年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または特約年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除*1することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約年金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約年金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約年金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除*1の通知については、第16条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9　内容の変更および更新等について

第19条　特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
⑶　更新後特約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること
⑷　更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更

第18条　補足説明

＊２　特約年金
この特約の特約年金または保険料の払込免除をいいます。

＊３　特約年金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、特約年金のうち、その受取人に支払われるべき特約年金をいいます。

第19条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険料払込期間満了日
主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

３．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
⑶　更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。

項　目	内　容
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③　①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　更新後特約の年金支払期間	更新前特約の年金支払期間と同一とします。
⑹　この特約が更新されたとき	①　特約年金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第16条・第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③または本条の４．の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑺　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑻　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑹－①に準じて継続したものとして取り扱います。

４．保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第20条　５年ごと利差配当付定期保険特約等への変更

１．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を５年ごと利差配当付定期保険特約等*2に変更することができます。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第７条）されていないこと
⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

２．５年ごと利差配当付定期保険特約等*2への変更について、次のとおり取り扱います。

第20条　補足説明

＊１　払込期月の主契約の契約成立日の応当日

この特約を５年ごと利差配当付定期保険特約または５年ごと利差配当付逓減定期保険特約に変更するときは、この特約の保険期間満了日の翌日に限ります。本条において「特約変更日」といいます。

＊２　５年ごと利差配当付定期保険特約等

次の⑴から⑷をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付定期保険特約
⑵　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑶　５年ごと利差配当付終身保険増額特約
⑷　５年ごと利差配当付逓減定期保険特約

項　目	内　容
(1)　変更後特約*3の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
(2)　変更後特約*3の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*3の特約保険金の支払事由 イ．変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3)　変更後特約*3の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約一時金額*4を限度とします。
(4)　変更後特約*3に変更されたとき	①　変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約*5は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　特約保険金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第21条　他の保険契約への加入

1．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の１か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

(1)　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
(2)　被保険者が２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

2．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2)　加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。

第20条　補足説明

＊３　変更後特約
この特約から変更された場合の５年ごと利差配当付定期保険特約等*2をいいます。

＊４　変更前特約の特約一時金額
この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

＊５　変更前特約
この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

項　目	内　容
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約一時金額*1を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第22条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第19条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第23条　特約の年金支払期間の変更

第１回特約年金の支払事由（第３条）が生じたときは、特約年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、この特約の年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第24条　第１回特約年金額の減額

1．保険契約者は、第１回特約年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かって第１回特約年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第１回特約年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．第１回特約年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
⑵　第１回特約年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10　復旧について

第25条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第21条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の特約一時金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

⑴ 第３条（特約年金の支払い）および第７条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵ 第４条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶ この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第26条 特約の解約

1．保険契約者は、第１回特約年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
3．本条の１．に定めるほか、第１回特約年金の支払後は、特約年金の受取人は、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の２．の規定に準じて返戻金を特約年金の受取人に支払います。
4．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第27条 特約の消滅

1．次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、この特約の第１回特約年金が支払われるときは消滅しません。
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

2．本条の１．－⑴の規定によりこの特約が消滅しない場合には、この特約の年金支払期間が満了したときに、この特約は消滅します。

第28条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

⑴ この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第12条）
⑵ 解除または解約（第26条）されたとき
⑶ 第27条（特約の消滅）の１．－⑵の規定により消滅したとき

2．本条の１．の規定にかかわらず、第18条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除*1した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分については本条の１．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第１回特約年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第１回特約年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表３）」（P.567参照）

第28条 補足説明

＊1 解除
特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

12 特約年金の受取人および保険契約者について

第29条 特約に関する権利義務の承継

第１回特約年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者の保険契約上のすべての権利義務は、特約年金の受取人に承継されます。

第30条 特約年金の受取人の代表者

1．特約年金の受取人が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の特約年金の受取人を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が特約年金の受取人の１人に対してした行為は、他の特約年金の受取人に対しても効力を生じます。

13 社員配当金（保険契約者への配当）について

第31条 社員配当金の割当ておよび支払い

1．この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。
2．本条の１．の規定にかかわらず、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、第１回特約年金の支払後の保険契約のうち、次の⑴から⑷の特約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する特約については、⑶に該当する特約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる特約	支払方法
⑴ 次の事業年度中に第１回特約年金の支払日の５年ごとの応当日*1が到来する特約（⑵に該当する場合を除きます。）	① その５年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、特約が消滅（第27条）したとき、または特約年金の受取人から請求があったときに、特約年金の受取人に支払います。
⑵ 次の事業年度中に最終の特約年金を支払う特約	最終の特約年金とともにその受取人に支払います。
⑶ 次の事業年度中に第１回特約年金の支払日および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、特約年金の受取人の死亡により消滅する特約	特約年金の受取人の相続人に支払います。
⑷ 次の事業年度中に第１回特約年金の支払日および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する特約	特約年金の受取人に支払います。

3．会社は、本条の２．の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

第31条 補足説明

＊１ 第１回特約年金の支払日の５年ごとの応当日
本条において「５年ごと応当日」といいます。

14 その他

第32条 管轄裁判所

この特約における特約年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第33条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第34条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
⑵ 第3条（特約年金の支払い）の1．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶ 第3条（特約年金の支払い）の2．－⑴－③および主契約の普通保険約款に定める第1回年金額が12万円未満となる場合の取扱いについての規定の適用にあたっては、この特約の第1回特約年金額と主契約の第1回年金額とをあわせて取り扱います。
⑷ 第5条（年金証書の発行）を次のとおり読み替えます。
第5条（年金証書の発行）
会社は、第1回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。
⑸ 第27条（特約の消滅）の1．－⑴中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。
⑹ 第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2．中、「割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。」とあるのを「割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、次のとおり支払います。」と読み替えます。

第35条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合の特則

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合で、特約年金が支払われ、かつ、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の特約死亡年金または特約高度障害年金が支払われるときは、第3条（特約年金の支払い）の2．－⑴－③の適用にあたっては、この特約の第1回特約年金額と5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の第1回特約年金額とをあわせて取り扱います。

第36条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第37条 主契約が更新または変更される場合の特則

1．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

第36条 補足説明

＊1 この特約の第1回保険料を受け取った時
主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

⑴	主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵	主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約年金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）、告知義務違反による解除（第16条・第17条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部を更新日に５年ごと利差配当付定期保険特約または５年ごと利差配当付逓減定期保険特約に変更することができます。

第38条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

この特約の保険期間が終身の場合を除き、主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は５年ごと利差配当付年金移行特約もしくは５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または５年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第39条　主契約に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加する場合の特則

主契約に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加して、主契約の一部が夫婦年金支払に移行されるときは、主契約の死亡保険金受取人は、主たる被保険者の配偶者に限ります。

第40条　特約年金の受取人が２人以上いる場合の特則

特約年金の受取人が２人以上いるときは、第３条（特約年金の支払い）の２．－⑴－⑤中、「特約年金の受取人が」とあるのを「特約年金の受取人の代表者が」と、「特約年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「特約年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第38条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴	５年ごと利差配当付年金移行特約
⑵	５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶	５年ごと利差配当付介護保障移行特約

第41条　契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　「高度障害状態（別表１★）による特約年金」の受取人が被保険者の場合で、その特約年金の受取人がその特約年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその特約年金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

①　この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。 ②　①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による特約年金」の受取人

⑵　⑴の場合、②に該当する「死亡による特約年金」の受取人が２人以上いるときは、その特約年金の受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶　⑴の規定により、⑴に定める代理人が特約年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表３★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 ②　⑴に定める代理人の印鑑証明書 ③　⑴に定める代理人の住民票 ④　被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷　⑴の規定により会社が特約年金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑸　特約年金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。

★別表１（P.191参照）、別表３（P.193参照）

第41条　補足説明

＊１　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態 特約年金支払の対象となる	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態 保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．死亡による特約年金の支払い	第１回特約年金の場合 (1)　特約年金支払請求書 (2)　医師の死亡診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約年金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の特約年金の場合 (1)　特約年金支払請求書 (2)　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3)　特約年金の受取人の印鑑証明書
２．高度障害状態（別表１）による特約年金の支払い	第１回特約年金の場合 (1)　特約年金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約年金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の特約年金の場合 (1)　特約年金支払請求書 (2)　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3)　特約年金の受取人の印鑑証明書
３．保険料の払込免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 (4)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2)　特約年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3)　２．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

５年ごと利差配当付健康支援特約目次

この特約の特色……195

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……195

2　指定日について
第２条　指定日……195

3　保険金等の支払いについて
第３条　保険金・給付金の支払い……195

4　保険金等の支払請求手続について
第４条　保険金・給付金の支払請求手続……199

5　健康支援給付金のすえ置き支払について
第５条　健康支援給付金のすえ置き支払……200

6　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……200
第７条　保険料の払込免除の免責事由……201

7　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第８条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み……202
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……202
第10条　特約の保険料の振替貸付……202

8　失効、失効取消および復活について
第11条　特約の失効……203
第12条　特約の失効取消……203
第13条　特約の復活……203

9　告知義務と解除について
第14条　告知義務……203
第15条　告知義務違反による解除……204
第16条　告知義務違反による解除ができないとき……204
第17条　重大事由による解除……204

10　内容の変更および更新について
第18条　特約の更新……205
第19条　成人病保険金額の増額……207
第20条　成人病保険金額の減額……207

11　復旧について
第21条　特約の復旧……208

12　解約等について
第22条　特約の解約……208
第23条　特約の消滅……208
第24条　返戻金……208

13　指定日の変更について
第25条　指定日の変更……209

14　その他
第26条　社員配当金の割当ておよび支払い……209
第27条　管轄裁判所……209
第28条　普通保険約款の規定の準用……209

15　特則について
第29条　特別条件を付ける場合の特則……209
第30条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……210
第31条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……211
第32条　主契約が更新または変更される場合の特則……211
第33条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則……211
第34条　うるう年に関する特則……212
第35条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……212
第36条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……212
第37条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……212

別表１　１．保険金および回復支援給付金の支払対象となる成人病……214
　　２．同一の成人病……214
別表２　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……214
別表３　加算額……215
別表４　保険金・給付金の支払請求に必要な書類……216
別表５　対象となる不慮の事故……217

５年ごと利差配当付健康支援特約

（実施　1999.4.2 ／改正　2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	成人病による死亡、所定の高度障害状態または所定の入院後の退院に対する保障および毎年の指定日の生存に対する保障
保険金等の種類	⑴　成人病死亡保険金 ⑵　成人病高度障害保険金 ⑶　回復支援給付金 ⑷　健康支援給付金
配当タイプ	５年ごと利差配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　指定日について

第２条　指定日

１．指定日とは、この特約の保険期間中の第２保険年度以降、毎年の健康支援給付金が支払われる日として保険契約者が指定した月日をいいます。

２．保険契約者が指定日を指定していないときは、主契約の契約成立日の応当日（年単位）が指定されたものとして取り扱います。

3　保険金等の支払いについて

第３条　保険金・給付金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金　額	受取人
成人病死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、成人病（別表１★）（以下「成人病」といいます。）を直接の原因として死亡したとき	成人病保険金額	保険金受取人 主契約の死亡
成人病高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に発病した成人病を直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表２★）になったとき		主契約の高度障害保険金受取人
回復支援給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をした後、生存して退院したとき (1)　この特約の責任開始の時*1以後に発病した成人病を直接の原因とする入院 (2)　(1)の成人病の治療を直接の目的とする入院 (3)　病院または診療所*3への入院 (4)　入院日数が５日以上の継続した入院	１回の入院につき、成人病保険金額の２％	
健康支援給付金	被保険者が、次のいずれかの時に生存していたとき (1)　この特約の保険期間中の第２保険年度以降の毎年の指定日*4の前日が終了する時 (2)　この特約の保険期間満了の時	成人病保険金額の１％ ＋ 加算額（別表３★）	保険契約者

２．保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　全般について

項　目	内　容
成人病死亡保険金等*5の支払事由が生じ、支払うべき成人病死亡保険金等*5がある場合で、主契約の普通保険約款に規定する保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているとき	支払うべき成人病死亡保険金等*5から貸付元利金を差し引きます。

(2)　成人病死亡保険金について

項　目	内　容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡し、その後に成人病を直接の原因として死亡したことが医師により診断されたとき	成人病死亡保険金を支払います。

(3)　成人病高度障害保険金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に発病した成人病*6による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表２★）になったときは、成人病高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。

第３条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊３　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

＊４　毎年の指定日

この特約の付加日または更新日からその日を含めて１年を経過した後に到来する毎年の指定日をいいます。

＊５　成人病死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

(1)　成人病死亡保険金

(2)　成人病高度障害保険金

(3)　健康支援給付金

＊６　この特約の責任開始の時以後に発病した成人病

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項　目	内　容
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた成人病を原因として高度障害状態（別表2★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*7に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表2★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、成人病高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に成人病高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約の保険期間満了の時に支払われる健康支援給付金が支払われた場合には、この取扱いはありません。なお、この特約が更新（第18条・第32条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 成人病高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に成人病死亡保険金の支払請求を受け、成人病死亡保険金が支払われるとき	成人病高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、成人病高度障害保険金は支払いません。
⑤ 成人病高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

第3条　補足説明

＊7　この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または成人病保険金額の増額の際とします（復旧が行われたときは復旧分または成人病保険金額の増額が行われたときは増額分とします）。

⑷　回復支援給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた成人病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*8からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 イ．この特約の付加の際*7に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。
②　被保険者が、この特約の保険期間中に回復支援給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ア．この特約の保険期間が満了したとき イ．被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の⑴または⑵の規定により、この特約が消滅したとき ウ．⑶－⑤の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院およびその入院に対する退院について、その事由が生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
③　被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、回復支援給付金の支払事由に定める５日以上の入院を２回以上したとき	「回復支援給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア．180日以下 「回復支援給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を１回の入院とみなします。 イ．181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

第３条　補足説明

＊８　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

項　目	内　容
④　被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア．この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 イ．この特約の保険期間満了*9後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア．に準じて取り扱います。
⑤　回復支援給付金の支払限度	ア．１回の入院について１回とします。 イ．通算して20回とします。
⑥　被保険者が、異なる成人病を直接の原因として２回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の１．の規定を適用します。
⑦　被保険者が、回復支援給付金の支払事由に定める入院の開始時に、異なる成人病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
⑧　被保険者が、回復支援給付金の支払事由に定める入院中に、異なる成人病を併発したとき	
⑨　成人病以外の事由を直接の原因とする入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって成人病の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑩　継続した入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その成人病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑪　回復支援給付金の支払事由が生じ、支払うべき回復支援給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき回復支援給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.214参照）、別表2（P.214参照）、別表3（P.215参照）

4　保険金等の支払請求手続について

第4条　保険金・給付金の支払請求手続

1．保険金または回復支援給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．本条の2．の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、それぞれの保険金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

第3条　補足説明

＊9　この特約の保険期間満了
被保険者が高度障害状態（別表2★）になったことによるこの特約の消滅を含みます。

⑴　成人病死亡保険金の支払事由が生じ、かつ、主契約の死亡保険金の請求があったとき ⑵　成人病高度障害保険金の支払事由が生じ、かつ、主契約の高度障害保険金の請求があったとき

4．この特約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、成人病死亡保険金または成人病高度障害保険金の受取人は、保険金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
成人病死亡保険金または成人病高度障害保険金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　保険金の支払請求に必要な書類（別表４★） ⑵　次のいずれかの書類 ①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類 ⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表４（P.216参照）

5　健康支援給付金のすえ置き支払について

第５条　健康支援給付金のすえ置き支払

1．健康支援給付金の支払事由（第３条）が生じた日以後、会社は、健康支援給付金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。

2．すえ置いた健康支援給付金は、次のとおり支払います。

項　目	内　容
⑴　主契約の保険金を支払うとき	保険金の受取人に支払います。
⑵　主契約の保険金の支払以外により主契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
⑶　保険契約者から請求があったとき	

6　保険料の払込免除について

第６条　特約の保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第７条）に該当するときは免除しません。

第４条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の４．において「当該団体」といいます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表2★）になったとき

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表2★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2)　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.214参照）、別表5（P.217参照）

第7条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第6条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表2★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表2（P.214参照）

第6条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

7 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

2．この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の2．および3．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴ 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
⑵ ⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料は、この特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 保険金または回復支援給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵ 健康支援給付金を支払うときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
⑵ ⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4．において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料*2を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の1．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 延滞保険料払込期間*3中に保険金または回復支援給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	保険金または回復支援給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に健康支援給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 補足説明

＊1　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第13条 補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは回復支援給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（成人病保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、保険金もしくは回復支援給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは回復支援給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に保険金もしくは回復支援給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第17条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条　補足説明

＊１　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または成人病保険金額の増額の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または成人病保険金額の増額の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（成人病死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金*2または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金*2または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10　内容の変更および更新について

第18条　特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　主契約およびこの特約の保険料の払込みが免除（第６条）されていないこと
⑵　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第17条　補足説明

＊１　保険金
この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第18条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．更新後特約の保険料の払込方法（回数）は年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
⑶　更新後特約の成人病保険金額	更新前特約の保険期間満了日の成人病保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

項　目	内　容
⑸　この特約が更新されたとき	①　保険金・回復支援給付金の支払い（第３条）、保険料の払込免除（第６条・第７条）および告知義務違反による解除（第15条・第16条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新後特約の指定日（第２条）は、この特約の指定日と同一とします。 ③　特約更新日*1の特約が適用されます。 ④　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条　成人病保険金額の増額

1．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て成人病保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の成人病保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

2．成人病保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（保険金・給付金の支払い）および第６条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　成人病保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条　成人病保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって成人病保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の成人病保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．成人病保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。

⑵　成人病保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 第3条（保険金・給付金の支払い）および第6条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵ この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の成人病高度障害保険金を支払わないときは、消滅しません。
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷ 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

⑴ この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
⑵ 解除または解約（第22条）されたとき
⑶ 第23条（特約の消滅）の⑵の規定により消滅したとき

2．本条の1．の規定にかかわらず、第17条（重大事由による解除）の1．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第17条（重大事由による解除）の2．－⑴または⑵の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の1．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

第23条 補足説明

＊1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。
⑴ 5年ごと利差配当付年金移行特約
⑵ 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶ 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 指定日の変更について

第25条 指定日の変更

1．保険契約者は、会社の承諾を得て、指定日（第２条）を指定し、または変更することができます。

2．本条の１．の変更を会社が承諾したときは、将来の健康支援給付金の支払日を変更後の指定日とし、加算額（別表３★）を変更後の健康支援給付金の支払日*1に基づき改めます。

3．本条の２．の規定にかかわらず、次の健康支援給付金については、変更の効力は生じません。

⑴ 変更日*2からその日を含めて６か月以内に、変更前の指定日に基づく支払日が到来する健康支援給付金
⑵ 変更日*2からその日を含めて６か月以内に、変更後支払日*1が到来する健康支援給付金*3

4．指定日が指定または変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表３（P.215参照）

14 その他

第26条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第29条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴および⑵のうち１つまたは２つの特別条件を付けることがあります。

⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵ 成人病死亡保険金等*2の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が成人病死亡保険金等*2の支払事由（第３条）に該当し、成人病死亡保険金等*2を支払うべきときは、成人病死亡保険金等*2の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

第25条 補足説明

＊１ 変更後の健康支援給付金の支払日
本条において「変更後支払日」といいます。

＊２ 変更日
会社が指定日の変更を承諾した日をいいます。

＊３ 変更日からその日を含めて６か月以内に、変更後支払日が到来する健康支援給付金
変更後支払日*1が変更日*2より前となる健康支援給付金を含みます。

第29条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

＊２ 成人病死亡保険金等
次の⑴から⑶をいいます。
⑴ 成人病死亡保険金
⑵ 成人病高度障害保険金
⑶ 回復支援給付金

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第18条・第32条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の１．および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　成人病死亡保険金等*2の削減支払	ア．削減期間中は、第18条（特約の更新）の１．および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた成人病死亡保険金等*2の削減支払の条件は適用されません。

⑶　第19条（成人病保険金額の増額）の規定にかかわらず、成人病保険金額の増額は取り扱いません。ただし、成人病死亡保険金等*2の削減期間経過後は取り扱います。

⑷　第21条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後は、この特約の復旧は取り扱いません。

⑸　主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、成人病死亡保険金等*2の削減期間経過後は取り扱います。

第30条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

⑵　第３条（保険金・給付金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

⑶　第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑷－⑪中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

⑷　第４条（保険金・給付金の支払請求手続）中、「それぞれの保険金」とあるのを「それぞれの年金」と、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と、「主契約の高度障害保険金」とあるのを「主契約の高度障害年金」とそれぞれ読み替えます。

⑸　第５条（健康支援給付金のすえ置き支払）中、「保険金」とあるのをすべて「第１回年金または一時金」と読み替えます。

⑹　第23条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき

⑺　第24条（返戻金）の１．中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第32条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の成人病保険金額	更新前特約の保険期間満了日の成人病保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　保険金・回復支援給付金の支払い（第３条）、保険料の払込免除（第６条・第７条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定

第31条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第34条　うるう年に関する特則

1．指定日（第２条）が２月29日である特約については、２月29日がない保険年度における指定日は２月28日として取り扱います。
2．主契約の契約成立日が２月29日である特約については、第２条（指定日）の規定にかかわらず、指定日を２月28日または２月29日とする取扱いは行いません。
3．主契約の契約成立日が２月29日である特約については、第25条（指定日の変更）の１．にかかわらず、指定日を２月28日または２月29日とする変更は取り扱いません。

第35条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による成人病保険金額がこの特約による成人病保険金額以下であること

2．本条の１．の取扱いが行われたときは、保険金および回復支援給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）　付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第36条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第３条（保険金・給付金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑷－⑪中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第４条（保険金・給付金の支払請求手続）中、「それぞれの保険金」とあるのを「それぞれの年金」と、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と、「主契約の高度障害保険金」とあるのを「主契約の高度障害年金」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第５条（健康支援給付金のすえ置き支払）中、「保険金」とあるのをすべて「第１回年金または一時金」と読み替えます。
⑸　第23条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑹　第24条（返戻金）の１．中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第37条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴

第35条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約
⑷　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

から⑸のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　成人病高度障害保険金の受取人が被保険者の場合で、成人病高度障害保険金の受取人が成人病高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が成人病高度障害保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

①　この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。 ②　①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている成人病死亡保険金の受取人

⑵　⑴の場合、②に該当する成人病死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、その成人病死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶　⑴の規定により、⑴に定める代理人が成人病高度障害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表４★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 ②　⑴に定める代理人の印鑑証明書 ③　⑴に定める代理人の住民票 ④　被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷　⑴の規定により会社が成人病高度障害保険金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその成人病高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑸　保険金または給付金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表４（P.216参照）

第37条　補足説明

＊１　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1

1．保険金および回復支援給付金の支払対象となる成人病

保険金および回復支援給付金の支払対象となる成人病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140 ～ 149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150 ～ 159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160 ～ 165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170 ～ 175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179 ～ 189
	その他および部位不明の悪性新生物	190 ～ 199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200 ～ 208
	上皮内癌	230 ～ 234
(2) 糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250 ～ 259）中の糖尿病	250
(3) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393 ～ 398
	虚血性心疾患	410 ～ 414
	肺循環疾患	415 ～ 417
	その他の型の心疾患	420 ～ 429
(4) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	401 ～ 405
(5) 脳血管疾患	脳血管疾患	430 ～ 438

2．同一の成人病

1．の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)に属する疾病は、それぞれ病名が異なる場合であってもこれを同一の成人病として取り扱います。また、異なる分類項目に属する疾病であっても医学上密接な関係にある一連の疾病は、これを同一の成人病として取り扱います。例えば、高血圧性疾患とこれに起因する脳血管疾患等をいいます。

別表2　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

成人病高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1．眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2．言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5．脊柱の障害

⑴「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

6．上・下肢の障害

⑴「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表３　加算額

次の算式によって計算される金額とします。

（成人病保険金額の１％）
×
（会社の定める適用率★）
×
（その健康支援給付金の支払日の直前の主契約の契約成立日の応当日（年単位）からその日を含めてその健康支援給付金の支払日の前日までの日数）
÷
365

（注）主契約の契約成立日の応当日（年単位）と健康支援給付金の支払日が同一であるときは、加算額は０円とします。

★「会社の定める適用率」⇒「金額例表等について（例表）」（P.568参照）。

別表４　保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．成人病死亡保険金の支払い	⑴　成人病死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　成人病死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　成人病死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．成人病高度障害保険金の支払い	⑴　成人病高度障害保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　成人病高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　成人病高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．回復支援給付金の支払い	⑴　回復支援給付金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ⑶　回復支援給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑷　回復支援給付金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類
４．健康支援給付金の支払い	⑴　健康支援給付金支払請求書 ⑵　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑶　健康支援給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑷　健康支援給付金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ⑵　保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　２．および４．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表５　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約目次

この特約の特色……219

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……219

2　保険金の支払いについて
第２条　特約保険金の支払い……219
第３条　免責事由……222

3　保険金の支払請求手続について
第４条　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続……223

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……223
第６条　保険料の払込免除の免責事由……224

5　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み……224
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……225
第９条　特約の保険料の振替貸付……225

6　失効、失効取消および復活について
第10条　特約の失効……225
第11条　特約の失効取消……225
第12条　特約の復活……226

7　告知義務と解除について
第13条　告知義務……226
第14条　告知義務違反による解除……226
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……226
第16条　重大事由による解除……227

8　内容の変更および更新等について
第17条　特約の更新……228
第18条　５年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更……230
第19条　他の保険契約への加入……232
第20条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更……232
第21条　特約保険金額の減額……233

9　復旧について
第22条　特約の復旧……233

10　解約等について
第23条　特約の解約……233
第24条　特約の消滅……233
第25条　返戻金……233

11　その他
第26条　社員配当金の割当ておよび支払い……234
第27条　管轄裁判所……234
第28条　普通保険約款の規定の準用……234

12　特則について
第29条　５年ごと利差配当付普通終身保険契約に付加する場合の特則……234
第30条　５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則……234
第31条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……234
第32条　５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則……235
第33条　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……235
第34条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……235
第35条　主契約が更新または変更される場合の特則……235
第36条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則……236
第37条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……236
第38条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……237

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……239
別表２　要介護状態……240
別表３　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中……241
別表４　対象となる不慮の事故……242
別表５　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類……242

５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約

（実施　2000.4.3／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金 ⑶　特約介護保険金 ⑷　特約特定疾病保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　保険金の支払いについて

第２条　特約保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	保険金受取人 主契約の死亡
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１★）になったとき		保険金受取人 主契約の高度障害

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金等*6については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約介護保険金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表２★）に該当したこと (2)　(1)の要介護状態（別表２★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人
特約特定疾病保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1)　悪性新生物 この特約の責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表３★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2)　急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表３★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3)　脳卒中 脳卒中（別表３★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　全般について

項　目	内　容
①　特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
②　特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるとき	特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約介護保険金または特約特定疾病保険金は支払いません。
③　特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約介護保険金の支払請求を受け、特約介護保険金が支払われるとき	特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約介護保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約特定疾病保険金は支払いません。
④　特約高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア．この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ．その後に特約高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、特約高度障害保険金等*6は支払いません。

第２条　補足説明

＊２　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊３　診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

＊４　労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

＊５　他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

＊６　特約高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

(1)　特約高度障害保険金

(2)　特約介護保険金

(3)　特約特定疾病保険金

(2) 特約高度障害保険金について

項　目	内　容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第35条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(3) 特約介護保険金について

項　目	内　容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として特約介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、この特約の保険期間満了日に特約介護保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

第2条　補足説明

＊7　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊8　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第22条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

(4) 特約特定疾病保険金について

項　目	内　容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合で、特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞または脳卒中による特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約特定疾病保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

★別表1（P.239参照）、別表2（P.240参照）、別表3（P.241参照）

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の日
第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表２★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　特約死亡保険金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2)　「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。

★別表１（P.239参照）、別表２（P.240参照）

3　保険金の支払請求手続について

第４条　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続

特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表５★に定めるものとします。

★別表５（P.242参照）

4　保険料の払込免除について

第５条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第６条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

第３条　補足説明

＊２　特約死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

(1)　特約死亡保険金

(2)　特約高度障害保険金

(3)　特約介護保険金

第５条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
⑵　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.239参照）、別表４（P.242参照）

第６条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第５条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.239参照）

5　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4．本条の２．および３．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の４．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第９条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

6　失効、失効取消および復活について

第10条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第２条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第７条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料
本条の４．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条　補足説明

＊１　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第２条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

7　告知義務と解除について

第13条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第12条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

⑴　この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条　補足説明

＊１　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

⑴　特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。 ⑵　すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。 ⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

8 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3．－⑵－②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

＊2　特約保険金

本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

第17条 補足説明

＊1　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

＊2　主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③　①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条・第６条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③または本条の４．の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

４．保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第18条　５年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更

１．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を５年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2に変更することができます。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第５条）されていないこと
⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

２．５年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2への変更について、次のとおり取り

第18条　補足説明

＊１　払込期月の主契約の契約成立日の応当日

本条において「特約変更日」といいます。

＊２　５年ごと利差配当付養老保険増額特約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑵　５年ごと利差配当付終身保険増額特約
⑶　５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約

扱います。

項　目	内　容
(1)　変更後特約*3の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
(2)　変更後特約*3の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ②　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に変更後特約*3に変更するときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*3の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 (ｱ)　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 (ｲ)　(ｱ)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*3の特約保険金の支払事由 イ．変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3)　変更後特約*3の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約保険金額*4を限度とします。

第18条　補足説明

＊３　変更後特約

この特約から変更された場合の５年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2をいいます。

＊４　変更前特約の特約保険金額

この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

項　目	内　容
⑷　変更後特約*3に変更されたとき	①　変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約*5は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　特約保険金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第18条　補足説明

＊5　変更前特約
この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

第19条　他の保険契約への加入

1．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の１か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

⑴　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
⑵　被保険者が２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

2．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
⑵　加入する他の保険契約の責任開始の日	⑴の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第19条　補足説明

＊1　この特約の保険期間満了日の特約保険金額
この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

第20条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第17条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条　特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第23条）されたものとして取り扱います。
⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

9　復旧について

第22条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（特約保険金の支払い）および第５条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　第３条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10　解約等について

第23条　特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第24条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条　返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、こ

第24条　補足説明

＊1　５年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　５年ごと利差配当付介護保障移行特約

の返戻金を保険契約者に支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
⑵　解除または解約（第23条）されたとき
⑶　第24条（特約の消滅）の⑵の規定により消滅したとき

2．本条の１．の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の１．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11　その他

第26条　社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条　管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12　特則について

第29条　５年ごと利差配当付普通終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付普通終身保険契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第30条　５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
⑵　第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済特定疾病保障終身保険または延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第31条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第４条（特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
⑷　第24条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき

第32条　５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
⑵　第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済介護・特定疾病終身保険または延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第33条　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第２条（特約保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第４条（特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
⑶　第24条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき

第34条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第35条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。

第34条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条・第６条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第36条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。この場合、第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）の規定を準用して取り扱います。

第37条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第37条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑶をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約

第38条　契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⒀のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、特約介護保険金の受取人が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

①　この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。 ②　①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡保険金の受取人

⑵　⑴の場合、②に該当する特約死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、その特約死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶　⑴の規定により、⑴に定める代理人が特約介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表５★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 ②　⑴に定める代理人の印鑑証明書 ③　⑴に定める代理人の住民票 ④　被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷　特約特定疾病保険金の受取人が被保険者の場合で、特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約特定疾病保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

①　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 ②　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

⑸　⑷の規定により、指定代理請求人が特約特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表５★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 ②　指定代理請求人の印鑑証明書 ③　指定代理請求人の住民票 ④　被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

⑹　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は⑷に規定する者に限ります。

⑺　⑹の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

⑻ 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。

⑼ ⑴の規定により会社が特約介護保険金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑽ ⑷の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑾ 特約保険金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人または指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

⑿ 第14条（告知義務違反による解除）の３．中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

⒀ 第14条（告知義務違反による解除）の４．中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表５（P.242参照）

第38条 補足説明

＊１ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

対象となる高度障害状態 特約高度障害保険金支払の	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態 保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

⑴ 常時寝たきり状態で、下表のア．に該当し、かつ、下表のイ．～オ．のうち２項目以上に該当して他人の介護を要する状態

⑵ 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

ア．ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ．衣服の着脱が自分ではできない。
ウ．入浴が自分ではできない。
エ．食物の摂取が自分ではできない。
オ．大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

１．器質性認知症

⑴ 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

⑵ ⑴の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成６年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

２．意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3．見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア．時間の見当識障害
　：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ．場所の見当識障害
　：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ．人物の見当識障害
　：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表３　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、１．によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中２．の基本分類番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

１．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
⑴　悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（特約の復活が行われたときは最終の復活の日または特約の復旧が行われたときは最終の復旧の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
⑵　急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
⑶　脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

２．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
⑴　悪性新生物	ア．口腔および咽頭の悪性新生物	140 ～ 149
	イ．消化器および腹膜の悪性新生物	150 ～ 159
	ウ．呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160 ～ 165
	エ．骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170 ～ 175）のうち、	
	㋐　骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	㋑　結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	㋒　皮膚の悪性黒色腫	172
	㋓　女性乳房の悪性新生物	174
	㋔　男性乳房の悪性新生物	175
	オ．泌尿生殖器の悪性新生物	179 ～ 189
	カ．その他および部位不明の悪性新生物	190 ～ 199
	キ．リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200 ～ 208
⑵　急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410 ～ 414）のうち、 急性心筋梗塞	410
⑶　脳卒中	脳血管疾患（430 ～ 438）のうち、	
	ア．くも膜下出血	430
	イ．脳内出血	431
	ウ．脳動脈の狭塞	434

別表４　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表５　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特約介護保険金の支払い	(1)　特約介護保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．特約特定疾病保険金の支払い	(1)　特約特定疾病保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類

(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。
(2)　特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。
(3)　被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約目次

この特約の特色……244

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……244

2　保険金の支払いについて
第２条　特約保険金の支払い……244
第３条　免責事由……247

3　保険金の支払請求手続について
第４条　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続……248

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……248
第６条　保険料の払込免除の免責事由……249

5　保険料払込期間および保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料払込期間および保険料の払込み……249
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……250
第９条　特約の保険料の振替貸付……250

6　失効、失効取消および復活について
第10条　特約の失効……250
第11条　特約の失効取消……250
第12条　特約の復活……251

7　告知義務と解除について
第13条　告知義務……251
第14条　告知義務違反による解除……251
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……251
第16条　重大事由による解除……252

8　保険契約者に対する貸付について
第17条　保険契約者に対する貸付……253

9　内容の変更について
第18条　特約保険金額の減額……253

10　復旧について
第19条　特約の復旧……253

11　解約等について
第20条　特約の解約……253
第21条　特約の消滅……254
第22条　返戻金……254

12　その他
第23条　社員配当金の割当ておよび支払い……254
第24条　管轄裁判所……254
第25条　普通保険約款の規定の準用……254

13　特則について
第26条　５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則……254
第27条　５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則……255
第28条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則……255
第29条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……255

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……257
別表２　要介護状態……258
別表３　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中……259
別表４　対象となる不慮の事故……260
別表５　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類……260

5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約

（実施　2000.4.3／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	⑴　特約死亡保険金 ⑵　特約高度障害保険金 ⑶　特約介護保険金 ⑷　特約特定疾病保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　保険金の支払いについて

第２条　特約保険金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	保険金受取人 主契約の死亡
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１★）になったとき		主契約の高度障害保険金受取人
特約介護保険金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表２★）に該当したこと (2)　(1)の要介護状態（別表２★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと		
特約特定疾病保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1)　悪性新生物 この特約の責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表３★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2)　急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表３★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3)　脳卒中 脳卒中（別表３★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　全般について

項　目	内　容
①　特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
②　特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるとき	特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約介護保険金または特約特定疾病保険金は支払いません。

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金等*6については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊３　診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

＊４　労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

＊５　他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

＊６　特約高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

(1)　特約高度障害保険金

(2)　特約介護保険金

(3)　特約特定疾病保険金

項　目	内　容
③　特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約介護保険金の支払請求を受け、特約介護保険金が支払われるとき	特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約介護保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約特定疾病保険金は支払いません。
④　特約高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア．この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ．その後に特約高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
⑤　特約保険金の支払事由が生じ、支払うべき特約保険金がある場合で、主契約の普通保険約款およびこの特約に規定する保険料の振替貸付（第９条）または保険契約者に対する貸付（第17条）が行われているとき	支払うべき特約保険金から貸付元利金を差し引きます。

⑵　特約高度障害保険金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表１★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
②　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表１★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第２条　補足説明

＊７　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊８　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第19条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

(3) 特約介護保険金について

項　目	内　容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として特約介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

(4) 特約特定疾病保険金について

項　目	内　容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。

★別表1（P.257参照）、別表2（P.258参照）、別表3（P.259参照）

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の日
第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱
特約介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表２★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　特約死亡保険金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2)　「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。

★別表１（P.257参照）、別表２（P.258参照）

3　保険金の支払請求手続について

第４条　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続

特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表５★に定めるものとします。

★別表５（P.260参照）

4　保険料の払込免除について

第５条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第６条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除　身体障害の状態による	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

第３条　補足説明

＊２　特約死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

(1)　特約死亡保険金

(2)　特約高度障害保険金

(3)　特約介護保険金

第５条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
⑵　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.257参照）、別表４（P.260参照）

第６条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第５条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.257参照）

5　保険料払込期間および保険料の払込みについて

第７条　特約の保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。
2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納

または予納するものとします。

4．本条の2．および3．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴　払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
⑵　⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第20条）されたものとします。

第8条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
⑵　⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

6　失効、失効取消および復活について

第10条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。

2．本条の1．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第7条　補足説明

＊1　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条　補足説明

＊1　失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第２条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

7　告知義務と解除について

第13条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することができます。
2．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除（この特約の復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することはできません。

第12条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

⑴ この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条 重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴ 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵ 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷ 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸ 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　② 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、特約保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条 補足説明

＊１　特約保険金
この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

⑴　特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

8 保険契約者に対する貸付について

第17条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、この特約の返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。

9 内容の変更について

第18条 特約保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分に対応する返戻金（第22条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
⑵　特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 復旧について

第19条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第2条（特約保険金の支払い）および第5条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
⑵　第3条（免責事由）の責任開始の日は、復旧分についてその復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第20条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。

第16条 補足説明

＊2　特約保険金
本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

第17条 補足説明

＊1　特約の返戻金額
第9条（特約の保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第21条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第22条　返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
⑵　解除または解約（第20条）されたとき
⑶　第21条（特約の消滅）の⑵の規定により消滅したとき

2．本条の１．の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の１．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12　その他

第23条　社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第24条　管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13　特則について

第26条　５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第21条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑶をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　５年ごと利差配当付介護保障移行特約

⑴　主契約の保険金額が減額されたときは、特約保険金額も同じ割合で減額します。この場合、第18条（特約保険金額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑵　第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済特定疾病保障終身保険または延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第27条　５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険金額が減額されたときは、特約保険金額も同じ割合で減額します。この場合、第18条（特約保険金額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑵　第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済介護・特定疾病終身保険または延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第28条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合には、この特約は消滅します。
⑵　⑴の規定によりこの特約が消滅する場合で、保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、主契約が消滅したものとみなして取り扱います。

第29条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⒀のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、特約介護保険金の受取人が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

①　この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。
②　①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡保険金の受取人

⑵　⑴の場合、②に該当する特約死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、その特約死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
⑶　⑴の規定により、⑴に定める代理人が特約介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表５★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、

会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
② ⑴に定める代理人の印鑑証明書
③ ⑴に定める代理人の住民票
④ 被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷ 特約特定疾病保険金の受取人が被保険者の場合で、特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約特定疾病保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

⑸ ⑷の規定により、指定代理請求人が特約特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表５★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
② 指定代理請求人の印鑑証明書
③ 指定代理請求人の住民票
④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

⑹ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は⑷に規定する者に限ります。

⑺ ⑹の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

⑻ 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。

⑼ ⑴の規定により会社が特約介護保険金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑽ ⑷の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑾ 特約保険金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人または指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

⑿ 第14条（告知義務違反による解除）の３．中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

⒀ 第14条（告知義務違反による解除）の４．中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表５（P.260参照）

第29条 補足説明

＊１ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

対象となる高度障害状態 特約高度障害保険金支払の	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態 保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

⑴ 常時寝たきり状態で、下表のア．に該当し、かつ、下表のイ．～オ．のうち２項目以上に該当して他人の介護を要する状態

⑵ 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

ア．ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ．衣服の着脱が自分ではできない。
ウ．入浴が自分ではできない。
エ．食物の摂取が自分ではできない。
オ．大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

１．器質性認知症

⑴ 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

⑵ ⑴の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成６年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

２．意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応

性を失った状態）にわけられます。
意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3．見当識障害
「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア．時間の見当識障害
　：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ．場所の見当識障害
　：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ．人物の見当識障害
　：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表３　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、１．によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中２．の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

１．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
⑴　悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（特約の復活が行われたときは最終の復活の日または特約の復旧が行われたときは最終の復旧の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
⑵　急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
⑶　脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

２．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
⑴　悪性新生物	ア．口腔および咽頭の悪性新生物	140 ～ 149
	イ．消化器および腹膜の悪性新生物	150 ～ 159
	ウ．呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160 ～ 165
	エ．骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170 ～ 175）のうち、	
	㋐　骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	㋑　結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	㋒　皮膚の悪性黒色腫	172
	㋓　女性乳房の悪性新生物	174
	㋔　男性乳房の悪性新生物	175
	オ．泌尿生殖器の悪性新生物	179 ～ 189
	カ．その他および部位不明の悪性新生物	190 ～ 199
	キ．リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200 ～ 208
⑵　急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410 ～ 414）のうち、 急性心筋梗塞	 410
⑶　脳卒中	脳血管疾患（430 ～ 438）のうち、 ア．くも膜下出血 イ．脳内出血 ウ．脳動脈の狭塞	 430 431 434

別表４　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表５　特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特約介護保険金の支払い	(1)　特約介護保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．特約特定疾病保険金の支払い	(1)　特約特定疾病保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類

(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。
(2)　特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。
(3)　被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約目次

この特約の特色……262

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……262

2　年金支払期間について
第２条　特約の年金支払期間の指定……262

3　年金の支払いについて
第３条　特約年金の支払い……262
第４条　免責事由……266
第５条　年金証書の発行……267

4　年金の支払請求手続について
第６条　特約年金の支払請求手続……267

5　保険料の払込免除について
第７条　特約の保険料の払込免除……267
第８条　保険料の払込免除の免責事由……268

6　保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて
第９条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み……269
第10条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……269
第11条　特約の保険料の振替貸付……269

7　失効、失効取消および復活について
第12条　特約の失効……269
第13条　特約の失効取消……269
第14条　特約の復活……270

8　告知義務と解除について
第15条　告知義務……270
第16条　告知義務違反による解除……270
第17条　告知義務違反による解除ができないとき……271
第18条　重大事由による解除……271

9　内容の変更および更新等について
第19条　特約の更新……272
第20条　５年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更……275
第21条　他の保険契約への加入……277
第22条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更……277
第23条　特約の年金支払期間の変更……278
第24条　第１回特約年金額の減額……278

10　復旧について
第25条　特約の復旧……278

11　解約等について
第26条　特約の解約……278
第27条　特約の消滅……279
第28条　返戻金……279

12　特約年金の受取人および保険契約者について
第29条　特約に関する権利義務の承継……279
第30条　特約年金の受取人の代表者……279

13　社員配当金（保険契約者への配当）について
第31条　社員配当金の割当ておよび支払い……279

14　その他
第32条　管轄裁判所……280
第33条　普通保険約款の規定の準用……280

15　特則について
第34条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……280
第35条　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……281
第36条　５年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合の特則……281
第37条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……281
第38条　主契約が更新または変更される場合の特則……281
第39条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則……282
第40条　主契約に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加する場合の特則……282
第41条　特約年金の受取人が２人以上いる場合の特則……283
第42条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……283

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……284
別表２　対象となる不慮の事故……285
別表３　要介護状態……286
別表４　特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……287

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

（実施　2000.10.2／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態または所定の要介護状態に対する保障
年金の種類	⑴　特約死亡年金（確定年金） ⑵　特約高度障害年金（確定年金） ⑶　特約介護年金（確定年金）
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第15条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　年金支払期間について

第２条　特約の年金支払期間の指定

保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3　年金の支払いについて

第３条　特約年金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

		特約年金の種類	支払事由（特約年金を支払う場合）	金　額	受取人
特約年金	特約死亡年金	確定年金	⑴　第１回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき ⑵　第２回以後の特約年金 第１回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間（第２条）中の特約年金支払日*2が到来したとき	⑴　第１回特約年金 第１回特約年金額 ⑵　第２回以後の特約年金 第１回特約年金額と同額	保険金受取人*4 主契約の死亡
	特約高度障害年金		⑴　第１回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１★）になったとき ⑵　第２回以後の特約年金 第１回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2が到来したとき		主契約の高度障害保険金受取人*5
	特約介護年金		⑴　第１回特約年金 この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ①　被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により要介護状態（別表３★）に該当したこと ②　①の要介護状態（別表３★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと ⑵　第２回以後の特約年金 第１回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2が到来したとき		

2．特約年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　第１回特約年金を支払う場合の支払事由発生後のこの特約の保険料	この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、払い込む必要はありません。
②　特約一時金の支払い	ア．特約年金の受取人は、第１回特約年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、特約年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する特約一時金★（以下「特約一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 ㋐　第１回特約年金の支払前であること ㋑　特約年金の一部の支払いに代えて特約一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第１回特約年金額が12万円以上となること イ．ア．により、特約年金の全部の支払いに代えて特約一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第３条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害年金および特約介護年金については、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　特約年金支払日

特約年金支払日は、次のとおりとします。

項　目	内　容
⑴　第１回特約年金の支払日	第１回特約年金の支払事由が生じた日
⑵　第２回以後の特約年金の支払日	⑴に規定する第１回特約年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年のその日の応当日

＊３　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊４　主契約の死亡保険金受取人

第２回以後の特約年金の受取人は第１回特約年金の受取人と同一人とします。

＊５　主契約の高度障害保険金受取人

第２回以後の特約年金の受取人は第１回特約年金の受取人と同一人とします。

項　目	内　容
③　第１回特約年金額が12万円未満となるとき	ア．特約一時金を保険契約者に支払います。 イ．この特約は、第１回特約年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④　第１回特約高度障害年金または第１回特約介護年金を支払ったとき	ア．その後新たに第１回特約年金の支払事由が生じても、これによる特約死亡年金、特約高度障害年金および特約介護年金は支払いません。 イ．その後に第１回特約高度障害年金または第１回特約介護年金の支払請求を受けても、これによる特約高度障害年金または特約介護年金は支払いません。
⑤　特約年金の受取人がこの特約の年金支払期間中の最終の特約年金支払日*2前に死亡したとき	ア．特約年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価★（以下「未払いの特約年金現価」といいます。）を支払い、この特約は消滅します。 イ．特約年金の受取人の相続人は、ア．による未払いの特約年金現価の支払いに代えて、特約年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 ㈠　この特約はこの特約の年金支払期間が満了するまで消滅せず、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2に特約年金を継続して支払います。 ㈡　特約年金の継続支払中にこの特約の解約（第26条）の請求があった場合には、この特約はその時に消滅し、返戻金（第28条）を特約年金の受取人の相続人に支払います。
⑥　特約高度障害年金または特約介護年金の第１回特約年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡年金の第１回特約年金または特約一時金の支払請求を受け、特約死亡年金または特約一時金が支払われるとき	特約高度障害年金または特約介護年金の第１回特約年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害年金または特約介護年金は支払いません。
⑦　特約介護年金の第１回特約年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害年金の第１回特約年金または特約一時金の支払請求を受け、特約高度障害年金または特約一時金が支払われるとき	特約介護年金の第１回特約年金の支払事由が生じないで被保険者が特約高度障害年金の第１回特約年金の支払事由に該当したものとして取り扱い、特約介護年金は支払いません。

⑵　特約死亡年金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑶　特約高度障害年金について

項　目	内　容
①　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*6による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害年金の第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。
②　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*7に、会社が、告知（第15条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③　被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害年金の第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第19条・第38条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

⑷　特約介護年金について

項　目	内　容
①　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*3を原因として特約介護年金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア．この特約の付加の際*7に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 イ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。

第3条　補足説明

＊6　特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊7　この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項　目	内　容
②　被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態（別表3★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、この特約の保険期間満了日に特約介護年金の第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

★別表1（P.284参照）、別表3（P.286参照）
★「会社の定める方法により計算する特約一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.565参照）
★「会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.566参照）

第4条　免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約年金を支払わない場合）
特約死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　特約年金の受取人の故意 (3)　この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4)　この特約の復活（第14条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱
特約高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱
特約介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表3★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　特約死亡年金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2)　「戦争その他の変乱」によって特約死亡年金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡年金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(3)　免責事由に該当して特約死亡年金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.284参照）、別表3（P.286参照）

第4条　補足説明

＊1　特約の責任開始の日
第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

＊2　特約死亡年金等
次の(1)から(3)をいいます。
(1)　特約死亡年金
(2)　特約高度障害年金
(3)　特約介護年金

第５条　年金証書の発行

会社は、第１回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。

4　年金の支払請求手続について

第６条　特約年金の支払請求手続

1．特約年金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．特約年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表４★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．本条の２．の規定にかかわらず、第２回以後の特約年金について、会社の取扱いの範囲内で、特約年金支払日（第３条）に特約年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
4．本条の３．の取扱いをするときは、会社は、特約年金支払日（第３条）の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。
5．この特約が次の契約形態の場合で、特約年金もしくは特約一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、特約死亡年金または特約高度障害年金の受取人は特約年金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
特約死亡年金または特約高度障害年金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　特約年金の支払請求に必要な書類（別表４★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表４（P.287参照）

5　保険料の払込免除について

第７条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、この特約の保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第８条）に該当するときは免除しません。

第６条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の５．において「当該団体」といいます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

2．この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、この特約の保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2)　この特約の保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.284参照）、別表２（P.285参照）

第８条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第７条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.284参照）

第７条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1．この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。

2．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3．主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。

4．本条の2．および3．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴ 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。

⑵ ⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

6．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第26条）されたものとします。

第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第11条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

⑵ ⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第12条 特約の失効

第1回特約年金の支払事由が生じる前に、主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第13条 特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞

第9条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第13条 補足説明

＊1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。

2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約年金の支払事由（第３条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特約年金の支払事由（第３条）が生じたとき	特約年金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第14条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。

2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8　告知義務と解除について

第15条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第16条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　特約年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が証明したときは、会社は、特約年金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第13条　補足説明

＊２　延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第14条　補足説明

＊１　復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約年金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第17条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第16条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第18条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除*1することができます。

第17条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第18条　補足説明

＊１　解除
特約年金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

⑴　保険契約者、被保険者（特約死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または特約年金の受取人が特約年金*2を詐取する目的もしくは他人に特約年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　特約年金*2の請求に関し、特約年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または特約年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または特約年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、特約年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除*1することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約年金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特約年金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特約年金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除*1の通知については、第16条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9　内容の変更および更新等について

第19条　特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること
⑶　更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2以前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

第18条　補足説明

＊２　特約年金
この特約の特約年金または保険料の払込免除をいいます。

＊３　特約年金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、特約年金のうち、その受取人に支払われるべき特約年金をいいます。

第19条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に主契約の被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③　①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　更新後特約の年金支払期間	更新前特約の年金支払期間と同一とします。
⑹　この特約が更新されたとき	①　特約年金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第16条・第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③または本条の４．の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑺　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑻　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑹－①に準じて継続したものとして取り扱います。

４．保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第20条　５年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更

１．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を５年ごと利差配当付養老保険増額特約または５年ごと利差配当付終身保険増額特約に変更することができます。

第20条　補足説明

＊１　払込期月の主契約の契約成立日の応当日

本条において「特約変更日」といいます。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第７条）されていないこと ⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと ⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

２．５年ごと利差配当付養老保険増額特約または５年ごと利差配当付終身保険増額特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ②　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に変更後特約*2に変更するときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の特約保険金の支払事由 イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由 ウ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後特約*2の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約一時金額*3を限度とします。

第20条　補足説明

＊２　変更後特約
この特約から変更された場合の５年ごと利差配当付養老保険増額特約または５年ごと利差配当付終身保険増額特約をいいます。

＊３　変更前特約の特約一時金額
この特約の一部を変更後特約*2に変更するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

項　目	内　容
⑷　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約*4は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　特約保険金の支払いに関しては、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第21条　他の保険契約への加入

1．次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の１か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

⑴　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
⑵　被保険者が２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

2．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
⑵　加入する他の保険契約の責任開始の日	⑴の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約一時金額*1を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第22条　特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1．保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2．主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の１．または第19条（特約の更新）の１．に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3．本条の１．および２．によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
4．この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条　補足説明

＊4　変更前特約
この特約の一部を変更後特約*2に変更したときはその部分とします。

第21条　補足説明

＊1　この特約の保険期間満了日の特約一時金額
この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

第23条　特約の年金支払期間の変更

第１回特約年金の支払事由（第３条）が生じたときは、特約年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、この特約の年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第24条　第１回特約年金額の減額

1．保険契約者は、第１回特約年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かって第１回特約年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第１回特約年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．第１回特約年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
⑵　第１回年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10　復旧について

第25条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。

2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（特約年金の支払い）および第７条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　第４条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
⑶　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11　解約等について

第26条　特約の解約

1．保険契約者は、第１回特約年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。

2．この特約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

3．本条の１．に定めるほか、第１回特約年金の支払後は、特約年金の受取人は、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の２．の規定に準じて返戻金を特約年金の受取人に支払います。

4．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第27条　特約の消滅

1．次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の第1回特約年金が支払われる場合または年金支払開始日以後の場合には、この特約の年金支払期間が満了するまで、この特約は消滅しません。

第28条　返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第12条）
⑵　解除または解約（第26条）されたとき
⑶　第27条（特約の消滅）の1．－⑵の規定により消滅したとき

2．本条の1．の規定にかかわらず、第18条（重大事由による解除）の1．－⑷の規定によってこの特約を解除*1した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の2．－⑴または⑵の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分については本条の1．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第1回特約年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回特約年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.567参照）

12　特約年金の受取人および保険契約者について

第29条　特約に関する権利義務の承継

第1回特約死亡年金または第1回特約高度障害年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、特約年金の受取人に承継されます。

第30条　特約年金の受取人の代表者

1．特約年金の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の特約年金の受取人を代理するものとします。
2．本条の1．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が特約年金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約年金の受取人に対しても効力を生じます。

13　社員配当金（保険契約者への配当）について

第31条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。
2．本条の1．の規定にかかわらず、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、第1回特約年金の支払後の保険契約のうち、次の⑴から⑷の特約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する特約については、

第28条　補足説明

＊1　解除
特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の2．－⑴または⑵の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

⑶に該当する特約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる特約	支払方法
⑴　次の事業年度中に第１回特約年金の支払日の５年ごとの応当日*1が到来する特約（⑵に該当する場合を除きます。）	①　その５年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、特約が消滅（第27条）したとき、または特約年金の受取人から請求があったときに、特約年金の受取人に支払います。
⑵　次の事業年度中に最終の特約年金を支払う特約	最終の特約年金とともにその受取人に支払います。
⑶　次の事業年度中に第１回特約年金の支払日および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、特約年金の受取人の死亡により消滅する特約	特約年金の受取人の相続人に支払います。
⑷　次の事業年度中に第１回特約年金の支払日および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する特約	特約年金の受取人に支払います。

３．会社は、本条の２．の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

14 その他

第32条　管轄裁判所

この特約における特約年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第33条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第34条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第31条　補足説明

＊１　第１回特約年金の支払日の５年ごとの応当日

本条において「５年ごと応当日」といいます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（特約年金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第３条（特約年金の支払い）の２．－⑴－③および主契約の普通保険約款に定める第１回年金額が12万円未満となる場合の取扱いについての規定の適用にあたっては、この特約の第１回特約年金額と主契約の第１回年金額とをあわせて取り扱います。
⑷　第27条（特約の消滅）の１．－⑴中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。
⑸　第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の２．中、「割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。」とあるのを「割り当てた社員配当金は、第１回特約死亡年金または第１回特約高度障害年金の支払後の保険契約で、かつ主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、次のとおり支払います。」と読み替えます。

第35条　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（特約年金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第３条（特約年金の支払い）の２．－⑴－③および主契約の普通保険約款に定める第１回年金額が12万円未満となる場合の取扱いについての規定の適用にあたっては、この特約の第１回特約年金額と主契約の第１回年金額とをあわせて取り扱います。
⑶　第27条（特約の消滅）の１．－⑴中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。
⑷　第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の２．中、「割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。」とあるのを「割り当てた社員配当金は、第１回特約死亡年金、第１回特約高度障害年金または第１回特約介護年金の支払後の保険契約で、かつ主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、次のとおり支払います。」と読み替えます。

第36条　５年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合の特則

５年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合で、特約死亡年金または特約高度障害年金が支払われ、かつ、５年ごと利差配当付長期生活保障特約の特約年金が支払われるときは、第３条（特約年金の支払い）の２．－⑴－③の適用にあたっては、この特約の第１回特約年金額と５年ごと利差配当付長期生活保障特約の第１回特約年金額とをあわせて取り扱います。

第37条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第38条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

第37条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　特約年金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）、告知義務違反による解除（第16条・第17条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第39条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

1．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。この場合、第22条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）の規定を準用して取り扱います。

第40条　主契約に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加する場合の特則

主契約に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加して、主契約の一部が夫婦年金支払に移行されるときは、主契約の死亡保険金受取人は、主たる被保険者の配偶者に限ります。

第41条　特約年金の受取人が２人以上いる場合の特則

特約年金の受取人が２人以上いるときは、第３条（特約年金の支払い）の２．－⑴－⑤中、「特約年金の受取人が」とあるのを「特約年金の受取人の代表者が」と、「特約年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「特約年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第42条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　特約高度障害年金または特約介護年金の受取人が被保険者の場合で、特約高度障害年金または特約介護年金の受取人がその特約年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約高度障害年金または特約介護年金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

①　この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。
②　①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡年金の受取人

⑵　⑴の場合、②に該当する特約死亡年金の受取人が２人以上いるときは、その特約死亡年金の受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶　⑴の規定により、⑴に定める代理人が特約高度障害年金または特約介護年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表４★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
②　⑴に定める代理人の印鑑証明書
③　⑴に定める代理人の住民票
④　被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷　⑴の規定により会社が特約高度障害年金または特約介護年金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約高度障害年金または特約介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑸　特約年金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。

★別表４（P.287参照）

第42条　補足説明

＊１　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

対象となる高度障害状態 特約高度障害年金支払の	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態 保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。
⑴　常時寝たきり状態で、下表のア．に該当し、かつ、下表のイ．～オ．のうち２項目以上に該当して他人の介護を要する状態
⑵　器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

ア．ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ．衣服の着脱が自分ではできない。
ウ．入浴が自分ではできない。
エ．食物の摂取が自分ではできない。
オ．大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注
１．器質性認知症
⑴　「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
①　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
②　正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
⑵　⑴の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
①　「器質性認知症」
「器質性認知症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成６年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。
②　「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
２．意識障害
「意識障害」とは、次のようなものをいいます。
通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。
意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。
意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。
３．見当識障害
「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア．時間の見当識障害
　　：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ．場所の見当識障害
　　：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ．人物の見当識障害
　　：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表４　特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特約死亡年金の支払い	第１回特約年金の場合 ⑴　特約死亡年金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約死亡年金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の特約年金の場合 ⑴　特約年金支払請求書 ⑵　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑶　特約年金の受取人の印鑑証明書
２．特約高度障害年金の支払い	第１回特約高度障害年金の場合 ⑴　特約高度障害年金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約高度障害年金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の特約年金の場合 ⑴　特約年金支払請求書 ⑵　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑶　特約年金の受取人の印鑑証明書
３．特約介護年金の支払い	第１回特約年金の場合 ⑴　特約介護年金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　特約介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　特約介護年金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の特約年金の場合 ⑴　特約年金支払請求書 ⑵　特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑶　特約年金の受取人の印鑑証明書
４．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 ⑷　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ⑵　特約年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うことがあります。 ⑶　２．および３．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

無配当傷害特約目次

この特約の特色……289

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……289

2　被保険者および特約の型について
第２条　この特約の被保険者および特約の型……289

3　保険金等の支払いについて
第３条　保険金・給付金の支払い……289
第４条　免責事由……291

4　保険金等の支払請求手続について
第５条　保険金・給付金の支払請求手続……291

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……292

6　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……292

7　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……292
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……293
第10条　特約の保険料の振替貸付……293

8　失効、失効取消および復活について
第11条　特約の失効……293
第12条　特約の失効取消……293
第13条　特約の復活……294

9　告知義務と解除について
第14条　告知義務……294
第15条　告知義務違反による解除……294
第16条　告知義務違反による解除ができないとき……295
第17条　重大事由による解除……295

10　内容の変更および更新について
第18条　特約の更新……296
第19条　災害保険金額の増額……298
第20条　災害保険金額の減額……298

11　復旧について
第21条　特約の復旧……299

12　解約等について
第22条　特約の解約……299
第23条　特約の消滅……299
第24条　返戻金……299

13　被保険者の変更について
第25条　特約の被保険者の変更……300

14　その他
第26条　社員配当金……300
第27条　管轄裁判所……300
第28条　普通保険約款の規定の準用……300

15　特則について
第29条　５年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則……301
第30条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……301
第31条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……301
第32条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……302
第33条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……303
第34条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……303
第35条　主契約が更新または変更される場合の特則……303
第36条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……304
第37条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……304
第38条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……304
第39条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……304
第40条　更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則……305

別表１　対象となる不慮の事故……308
別表２　給付割合表……309
別表３　身体の同一部位……311
別表４　保険金・給付金の支払請求に必要な書類……311
別表５　感染症……312

無配当傷害特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または不慮の事故による所定の身体障害の状態に対する保障
保険金等の種類	⑴　災害保険金 ⑵　障害給付金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者および特約の型について

第２条　この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3　保険金等の支払いについて

第３条　保険金・給付金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金　額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ⑴　この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ⑵　この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表5★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に給付割合表（別表2★）に定めるいずれかの身体障害の状態になったとき	⑴　身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の1種目のみに該当するとき 災害保険金額に給付割合表（別表2★）のその該当する種目に対応する給付割合を乗じた金額 ⑵　身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の2種目以上に該当するとき その該当する各種目*2ごとに⑴の規定を適用して得られる金額の合計額	主契約の高度障害保険金受取人

2．保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　災害保険金について

項　目	内　容
災害保険金を支払う場合で、その災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金をすでに支払っているか、または支払請求があるもまだ支払っていないとき	災害保険金額にその該当する給付割合（別表2★）を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引きます。

⑵　障害給付金について

項　目	内　容
①　すでに給付割合表（別表2★）に該当する身体障害が生じていた場合で、それと同一部位（別表3★）に新たに身体障害が生じたとき	次のア．の給付割合からイ．の給付割合を差し引いた割合を給付割合として、障害給付金の金額を算定します。 ア．すでにあった身体障害*3を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 イ．すでにあった身体障害*3の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
②　被保険者が、この特約の保険期間満了日に「給付割合表（別表2★）に定める身体障害の状態のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、障害給付金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に障害給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第18条・第35条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、その原因となった不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　その該当する各種目

身体の同一部位（別表3★）に生じた2種目以上の障害については、その最も上位の種目のみとします。

＊3　すでにあった身体障害

「この特約の責任開始の時*1前に生じていた身体障害」および「この特約の責任開始の時*1前の原因によりこの特約の責任開始の時*1以後に生じた身体障害」を含みます。

項　目	内　容
③　障害給付金の支払限度	給付割合を通算して10割とします。
④　災害保険金を支払ったとき	その後に災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金の支払請求を受けても、その障害給付金は支払いません。
⑤　障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.308参照）、別表2（P.309参照）、別表3（P.311参照）、別表5（P.312参照）

第4条　免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）
災害保険金・障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑹　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑺　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑻　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　災害保険金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

4　保険金等の支払請求手続について

第5条　保険金・給付金の支払請求手続

1．保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表

4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この特約が次の契約形態の場合で、保険金もしくは給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金または障害給付金の受取人は、保険金または給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金または障害給付金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　保険金または給付金の支払請求に必要な書類（別表４★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表４（P.311参照）

5　保険料の払込免除について

第６条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第８条（特約の保険料の払込み）の２．および３．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の２．の規定を準用します。

6　保険期間および保険料払込期間について

第７条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

7　保険料の払込みについて

第８条　特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料

第５条　補足説明

＊１　死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

は、第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

２．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴　払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。
⑵　⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

３．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

４．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の２．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第３条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金または給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　⑴の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
⑵　⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8　失効、失効取消および復活について

第11条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条　特約の失効取消

１．保険契約者は、普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。

２．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

第８条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の２．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第12条　補足説明

＊１　失効取消

特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による保険金または給付金の支払事由（第３条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に保険金または給付金の支払事由（第３条）が生じたとき	保険金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条　補足説明

＊３　延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。

2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第13条　補足説明

＊１　復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9　告知義務と解除について

第14条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第17条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金*2または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金*2または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10　内容の変更および更新について

第18条　特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

第17条　補足説明

＊１　保険金
この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第18条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　保険金・給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）および告知義務違反による解除（第15条・第16条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条　災害保険金額の増額

１．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

２．災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条　災害保険金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、

会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
⑵　災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。

2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。

2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の障害給付金を支払わないときは、消滅しません。
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷　この特約による障害給付金の支払割合が通算して10割となったとき
⑸　主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約

第23条 補足説明

＊1　5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑹をいいます。

⑴　5年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　5年ごと利差配当付介護保障移行特約
⑷　年金移行特約
⑸　夫婦年金移行特約
⑹　介護保障移行特約

＊2　5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑺をいいます。

⑴　5年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　5年ごと利差配当付介護保障移行特約
⑷　年金移行特約
⑸　夫婦年金移行特約
⑹　介護保障移行特約
⑺　個人年金保険介護年金特約

の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
② 解除または解約（第22条）されたとき
③ 第23条（特約の消滅）の⑵または⑷の規定により消滅したとき

⑵　本条の⑴の規定にかかわらず、第17条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第17条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の⑴の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

⑶　主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

⑷　この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第25条 特約の被保険者の変更

１．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。

２．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。

⑵　この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第26条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第27条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

1．この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

2．この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

(1)	年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
(2)	第3条（保険金・給付金の支払い）の1．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
(3)	第3条（保険金・給付金の支払い）の2．－(2)－⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
(4)	第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。 (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
(5)	第24条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。

(1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。ただし、第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

(2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。

(3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2．－(2)－⑤を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金をそれぞれ第2被保険者または死亡保険金受取人に支払います。

(4) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第29条 補足説明

＊1　5年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の(1)から(8)をいいます。

(1) 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
(2) 5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
(3) 生存給付金付終身保険契約
(4) 有期払込高保障終身保険契約
(5) 有期払込普通終身保険契約
(6) 普通終身保険契約
(7) 有期払込終身保険契約
(8) 特別終身年金保険契約

⑸ 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。

⑹ 第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第２被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の１．の規定にかかわらず、妻に関する告知は第２被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者または第２被保険者」と読み替えます。

⑺ 第１被保険者についてこの特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。

① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第２被保険者
③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第１被保険者
④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第１被保険者

⑻ 第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第32条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑺のとおり取り扱います。

⑴ 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵ 第３条（保険金・給付金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

⑶ 第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑵－⑤を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷ この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

⑸ 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹ 第24条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑺ 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第24条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第33条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

1．この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
⑵　この特約については特別勘定による運用は行いません。

2．この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第34条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第35条　主契約が更新または変更される場合の特則

1．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
⑵　更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　保険金・給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第34条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第36条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第37条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、保険金および給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）　付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第38条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第３条（保険金・給付金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑵－⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第23条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑷　第24条（返戻金）の⑴中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第39条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理

第37条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑹をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約
⑷　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
⑸　普通定期保険契約
⑹　長期生活保障保険契約

請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴ 被保険者が給付割合表（別表２★）に定める第１級の身体障害の状態に該当したことにより障害給付金を請求する際に、障害給付金の受取人が被保険者の場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が障害給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。
② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人

⑵ ⑴の場合、②に該当する主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人が２人以上いるときは、その死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶ ⑴の規定により、⑴に定める代理人が障害給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表４★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
② ⑴に定める代理人の印鑑証明書
③ ⑴に定める代理人の住民票
④ 被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷ ⑴の規定により会社が障害給付金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑸ 保険金または給付金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表２（P.309参照）、別表４（P.311参照）

第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

１．この特約が更新後特約の場合で、更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴ この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

⑵ この特約の型および被保険者の範囲は、第２条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

⑶ この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当し

第39条 補足説明

＊１ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第40条 補足説明

＊１ 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

た者はその日から、被保険者になります。

⑷ この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

２．本条の１．の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の保険金または給付金の支払いに関して、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ 第３条（保険金・給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。 ② 「災害保険金額」とあるのをすべて「災害保険金額×0.6」と読み替えます。 ③ 「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害保険金受取人」と読み替えます。ただし、主契約が個人年金保険契約または新個人年金保険契約の場合には、「主契約の死亡給付金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と、主契約が５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約の場合には、「主契約の死亡年金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

⑵ 第４条（免責事由）の１．の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① ⑵中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。 ② ⑷から⑻中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

３．本条の１．の規定を適用するときは、この特約の型について、次の⑴および⑵のとおり変更を取り扱います。

⑴ 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第６条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

⑵ 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。 ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。 ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約が次のいずれかに該当するときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。 ア．この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるとき イ．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

４．この特約が５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の１．－⑴の条件を満たさなくなったことまたは主契約の被保険者が死亡したことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと ⑵　この特約による保険金および給付金の支払事由（本条の２.）が生じていないこと ⑶　この特約の被保険者でなくなった日から１か月を経過していないこと ⑷　付加後の特約の災害保険金額がこの特約の災害保険金額の６割以下であること

5．更新前特約の規定によるこの特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

6．第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑵－⑤、第６条（特約の保険料の払込免除）および第23条（特約の消滅）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第５条（保険金・給付金の支払請求手続）の２．および３．については、必要書類（別表４★）を次の⑴および⑵のとおり読み替えて準用します。

⑴　「１．災害保険金の支払い」の必要書類を次のとおり読み替えます。

⑴　災害保険金支払請求書 ⑵　不慮の事故（別表１★）であることを証明する書類 ⑶　会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 ⑷　主契約の被保険者の戸籍謄本および災害保険金の受取人の戸籍抄本 ⑸　災害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類

⑵　「２．障害給付金の支払い」の必要書類中、「⑷障害給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「⑷主契約の被保険者の戸籍謄本および障害給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えます。

★別表１（P.308参照）、別表４（P.311参照）

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1．両眼の視力を全く永久に失ったもの（注３） 2．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注４） 3．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注１） 4．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注７(1)） 5．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注７(1)） 6．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注７(1)） 7．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注７(1)）	10割
第2級	8．１上肢および１下肢の用を全く永久に失ったもの（注７(1)） 9．10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（注９） 10．１肢に第３級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の１肢に第３級の13から15までまたは第４級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11．両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注５）	7割
第3級	12．１眼の視力を全く永久に失ったもの（注３） 13．１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注７） 14．１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注７） 15．１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの（注９(1)(2)） 16．10足指を失ったもの（注10(1)） 17．脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注８(1)(2)）	5割
第4級	18．両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（注３(3)） 19．言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（注４(2)(4)） 20．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（注２） 21．１上肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの（注７(2)） 22．１下肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの（注７(2)） 23．１下肢が永久に５センチ以上短縮したもの 24．１手の第１指（母指）および第２指（示指）を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）のうち少なくとも１手指を含んで３手指以上を失ったもの（注９(1)(2)） 25．１手の５手指の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで３手指以上の用を全く永久に失ったもの（注９(1)(3)） 26．10足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 27．１足の５足指を失ったもの（注10(1)）	3割
第5級	28．１上肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注７(3)） 29．１下肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注７(3)） 30．１手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）を失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の３手指を失ったもの（注９(1)(2)） 31．１手の第１指（母指）および第２指（示指）の用を全く永久に失ったもの（注９(1)(3)） 32．１足の５足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 33．両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの（注５(1)(3)） 34．１耳の聴力を全く永久に失ったもの（注５(1)(2)） 35．鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（注６） 36．脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（注８(3)）	1.5割
第6級	37．１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注７(3)） 38．１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注７(3)） 39．１下肢が永久に３センチ以上短縮したもの 40．１手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）の用を全く永久に失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の２手指もしくは３手指の用を全く永久に失ったもの（注９(1)(3)） 41．１手の第１指（母指）および第２指（示指）以外の１手指または２手指を失ったもの（注９(1)(2)） 42．１足の第１指（母指）または他の４足指を失ったもの（注10(1)） 43．１足の第１指（母指）を含んで３足指以上の用を全く永久に失ったもの（注10(2)）	１割

注

1．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

2．日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3．眼の障害（視力障害）

⑴ 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵ 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶ 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4．言語またはそしゃくの障害

⑴ 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵ 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。

⑶ 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

5．耳の障害（聴力障害）

⑴ 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵ 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

⑶ 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記⑵の

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が70デシベル以上（40㎝を超えると話声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6．鼻の障害

⑴ 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の２分の１以上を欠損した場合をいいます。

⑵ 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

7．上・下肢の障害

⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

⑶ 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、関節に付随した筋力に障害がある場合には、関節の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8．脊柱の障害

⑴ 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵ 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

⑶ 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の３分の２以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の３分の２以下に制限された場合をいいます。

9．手指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

⑵　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

10．足指の障害

⑴　「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

⑵　「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

傷害の図解

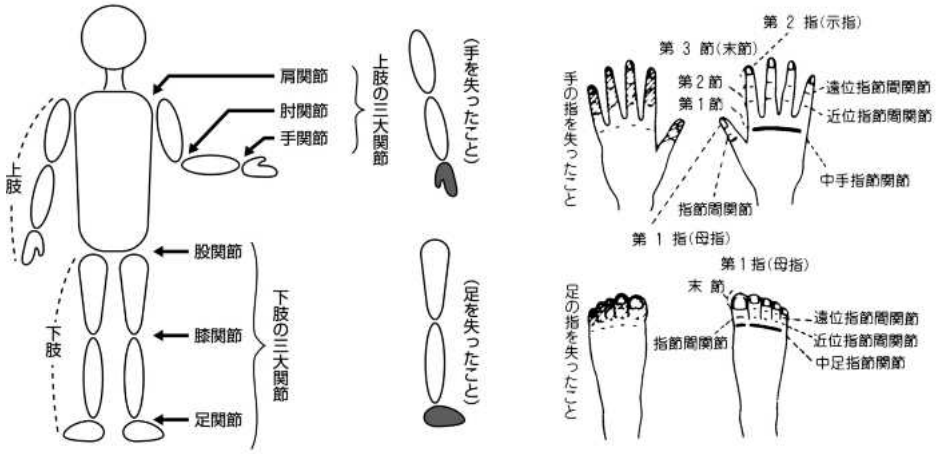

別表３　身体の同一部位

⑴　１上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。

⑵　１下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。

⑶　眼については、両眼を同一部位とします。

⑷　耳については、両耳を同一部位とします。

⑸　脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。

⑹　〔別表２〕の第１級の４．、５．、６．もしくは７．、第２級の８．、９．もしくは10．、第３級の16．または第４級の26．の障害に該当するときは、両上肢、両下肢、１上肢と１下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表４　保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．災害保険金の支払い	死亡保険金、死亡年金または死亡給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 ⑴　災害保険金支払請求書 ⑵　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類
２．障害給付金の支払い	⑴　障害給付金支払請求書 ⑵　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 ⑶　会社所定の様式による医師の診断書 ⑷　障害給付金の受取人の戸籍抄本 ⑸　障害給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ⑵　保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表５　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項（一類感染症）、第３項（二類感染症）、第４項（三類感染症）、第７項第３号（新型コロナウイルス感染症）または第８項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当災害入院特約目次

この特約の特色……314

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……314

2　被保険者および特約の型について
第２条　この特約の被保険者および特約の型……314

3　給付金の支払いについて
第３条　災害入院給付金の支払い……314
第４条　免責事由……317

4　給付金の支払請求手続について
第５条　災害入院給付金の支払請求手続……317

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……317

6　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……318

7　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……318
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……318
第10条　特約の保険料の振替貸付……318

8　失効、失効取消および復活について
第11条　特約の失効……319
第12条　特約の失効取消……319
第13条　特約の復活……319

9　告知義務と解除について
第14条　告知義務……319
第15条　告知義務違反による解除……319
第16条　告知義務違反による解除ができないとき……320
第17条　重大事由による解除……320

10　内容の変更および更新等について
第18条　特約の更新……321
第19条　保険期間が終身の特約への変更……324
第20条　災害入院給付金日額の増額……326
第21条　災害入院給付金日額の減額……326

11　復旧について
第22条　特約の復旧……327

12　解約等について
第23条　特約の解約……327
第24条　特約の消滅……327
第25条　返戻金……327

13　被保険者の変更について
第26条　特約の被保険者の変更……328

14　その他
第27条　社員配当金……328
第28条　管轄裁判所……328
第29条　普通保険約款の規定の準用……328

15　特則について
第30条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……328
第31条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則……329
第32条　有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則……329
第33条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則……329
第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……329
第35条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……330
第36条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……331
第37条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……331
第38条　主契約が更新または変更される場合の特則……331
第39条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……332
第40条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……332
第41条　災害入院特約等からこの特約に変更する場合の特則……333
第42条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則……333

別表１　対象となる不慮の事故……336
別表２　災害入院給付金の支払請求に必要な書類……336

無配当災害入院特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故による所定の入院に対する保障
給付金の種類	災害入院給付金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者および特約の型について

第２条　この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3　給付金の支払いについて

第３条　災害入院給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、災害入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害入院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 （災害入院給付金を支払う場合）	金　額	受取人
災害入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1)　この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を直接の目的とする入院 (2)　(1)の不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 (3)　病院または診療所*3への入院 (4)　入院日数が5日以上の継続した入院	同一の不慮の事故（別表1★）による1回の入院につき、 （災害入院給付金日額） × （入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）	主契約の高度障害保険金受取人

2．災害入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の保険期間中に災害入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ①　この特約の保険期間が満了したとき ②　被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(2)　被保険者が、同一の不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、災害入院給付金の支払事由に該当する5日以上の入院を2回以上したとき	1回の入院とみなします。ただし、その原因となった不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
(3)　被保険者が、同一の不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ①　この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ②　この特約の保険期間満了*4後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(4)　災害入院給付金の支払限度日数	①　同一の不慮の事故（別表1★）による1回の入院について120日とします。 ②　通算して700日とします。

第3条　補足説明

＊1　入院

医師Aによる治療Bが必要であり、かつ自宅等での治療Bが困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師Aの管理下において治療Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊2　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊3　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所A

(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

＊4　この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅を含みます。

項　目	内　容
⑸　被保険者が、２以上の不慮の事故（別表１★）による傷害により入院したとき	「入院開始の直接の原因となった不慮の事故*5（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金を支払い、「主たる不慮の事故*5以外の不慮の事故*6（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に「主たる不慮の事故*5（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、次のとおり取り扱います。 ①　「異なる不慮の事故*6（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金を支払います。 ②　①の場合、「異なる不慮の事故*6（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金の支払金額は、本条の１．の支払金額に関する規定にかかわらず、「主たる不慮の事故*5（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額とします。
⑹　主契約に無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が付加されている場合で、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）により疾病入院給付金が支払われる入院中に、不慮の事故（別表１★）による傷害の治療を開始したとき	災害入院給付金の支払金額は、本条の１．の支払金額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。 ①　無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）に規定する疾病*7の治療のために入院を開始した日からその日を含めて４日以上経過した日に不慮の事故（別表１★）による傷害の治療を開始したとき 不慮の事故（別表１★）による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額 ②　疾病*7の治療のために入院を開始した日からその日を含めて４日以内に不慮の事故（別表１★）による傷害の治療を開始したとき 疾病*7の治療のために入院を開始した日からその日を含めて４日経過した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
⑺　災害入院給付金が支払われるべき入院中に、災害入院給付金日額が減額（第21条）されたとき	災害入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する災害入院給付金の支払金額は、減額後の災害入院給付金日額に基づいて計算します。
⑻　災害入院給付金が支払われるべき入院中に、災害入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する災害入院給付金は、変更後の受取人に支払います。
⑼　災害入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき災害入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき災害入院給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表１（P.336参照）

第３条　補足説明

＊５　入院開始の直接の原因となった不慮の事故

本条の２．－⑸において「主たる不慮の事故」といいます。

＊６　主たる不慮の事故以外の不慮の事故

本条の２．－⑸において「異なる不慮の事故」といいます。

＊７　無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）に規定する疾病

本条の２．－⑹において「疾病」といいます。

第４条　免責事由

1．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
災害入院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害入院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害入院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4　給付金の支払請求手続について

第５条　災害入院給付金の支払請求手続

1．災害入院給付金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．災害入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表２★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表２（P.336参照）

5　保険料の払込免除について

第６条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第８条（特約の保険料の払込み）の２．および３．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の２．の規定を準用します。

第４条　補足説明

＊１　他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による災害入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 災害入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2．において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の1．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による災害入院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に災害入院給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	災害入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、災害入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、災害入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないこと

第12条 補足説明

＊1　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

を告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または災害入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、災害入院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　災害入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、災害入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、災害入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に災害入院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第17条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条　補足説明

＊１　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、災害入院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　災害入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10　内容の変更および更新等について

第18条　特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

２．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。
３．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第17条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第18条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
(1)　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴−②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の災害入院給付金日額	①　更新前特約の保険期間満了日の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害入院給付金日額を変更して更新することができます。 ②　この特約の更新の際に主契約に付加された５年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは５年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは５年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第21条（災害入院給付金日額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条　保険期間が終身の特約への変更

１．第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当災害入院特約に変更することができます。

第18条　補足説明

＊３　５年ごと利差配当付定期保険特約等

次の⑴から⒀をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付定期保険特約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
⑶　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⑸　５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
⑹　５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
⑺　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
⑻　定期保険特約
⑼　生存給付金付定期保険特約
⑽　養老保険増額特約
⑾　長期生活保障特約
⑿　特定疾病保障定期保険特約
⒀　介護・特定疾病定期保険特約

第19条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき
⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第６条）されていないこと ⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと ⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2．保険期間が終身の無配当災害入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	特約変更日*1の保険料率が適用されます。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㋐　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㋑　㋐にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ②　特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の給付金の支払事由（第３条・第４条） イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第６条） ウ．主契約の保険金・給付金の支払事由 エ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第19条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当災害入院特約をいいます。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2の災害入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の災害入院給付金日額を変更することができます。
⑷　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条　補足説明

＊３　主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき

⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき

⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第20条　災害入院給付金日額の増額

１．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

２．災害入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　災害入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条　災害入院給付金日額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって災害入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

２．主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する災害入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。

３．災害入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第21条　補足説明

＊１　主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

(1) 減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 災害入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 第3条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
(2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(4) この特約による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
(5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

第24条 補足説明

＊1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約

＊2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約
(7) 個人年金保険介護年金特約

⑴　この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

①　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
②　解除または解約（第23条）されたとき
③　第24条（特約の消滅）の⑵または⑷の規定により消滅したとき

⑵　主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

⑶　この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13　被保険者の変更について

第26条　特約の被保険者の変更

1．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。

2．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
⑵　この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14　その他

第27条　社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条　管轄裁判所

この特約における災害入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第29条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15　特則について

第30条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（災害入院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑶　第３条（災害入院給付金の支払い）の２．－⑼中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第21条（災害入院給付金日額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。
２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により災害入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。
⑸　第24条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑹　第25条（返戻金）の⑴中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
⑺　第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第31条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第21条（災害入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第32条　有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込高保障終身保険契約に付加するときは、第21条（災害入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基準保険金額」と読み替えます。

第33条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第６条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の⑴から⑼のとおり取り扱います。
⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。ただし、第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（災害入院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第３条（災害入院給付金の支払い）の２．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴もしくは⑵または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑷　第３条（災害入院給付金の支払い）の２．－⑼を次のとおり読み替えます。

第30条　補足説明

＊１　主契約の年金額
被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

項　目	内　容
⑼　災害入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき災害入院給付金がある場合で、その支払前に第１被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき災害入院給付金をそれぞれ第２被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

⑸　第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。

⑹　第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

②　主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵もしくは⑸または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑺　第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。

⑻　第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第２被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の１．の規定にかかわらず、妻に関する告知は第２被保険者が行うことを必要とします。この場合、第14条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者または第２被保険者」と読み替えます。

⑼　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑺のとおり取り扱います。

⑴　年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵　第３条（災害入院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。

⑶　第３条（災害入院給付金の支払い）の２．－⑼を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑼　災害入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき災害入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき災害入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷　第21条（災害入院給付金日額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。

２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により災害入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。

⑸　第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主

第35条　補足説明

＊1　主契約の年金額
被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹ 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑺ 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 第21条（災害入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

⑵ 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。

⑶ この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第38条 主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。

⑵ 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
⑵ 更新後特約の災害入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害入院給付金日額を変更して更新することができます。

第37条 補足説明

＊１ この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第39条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第40条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による災害入院給付金日額がこの特約による災害入院給付金日額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第40条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　普通定期保険契約
⑷　長期生活保障保険契約

第41条　災害入院特約等からこの特約に変更する場合の特則

1．会社が保険契約者の請求による災害入院特約等*1からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。

⑴　被保険者に関する告知を受けた時
⑵　この特約の第１回保険料相当額を受け取った時

2．変更前特約*1により支払われた災害入院給付金の支払日数は、この特約の災害入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。

3．この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の１．の変更は行われなかったものとし、変更前特約*1とこの特約の保険料の差額その他について精算します。

⑴　変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合
⑵　この特約の責任開始の時*2前に原因が生じていたことにより、この特約による災害入院給付金が支払われない場合またはこの特約の保険料の払込みが免除されない場合

4．変更前特約*1に生じた解除の原因は、この特約にも同一の状態で引き継がれるものとします。

第42条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1．この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

⑵　この特約の型および被保険者の範囲は、第２条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

⑶　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。

⑷　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2．本条の１．の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の災害入院給付金の支払いに関して、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　第３条（災害入院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①　「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
②　「災害入院給付金日額」とあるのをすべて「災害入院給付金日額×0.6」と読み替えます。

⑵　会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に災害入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後

第41条　補足説明

＊１　災害入院特約等

次の⑴から⑹をいいます。本条において「変更前特約」といいます。

⑴　災害入院特約
⑵　災害入院特約（52）
⑶　災害入院特約（56）
⑷　災害入院特約（60）
⑸　災害入院特約（62）
⑹　災害入院特約（05）

＊２　この特約の責任開始の時

本条の１．の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

第42条　補足説明

＊１　責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

① この特約の保険期間が満了したとき
② 主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵または⑸の規定により、この特約が消滅したとき
③ この特約による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑷の規定によりこの特約が消滅したとき
④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

⑶ 第４条（免責事由）の１．の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① ⑵中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
② ⑶から⑺中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

３．本条の１．の規定を適用するときは、この特約の型について、次の⑴および⑵のとおり変更を取り扱います。

⑴ 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第６条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

⑵ 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときまたはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

４．この特約が５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の１．－⑴の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴ ２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵ この特約による災害入院給付金の支払事由（本条の２．）が生じていないこと
⑶ この特約の被保険者でなくなった日から１か月を経過していないこと
⑷ 付加後の特約の災害入院給付金日額がこの特約の災害入院給付金日額の６割以下であること

５．更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、災害入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

６．第３条（災害入院給付金の支払い）の２．－⑴および⑼、第６条（特約の保険料

の払込免除）ならびに第24条（特約の消滅）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第５条（災害入院給付金の支払請求手続）の２．については、必要書類（別表２★）中、「⑸　災害入院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「⑸　主契約の被保険者の戸籍謄本および災害入院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表２（P.336参照）

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　災害入院給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
災害入院給付金の支払い	(1)　災害入院給付金支払請求書 (2)　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 (3)　会社所定の様式による医師の診断書 (4)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5)　災害入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6)　災害入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当手術給付金付疾病入院特約目次

この特約の特色……338

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……338

2　被保険者および特約の型について
第２条　この特約の被保険者および特約の型……338

3　給付金の支払いについて
第３条　給付金の支払い……338
第４条　免責事由……342

4　給付金の支払請求手続について
第５条　給付金の支払請求手続……343

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……343

6　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……344

7　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……344
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……344
第10条　特約の保険料の振替貸付……344

8　失効、失効取消および復活について
第11条　特約の失効……345
第12条　特約の失効取消……345
第13条　特約の復活……345

9　告知義務と解除について
第14条　告知義務……345
第15条　告知義務違反による解除……345
第16条　告知義務違反による解除ができないとき……346
第17条　重大事由による解除……346

10　内容の変更および更新等について
第18条　特約の更新……347
第19条　保険期間が終身の特約への変更……350
第20条　疾病入院給付金日額の増額……352
第21条　疾病入院給付金日額の減額……352

11　復旧について
第22条　特約の復旧……353

12　解約等について
第23条　特約の解約……353
第24条　特約の消滅……353
第25条　返戻金……353

13　被保険者の変更について
第26条　特約の被保険者の変更……354

14　その他
第27条　社員配当金……354
第28条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……354
第29条　管轄裁判所……354
第30条　普通保険約款の規定の準用……355

15　特則について
第31条　特別条件を付ける場合の特則……355
第32条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……356
第33条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則……357
第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……357
第35条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……358
第36条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……358
第37条　災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則……359
第38条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……359
第39条　主契約が更新または変更される場合の特則……359
第40条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……359
第41条　手術給付金付疾病入院特約等からこの特約に変更する場合の特則……360
第42条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……360
第43条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則……360

別表１　手術給付倍率表……363
別表２　給付金の支払請求に必要な書類……365
別表３　特定部位および指定疾病一覧表……366
別表４　感染症……367

無配当手術給付金付疾病入院特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気による所定の入院や、病気・けがによる所定の手術に対する保障
給付金の種類	⑴　疾病入院給付金 ⑵　手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が付加された主たる保険契約に限って付加することができます。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者および特約の型について

第２条　この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3　給付金の支払いについて

第３条　給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1)　この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院 ①　疾病*3 ②　無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院に限ります。） ③　無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害 (2)　(1)の疾病*3または傷害の治療を直接の目的とする入院 (3)　病院または診療所*4への入院 (4)　入院日数が５日以上の継続した入院	１回の入院につき、 （疾病入院給付金日額） × （入院日数－入院開始日からその日を含めての４日）	主契約の高度障害保険金受取人
手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき (1)　この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術 ①　疾病*3 ②　無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害 ③　無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害 (2)　(1)の疾病*3または傷害の治療を直接の目的とする手術 (3)　病院または診療所*4における手術 (4)　別表１★に定める手術	手術１回につき、 （疾病入院給付金日額） × 手術の種類に応じた給付倍率（10・20・40倍）（別表１★）	

2．給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　全般について

項　目	内　容
疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第３条　補足説明

＊１　入院

医師Aによる治療Bが必要であり、かつ自宅等での治療Bが困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師Aの管理下において治療Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊２　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊３　疾病

公的医療保険制度Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1)　健康保険法
(2)　国民健康保険法
(3)　国家公務員共済組合法
(4)　地方公務員等共済組合法
(5)　私立学校教職員共済法
(6)　船員保険法
(7)　高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊４　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

⑵ 疾病入院給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた「疾病*3」、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害」または「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*5からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に疾病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ア. この特約の保険期間が満了したとき イ. 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴または⑵の規定により、この特約が消滅したとき ウ. 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑶の規定によりこの特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。

診療所A

⑵ ⑴と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

＊５　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊６　この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第22条）、疾病入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または疾病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします）。

項　目	内　容
③　被保険者が、「同一の疾病*7」、「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害」または「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する５日以上の入院を２回以上したとき	「疾病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア．180日以下 「疾病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を１回の入院とみなします。 イ．181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④　被保険者が、「同一の疾病*7」、「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害」または「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア．この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 イ．この特約の保険期間満了*8後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア．に準じて取り扱います。
⑤　疾病入院給付金の支払限度日数	ア．１回の入院について120日とします。 イ．通算して700日とします。
⑥　被保険者が、異なる疾病*3を直接の原因として２回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の１．の規定を適用します。
⑦　被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる疾病*3を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった疾病*3により継続して入院したものとみなします。 （注）　特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第31条）が適用される入院の開始時に異なる疾病*3を併発していたとき、または入院中に異なる疾病*3を併発したときは、併発した疾病*3の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その疾病*3の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑧　被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる疾病*3を併発したとき	
⑨　疾病入院給付金の支払事由が生じた場合で、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われるとき	無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる入院の部分に対しては疾病入院給付金は支払いません。

第３条　補足説明

＊７　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

＊８　この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅および無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことによるこの特約の消滅を含みます。

項　目	内　容
⑩　無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病*3の治療を開始した場合で、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる期間が終了したとき	疾病入院給付金の支払金額は、本条の１．の支払金額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に疾病入院給付金日額を乗じた金額とします。
⑪　疾病入院給付金が支払われるべき入院中に、疾病入院給付金日額が減額（第21条）されたとき	疾病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する疾病入院給付金の支払金額は、減額後の疾病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫　疾病入院給付金が支払われるべき入院中に、疾病入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する疾病入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

⑶　手術給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた「疾病*3」、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害」または「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を原因とする手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*5からその日を含めて２年を経過した後に手術を受けた場合 イ．この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。
②　被保険者が、同時期に２種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	ア．いずれか１種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。 イ．ア．の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率（別表１★）のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

★別表１（P.363参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
疾病入院給付金・手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、疾病入院給付金または手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

1．給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.365参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第8条（特約の保険料の払込み）の2．および3．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2．の規定を準用します。

第4条 補足説明

＊1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2．において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の1．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、疾病入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、疾病入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって告知（第14条）を行う際に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、

第12条 補足説明

＊1　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または疾病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、疾病入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第17条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条　補足説明

＊１　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10　内容の変更および更新等について

第18条　特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。ただし、主契約に付加された無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が更新されないときは、この特約の更新の取扱いをしません。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。
3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第17条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第18条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の疾病入院給付金日額	①　更新前特約の保険期間満了日の疾病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の疾病入院給付金日額を変更して更新することができます。 ②　この特約の更新の際に主契約に付加された５年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは５年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは５年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第21条（疾病入院給付金日額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条　保険期間が終身の特約への変更

１．第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約に変更することができます。ただし、主契約に付加された無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が保険期間が終身の無配当災害入院特約へ変

第18条　補足説明

＊３　５年ごと利差配当付定期保険特約等

次の⑴から⒀をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付定期保険特約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
⑶　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⑸　５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
⑹　５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
⑺　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
⑻　定期保険特約
⑼　生存給付金付定期保険特約
⑽　養老保険増額特約
⑾　長期生活保障特約
⑿　特定疾病保障定期保険特約
⒀　介護・特定疾病定期保険特約

第19条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき
⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

更されないときは、この特約の保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約への変更は取り扱いません。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第６条）されていないこと ⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと ⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2．保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㋐　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㋑　㋐にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ②　特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の給付金の支払事由（第３条・第４条） イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第６条） ウ．主契約の保険金・給付金の支払事由 エ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第19条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当手術給付金付疾病入院特約をいいます。

項　目	内　容
(3)　変更後特約*2の疾病入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の疾病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の疾病入院給付金日額を変更することができます。
(4)　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5)　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第20条　疾病入院給付金日額の増額

1．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て疾病入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の疾病入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

2．疾病入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　第３条（給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

(2)　疾病入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条　疾病入院給付金日額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって疾病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の疾病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．主契約に付加された無配当災害入院特約または災害入院特約（06）の災害入院給付金日額が減額されたことにより減額後の災害入院給付金日額に対する疾病入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで疾病入院給付金日額を減額します。

3．疾病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第19条　補足説明

＊３　主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

(1)　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき

(2)　主契約の保険料払込期間が終身のとき

(3)　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

(1) 減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 疾病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 第3条（給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
(2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が(1)または(2)以外の事由によって消滅したとき
(4) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(5) この特約による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
(6) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支

第24条 補足説明

＊1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約

＊2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約
(7) 個人年金保険介護年金特約

払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
⑵　解除または解約（第23条）されたとき
⑶　第24条（特約の消滅）の⑵、⑶または⑸の規定により消滅したとき

2．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第26条 特約の被保険者の変更

1．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
⑵　この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第27条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この特約の給付金の支払事由（第３条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

⑴　法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
⑵　医療技術または医療環境の変化*2

2．この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この特約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの特約を解約（第23条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第29条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 補足説明

＊１　変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

＊２　医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第30条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第31条　特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵　給付金の削減支払

①　この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第３条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア．疾病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について疾病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

イ．手術給付金を支払うべきときは、手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

②　①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表４★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表３★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する疾病入院給付金または手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表４★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第18条・第39条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の１．および第39条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第18条（特約の更新）の１．および第39条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。

第31条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の特約への変更（第19条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第19条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第19条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 第20条（疾病入院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、疾病入院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。

⑸ 第22条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*3の減額後２年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。

⑹ 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表３（P.366参照）、別表４（P.367参照）

第32条 ５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第31条 補足説明

＊２ 変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当手術給付金付疾病入院特約をいいます。

＊３ 主契約の保険金額
生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑶　第３条（給付金の支払い）の２．－⑴中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第24条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑸　第25条（返戻金）の１．中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
⑹　第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第33条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第６条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の⑴から⑼のとおり取り扱います。
⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。ただし、第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第３条（給付金の支払い）の２．－⑵－②－イ．を次のとおり読み替えます。

イ．被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴もしくは⑵または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑷　第３条（給付金の支払い）の２．－⑴を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
疾病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金がある場合で、その支払前に第１被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金をそれぞれ第２被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

⑸　第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑹　第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

②　主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵もしくは⑹または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑺ 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。

⑻ 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第２被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の１．の規定にかかわらず、妻に関する告知は第２被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者または第２被保険者」と読み替えます。

⑼ 第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴ 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵ 第３条（給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。

⑶ 第３条（給付金の支払い）の２．－⑴を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷ 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑸ 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹ 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。

⑵ この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条　災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を災害入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（62）」と、この特約を災害入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第38条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第39条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の申出による更新の際に無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。

⑵　主契約の更新または変更の際に無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の疾病入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の疾病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の疾病入院給付金日額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第40条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

第38条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

(1)　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
(2)　(1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもとになる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第41条　手術給付金付疾病入院特約等からこの特約に変更する場合の特則

１．会社が保険契約者の請求による手術給付金付疾病入院特約等*1からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。

(1)　被保険者に関する告知を受けた時
(2)　この特約の第１回保険料相当額を受け取った時

２．変更前特約*1により支払われた疾病入院給付金の支払日数は、この特約の疾病入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。
３．この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の１．の変更は行われなかったものとし、変更前特約*1とこの特約の保険料の差額その他について精算します。

(1)　変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合
(2)　この特約の責任開始の時*2前に原因が生じていたことにより、この特約による疾病入院給付金もしくは手術給付金が支払われない場合またはこの特約の保険料の払込みが免除されない場合

４．変更前特約*1に生じた解除の原因は、この特約にも同一の状態で引き継がれるものとします。

第42条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

(1)　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
(2)　付加後の特約による疾病入院給付金日額がこの特約による疾病入院給付金日額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）　付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第43条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

１．この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

第41条　補足説明

＊１　手術給付金付疾病入院特約等

次の(1)から(6)をいいます。本条において「変更前特約」といいます。
(1)　手術給付金付疾病入院特約
(2)　手術給付金付疾病入院特約(52)
(3)　手術給付金付疾病入院特約(56)
(4)　手術給付金付疾病入院特約(60)
(5)　手術給付金付疾病入院特約(62)
(6)　手術給付金付疾病入院特約(05)

＊２　この特約の責任開始の時

本条の１．の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

第42条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。
(1)　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
(2)　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
(3)　普通定期保険契約
(4)　長期生活保障保険契約

⑴　この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

⑵　この特約の型および被保険者の範囲は、第２条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

⑶　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。

⑷　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

２．本条の１．の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の給付金の支払いに関して、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　第３条（給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
② 「疾病入院給付金日額」とあるのをすべて「疾病入院給付金日額×0.6」と読み替えます。

⑵　会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に疾病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

① この特約の保険期間が満了したとき
② 主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵または⑹の規定により、この特約が消滅したとき
③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑶の規定によりこの特約が消滅したとき
④ この特約による主契約の被保険者の疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑸の規定によりこの特約が消滅したとき
⑤ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

⑶　第４条（免責事由）の１．の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① ⑵中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
② ⑶から⑺中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

３．本条の１．の規定を適用するときは、この特約の型について、次の⑴から⑶のとおり変更を取り扱います。

⑴　保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第６条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

第43条　補足説明

＊１　責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

⑵ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、この特約の型は、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。

⑶ 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4．この特約が５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の１．－⑴の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴ ２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵ この特約による給付金の支払事由（本条の２．）が生じていないこと
⑶ この特約の被保険者でなくなった日から１か月を経過していないこと
⑷ 付加後の特約の疾病入院給付金日額がこの特約の疾病入院給付金日額の６割以下であること

5．更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

6．第３条（給付金の支払い）の２．－⑴および⑵－②、第６条（特約の保険料の払込免除）、第24条（特約の消滅）ならびに第31条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第５条（給付金の支払請求手続）の２．については、必要書類（別表２★）中、「⑶ 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「⑶ 主契約の被保険者の戸籍謄本および疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本」と、「⑶ 手術給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「⑶ 主契約の被保険者の戸籍謄本および手術給付金の受取人の戸籍抄本」とそれぞれ読み替えて準用します。

★別表２（P.365参照）

別表１　手術給付倍率表

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号１～88を指します。なお、次の⑴から⑹などは、手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

⑴　吸引、穿刺などの処置
⑵　神経ブロック
⑶　人間ドックなどの検査
⑷　診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髄生検術は、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
⑸　美容整形上の手術
⑹　疾病を直接の原因としない不妊手術

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25㎠未満は除く。）	20
2.	乳房切断術	20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯科治療に伴う歯科手術を除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術および血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術（開腹術を伴うもの。）	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40

手術番号	手術の種類	給付倍率
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備考

① 開胸術
胸腔鏡下手術を含みます。

② 開腹術
腹腔鏡下手術を含みます。

③ 悪性新生物根治手術
悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表2　給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
1．疾病入院給付金の支払い	(1) 疾病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2．手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表３　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55．腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56．脊椎部（当該神経を含む。）
57．上肢（肩関節部を含む。）
58．下肢（股関節部を含む。）
59．上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60．痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61．末梢動脈疾患

別表４　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項（一類感染症）、第３項（二類感染症）、第４項（三類感染症）、第７項第３号（新型コロナウイルス感染症）または第８項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当成人病入院特約目次

この特約の特色……369

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……369

2　給付金の支払いについて
第２条　成人病入院給付金の支払い……369

3　給付金の支払請求手続について
第３条　成人病入院給付金の支払請求手続……371

4　保険料の払込免除について
第４条　特約の保険料の払込免除……372

5　保険期間および保険料払込期間について
第５条　特約の保険期間および保険料払込期間……372

6　保険料の払込みについて
第６条　特約の保険料の払込み……372
第７条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……372
第８条　特約の保険料の振替貸付……373

7　失効、失効取消および復活について
第９条　特約の失効……373
第10条　特約の失効取消……373
第11条　特約の復活……373

8　告知義務と解除について
第12条　告知義務……374
第13条　告知義務違反による解除……374
第14条　告知義務違反による解除ができないとき……374
第15条　重大事由による解除……375

9　内容の変更および更新等について
第16条　特約の更新……376
第17条　保険期間が終身の特約への変更……378
第18条　成人病入院給付金日額の増額……380
第19条　成人病入院給付金日額の減額……380

10　復旧について
第20条　特約の復旧……381

11　解約等について
第21条　特約の解約……381
第22条　特約の消滅……381
第23条　返戻金……381

12　被保険者の変更について
第24条　特約の被保険者の変更……382

13　その他
第25条　社員配当金……382
第26条　管轄裁判所……382
第27条　普通保険約款の規定の準用……382

14　特則について
第28条　特別条件を付ける場合の特則……382
第29条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……383
第30条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則……384
第31条　有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則……384
第32条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則……384
第33条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……384
第34条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……385
第35条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……386
第36条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……386
第37条　主契約が更新または変更される場合の特則……386
第38条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……387
第39条　成人病入院特約等からこの特約に変更する場合の特則……387
第40条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……387

別表１　１．成人病入院給付金の支払対象となる成人病……388
　　２．同一の成人病……388
別表２　成人病入院給付金の支払請求に必要な書類……388

無配当成人病入院特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	成人病による所定の入院に対する保障
給付金の種類	成人病入院給付金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金の支払いについて

第２条　成人病入院給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して成人病入院給付金をその受取人に支払います。

	支払事由 （成人病入院給付金を支払う場合）	金　額	受取人
成人病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき ⑴　この特約の責任開始の時*2以後に発病した成人病（別表１★）（以下「成人病」といいます。）を直接の原因とする入院 ⑵　⑴の成人病の治療を直接の目的とする入院 ⑶　病院または診療所*3への入院 ⑷　入院日数が５日以上の継続した入院	１回の入院につき、 （成人病入院給付金日額） × （入院日数－入院開始日からその日を含めての４日）	主契約の高度障害保険金受取人

2．成人病入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第２条　補足説明

＊１　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊２　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊３　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた成人病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の成人病によるものとみなします。 ①　この特約の責任開始の日*4からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 ②　この特約の付加の際*5に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の成人病によるものとみなしません。 ③　その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の成人病によるものとみなしません。
(2)　被保険者が、この特約の保険期間中に成人病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ①　この特約の保険期間が満了したとき ②　被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第22条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(3)　被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、成人病入院給付金の支払事由に該当する５日以上の入院を２回以上したとき	「成人病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ①　180日以下 「成人病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を１回の入院とみなします。 ②　181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(4)　被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ①　この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 ②　この特約の保険期間満了*6後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。

第２条　補足説明

＊４　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊５　この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第20条）、成人病入院給付金日額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、成人病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または成人病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします）。

＊６　この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅を含みます。

項　目	内　容
⑸　成人病入院給付金の支払限度日数	①　１回の入院について120日とします。 ②　通算して700日とします。
⑹　被保険者が、異なる成人病を直接の原因として２回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の１．の規定を適用します。
⑺　被保険者が、成人病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる成人病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
⑻　被保険者が、成人病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる成人病を併発したとき	
⑼　成人病以外の事由を直接の原因とする入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって成人病の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑽　継続した入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その成人病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑾　成人病入院給付金が支払われるべき入院中に、成人病入院給付金日額が減額（第19条）されたとき	成人病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する成人病入院給付金の支払金額は、減額後の成人病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑿　成人病入院給付金が支払われるべき入院中に、成人病入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する成人病入院給付金は、変更後の受取人に支払います。
⒀　成人病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき成人病入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき成人病入院給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表１（P.388参照）

3　給付金の支払請求手続について

第３条　成人病入院給付金の支払請求手続

１．成人病入院給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

２．成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表２★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表２（P.388参照）

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第6条（特約の保険料の払込み）の2．および3．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2．の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当

第6条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2．において「払込期間満了後保険料」といいます。

日以後猶予期間満了日までに、この特約による成人病入院給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　成人病入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　⑴の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第８条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
⑵　⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7　失効、失効取消および復活について

第９条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による成人病入院給付金の支払事由（第２条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に成人病入院給付金の支払事由（第２条）が生じたとき	成人病入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条　補足説明

＊１　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条　補足説明

＊１　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第20条）、成人病入院給付金日額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、成人病入院給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第20条）、成人病入院給付金日額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除（復旧が行われたときは復旧分または成人病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、成人病入院給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 成人病入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに成人病入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、成人病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、成人病入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第20条）、成人病入院給付金日額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に成人病入院給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、成人病入院給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、成人病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その成人病入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　成人病入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに成人病入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

第14条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、成人病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、成人病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

第15条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

3．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

⑨ 内容の変更および更新等について

第16条 特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第７条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第７条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の成人病入院給付金日額	①　更新前特約の保険期間満了日の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病入院給付金日額を変更して更新することができます。 ②　この特約の更新の際に主契約に付加された５年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは５年ごと利差配当付逓減定期保険特約の更新もしくは５年ごと利差配当付定期保険特約への変更が行われないときは、第19条（成人病入院給付金日額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条）、保険料の払込免除（第４条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第17条　保険期間が終身の特約への変更

１．第５条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当成人病入院特約に変更することができます。

第16条　補足説明

＊３　５年ごと利差配当付定期保険特約等

次の⑴から⒀をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付定期保険特約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
⑶　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⑸　５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
⑹　５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
⑺　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
⑻　定期保険特約
⑼　生存給付金付定期保険特約
⑽　養老保険増額特約
⑾　長期生活保障特約
⑿　特定疾病保障定期保険特約
⒀　介護・特定疾病定期保険特約

第17条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき
⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第４条）されていないこと ⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと ⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2．保険期間が終身の無配当成人病入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㋐　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㋑　㋐にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ②　特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の給付金の支払事由（第２条） イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第４条） ウ．主契約の保険金・給付金の支払事由 エ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第17条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当成人病入院特約をいいます。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2の成人病入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の成人病入院給付金日額を変更することができます。
⑷　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第２条）、保険料の払込免除（第４条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条　成人病入院給付金日額の増額

1．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て成人病入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の成人病入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

2．成人病入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（成人病入院給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　成人病入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条　成人病入院給付金日額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって成人病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の成人病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する成人病入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで成人病入院給付金日額を減額します。

3．成人病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第17条　補足説明

＊３　主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき

⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき

⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第19条　補足説明

＊１　主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

(1) 減額分に対応する返戻金（第23条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 成人病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
(2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(4) この特約による成人病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
(5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

第22条 補足説明

＊1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約

＊2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約
(7) 個人年金保険介護年金特約

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第９条）
⑵　解除または解約（第21条）されたとき
⑶　第22条（特約の消滅）の⑵または⑷の規定により消滅したとき

2．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

1．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（成人病入院給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
⑵　この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 管轄裁判所

この特約における成人病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第28条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴および⑵のうち１つまたは２つの特別条件を付けることがあります。
⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
⑵　成人病入院給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が成人病入院給付金の支払事由（第２条）に該当し、成人病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について成人病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

第28条 補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第９条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第16条・第37条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第16条（特約の更新）の１．および第37条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　成人病入院給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第16条（特約の更新）の１．および第37条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた成人病入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

⑶　保険期間が終身の特約への変更（第17条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
①　割増保険料の払込み	第17条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
②　成人病入院給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第17条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた成人病入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

⑷　第18条（成人病入院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、成人病入院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、成人病入院給付金の削減期間経過後は取り扱います。

⑸　第20条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*3の減額後２年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。

⑹　主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、成人病入院給付金の削減期間経過後は取り扱います。

第29条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第28条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当成人病入院特約をいいます。

＊３　主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（成人病入院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑶　第２条（成人病入院給付金の支払い）の２．－⒀中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第19条（成人病入院給付金日額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。
２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により成人病入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで成人病入院給付金日額を減額します。
⑸　第22条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑹　第23条（返戻金）の１．中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第30条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第19条（成人病入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第31条　有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込高保障終身保険契約に付加するときは、第19条（成人病入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基準保険金額」と読み替えます。

第32条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第４条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第33条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。
⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（成人病入院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第２条（成人病入院給付金の支払い）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第22条（特約の消滅）の⑴もしくは⑵または第33条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑹の規定により、この特約が消滅したとき

⑷　第２条（成人病入院給付金の支払い）の２．－⒀を次のとおり読み替えます。

第29条　補足説明

＊１　主契約の年金額
被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

項　目	内　容
⒀　成人病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき成人病入院給付金がある場合で、その支払前に第１被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき成人病入院給付金をそれぞれ第２被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

⑸　第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。

⑹　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第34条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑺のとおり取り扱います。

⑴　年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵　第２条（成人病入院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。

⑶　第２条（成人病入院給付金の支払い）の２．－⒀を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⒀　成人病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき成人病入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき成人病入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷　第19条（成人病入院給付金日額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。

２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により成人病入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで成人病入院給付金日額を減額します。

⑸　第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹　第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑺　主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第34条　補足説明

＊１　主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第35条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第19条（成人病入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
⑵　第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
⑶　この特約については特別勘定による運用は行いません。

第36条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第37条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の成人病入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病入院給付金日額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条）、保険料の払込免除（第４条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第７条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第36条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第38条　主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第39条　成人病入院特約等からこの特約に変更する場合の特則

1．会社が保険契約者の請求による成人病入院特約等*1からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。

⑴　被保険者に関する告知を受けた時
⑵　この特約の第１回保険料相当額を受け取った時

2．変更前特約*1により支払われた成人病入院給付金の支払日数は、この特約の成人病入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。
3．この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の１．の変更は行われなかったものとし、変更前特約*1とこの特約の保険料の差額その他について精算します。

⑴　変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合
⑵　この特約の責任開始の時*2前に原因が生じていたことにより、この特約による成人病入院給付金が支払われない場合またはこの特約の保険料の払込みが免除されない場合

4．変更前特約*1に生じた解除の原因は、この特約にも同一の状態で引き継がれるものとします。

第39条　補足説明

＊１　成人病入院特約等
次の⑴から⑸をいいます。本条において「変更前特約」といいます。
⑴　成人病入院特約
⑵　成人病入院特約（52）
⑶　成人病入院特約（56）
⑷　成人病入院特約（62）
⑸　成人病入院特約（05）

＊２　この特約の責任開始の時
本条の１．の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

第40条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による成人病入院給付金日額がこの特約による成人病入院給付金日額以下であること

2．本条の１．の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）　付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第40条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等
次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　普通定期保険契約
⑷　長期生活保障保険契約

別表1

1．成人病入院給付金の支払対象となる成人病

成人病入院給付金の支払対象となる成人病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140 ～ 149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150 ～ 159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160 ～ 165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170 ～ 175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179 ～ 189
	その他および部位不明の悪性新生物	190 ～ 199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200 ～ 208
	上皮内癌	230 ～ 234
(2) 糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250 ～ 259）中の糖尿病	250
(3) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393 ～ 398
	虚血性心疾患	410 ～ 414
	肺循環疾患	415 ～ 417
	その他の型の心疾患	420 ～ 429
(4) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	401 ～ 405
(5) 脳血管疾患	脳血管疾患	430 ～ 438

2．同一の成人病

1．の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)に属する疾病は、それぞれ病名が異なる場合であってもこれを同一の成人病として取り扱います。また、異なる分類項目に属する疾病であっても医学上密接な関係にある一連の疾病は、これを同一の成人病として取り扱います。例えば、高血圧性疾患とこれに起因する脳血管疾患等をいいます。

別表2　成人病入院給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
成人病入院給付金の支払い	(1) 成人病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 成人病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 成人病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当災害割増特約目次

この特約の特色……390

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……390

2　保険金の支払いについて
第２条　災害保険金の支払い……390
第３条　免責事由……391

3　保険金の支払請求手続について
第４条　災害保険金の支払請求手続……392

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……392

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……393

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……393
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……393
第９条　特約の保険料の振替貸付……393

7　失効、失効取消および復活について
第10条　特約の失効……394
第11条　特約の失効取消……394
第12条　特約の復活……394

8　告知義務と解除について
第13条　告知義務……394
第14条　告知義務違反による解除……395
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……395
第16条　重大事由による解除……395

9　内容の変更および更新について
第17条　特約の更新……396
第18条　災害保険金額の増額……399
第19条　災害保険金額の減額……399

10　復旧について
第20条　特約の復旧……400

11　解約等について
第21条　特約の解約……400
第22条　特約の消滅……400
第23条　返戻金……400

12　被保険者の変更について
第24条　特約の被保険者の変更……401

13　その他
第25条　社員配当金……401
第26条　管轄裁判所……401
第27条　普通保険約款の規定の準用……401

14　特則について
第28条　５年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則……401
第29条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……402
第30条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……402
第31条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……402
第32条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……403
第33条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……403
第34条　主契約が更新または変更される場合の特則……403
第35条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……404
第36条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……404
第37条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……405
第38条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……405

別表１　対象となる不慮の事故……406
別表２　対象となる高度障害状態……407
別表３　災害保険金の支払請求に必要な書類……407
別表４　感染症……408

無配当災害割増特約

（実施　1996.10.2／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	災害保険金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　保険金の支払いについて

第２条　災害保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、災害保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（災害保険金を支払う場合）	金　額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ⑴　この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ⑵　この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表４★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ⑴　この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表２★）になったとき ⑵　この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表４★）を直接の原因として高度障害状態（別表２★）になったとき		主契約の高度障害保険金受取人

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．災害保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、災害保険金の支払事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表２★）になったとき ②　その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表４★）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（別表２★）になったとき
⑵　被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表２★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、災害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に災害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第34条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ①　この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ②　その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、不慮の事故（別表１★）による傷害を原因とするときは、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。
⑶　「高度障害状態（別表２★)による災害保険金」の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による災害保険金」の支払請求を受け、「死亡による災害保険金」が支払われるとき	「高度障害状態（別表２★）による災害保険金」の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、「高度障害状態（別表２★）による災害保険金」は支払いません。
⑷　災害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表１（P.406参照）、別表２（P.407参照）、別表４（P.408参照）

第３条　免責事由

1．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても災害保険金を支払わない場合）
災害保険金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　災害保険金の受取人の故意または重大な過失 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑹　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑺　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑻　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　災害保険金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金の金額の一部または全部を支払います。

3　保険金の支払請求手続について

第４条　災害保険金の支払請求手続

1．災害保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．災害保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．この特約が次の契約形態の場合で、災害保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金の受取人は、災害保険金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　災害保険金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表３（P.407参照）

4　保険料の払込免除について

第５条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

第４条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第７条（特約の保険料の払込み）の２．および３．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の２．の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第６条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第７条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の２．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第８条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による災害保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第９条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

第７条 補足説明

＊１ 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料
本条の２．において「払込期間満了後保険料」といいます。

(1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の1．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による災害保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に災害保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	災害保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条 補足説明

＊1　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、災害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　災害保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに災害保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に災害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条　補足説明

＊１　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡による災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、災害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　災害保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに災害保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9　内容の変更および更新について

第17条　特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

２．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。
３．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第16条　補足説明

＊１　保険金
この特約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　災害保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。

第17条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
(1)　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴−②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条　災害保険金額の増額

１．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

２．災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条　災害保険金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

２．災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
⑵　災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
⑵　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の災害保険金を支払わないときは、消滅しません。
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷　主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支

第22条 補足説明

＊1　5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑹をいいます。
⑴　5年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　5年ごと利差配当付介護保障移行特約
⑷　年金移行特約
⑸　夫婦年金移行特約
⑹　介護保障移行特約

＊2　5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑺をいいます。
⑴　5年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　5年ごと利差配当付介護保障移行特約
⑷　年金移行特約
⑸　夫婦年金移行特約
⑹　介護保障移行特約
⑺　個人年金保険介護年金特約

払います。

① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
② 解除または解約（第21条）されたとき
③ 第22条（特約の消滅）の⑵の規定により消滅したとき

⑵ 本条の⑴の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については本条の⑴の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

⑶ 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

⑷ この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

１．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。

２．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 第２条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。

⑵ この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 管轄裁判所

この特約における災害保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第28条 ５年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

１．この特約を５年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

２．この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満

第28条 補足説明

＊１ ５年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の⑴から⑻をいいます。

⑴ ５年ごと利差配当付普通終身保険契約

⑵ ５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約

⑶ 生存給付金付終身保険契約

⑷ 有期払込高保障終身保険契約

⑸ 有期払込普通終身保険契約

⑹ 普通終身保険契約

⑺ 有期払込終身保険契約

⑻ 特別終身年金保険契約

了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第５条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第29条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（災害保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第22条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑷　第23条（返戻金）の⑴中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第30条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（災害保険金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　この特約の保険期間の終期は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第１被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
⑷　第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑸　この特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。
　①　主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
　②　主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第２被保険者
　③　主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第１被保険者
　④　主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第１被保険者
⑹　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第31条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
⑵ 第２条（災害保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶ この特約の保険期間の終期は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
⑷ 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
⑸ 第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
⑹ 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第32条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

１．この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
⑵ この特約については特別勘定による運用は行いません。

２．この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第33条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第34条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵ 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。

第33条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第35条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第36条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、災害保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第36条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑹をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約
⑷　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
⑸　普通定期保険契約
⑹　長期生活保障保険契約

第37条　5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第2条（災害保険金の支払い）の1．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第22条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
⑶　第23条（返戻金）の⑴中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第38条　契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の受取人が被保険者の場合で、その災害保険金の受取人がその災害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその災害保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

①　この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
②　①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による災害保険金」の受取人

⑵　⑴の場合、②に該当する「死亡による災害保険金」の受取人が2人以上いるときは、その災害保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
⑶　⑴の規定により、⑴に定める代理人が災害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
②　⑴に定める代理人の印鑑証明書
③　⑴に定める代理人の住民票
④　被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷　⑴の規定により、会社が災害保険金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその災害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
⑸　災害保険金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害保険金を支払いません。

★別表2（P.407参照）、別表3（P.407参照）

第38条　補足説明

＊1　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　対象となる高度障害状態

高度障害状態 災害保険金支払の対象となる	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注３） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注４） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注４） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注４） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注４）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

４．上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表３　災害保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
災害保険金の支払い	死亡保険金、高度障害保険金、死亡年金、高度障害年金、死亡給付金または高度障害給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 ⑴　災害保険金支払請求書 ⑵　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ⑵　保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表４　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項（一類感染症）、第３項（二類感染症）、第４項（三類感染症）、第７項第３号（新型コロナウイルス感染症）または第８項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当通院特約目次

この特約の特色……410

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……410

2　被保険者および特約の型について
第２条　この特約の被保険者および特約の型……410

3　給付金の支払いについて
第３条　通院給付金の支払い……410
第４条　免責事由……414

4　給付金の支払請求手続について
第５条　通院給付金の支払請求手続……415

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……415

6　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……416

7　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……416
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……416
第10条　特約の保険料の振替貸付……416

8　失効、失効取消および復活について
第11条　特約の失効……417
第12条　特約の失効取消……417
第13条　特約の復活……417

9　告知義務と解除について
第14条　告知義務……417
第15条　告知義務違反による解除……417
第16条　告知義務違反による解除ができないとき……418
第17条　重大事由による解除……418

10　内容の変更および更新等について
第18条　特約の更新……419
第19条　保険期間が終身の特約への変更……422
第20条　通院給付金日額の増額……424
第21条　通院給付金日額の減額……424

11　復旧について
第22条　特約の復旧……425

12　解約等について
第23条　特約の解約……425
第24条　特約の消滅……425
第25条　返戻金……426

13　被保険者の変更について
第26条　特約の被保険者の変更……426

14　その他
第27条　社員配当金……426
第28条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……426
第29条　管轄裁判所……426
第30条　普通保険約款の規定の準用……427

15　特則について
第31条　特別条件を付ける場合の特則……427
第32条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……428
第33条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則……429
第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……429
第35条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……430
第36条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……430
第37条　災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則……431
第38条　手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則……431
第39条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……431
第40条　主契約が更新または変更される場合の特則……431
第41条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……432
第42条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……432
第43条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則……433

別表１　通院給付金の支払請求に必要な書類……436
別表２　特定部位および指定疾病一覧表……436
別表３　感染症……437

無配当通院特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の通院に対する保障
給付金の種類	通院給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が付加された主たる保険契約に限って付加することができます。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者および特約の型について

第２条　この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3　給付金の支払いについて

第３条　通院給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、通院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して通院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由(通院給付金を支払う場合)	金　額	受取人
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院*1をしたとき (1)　この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害または疾病*3を直接の原因として「無配当災害入院特約または災害入院特約(06)」による災害入院給付金または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約(06)」による疾病入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする通院 (2)　病院または診療所*4への通院 (3)　(1)に定める入院の退院日*5の翌日からその日を含めて120日の期間（以下「通院期間*6」といいます。）内における通院	1回の入院の 退院後の通院につき、 (通院給付金日額) × (通院日数)	主契約の高度障害保険金受取人

2．通院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた傷害または疾病*3を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ①　この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ②　この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ③　その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。

第3条　補足説明

＊1　通院

医師Aによる治療Bが必要であり、かつ自宅等での治療Bが困難なため、病院または診療所*4において、医師Aによる治療Bを入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊2　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊3　疾病

公的医療保険制度Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1)　健康保険法
(2)　国民健康保険法
(3)　国家公務員共済組合法
(4)　地方公務員等共済組合法
(5)　私立学校教職員共済法
(6)　船員保険法
(7)　高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊4　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または診療所A
(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術

項　目	内　容
⑵　被保険者が、次のいずれかの事由が生じた日を含む通院期間中に通院をしたとき ①　この特約の保険期間が満了したとき ②　被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴または⑵の規定により、この特約が消滅したとき ③　「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による災害入院給付金の支払日数または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑶の規定によりこの特約が消滅したとき	その通院期間中の通院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

＊5　退院日

被保険者が、本条の1．－⑴に規定する入院を2回以上した場合で、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院[A]の退院日を本条の1．－⑶の退院日とみなします。

A：災害入院給付金または疾病入院給付金の支払日数が120日に達したときは、その支払日数が120日に達した日を含んだ入院をいいます。

＊6　通院期間

被保険者が、本条の1．－⑴に規定する入院を2回以上した場合で、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院[A]の入院日までの期間についても通院期間とみなします。

A：災害入院給付金または疾病入院給付金の支払日数が120日に達したときは、その支払日数が120日に達した日を含んだ入院をいいます。

＊7　特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊8　この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第22条）、通院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、通院給付金日額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または

項　目	内　容
⑶　被保険者が、この特約の保険期間中に本条の１．－⑴に規定する入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ①　「無配当災害入院特約または災害入院特約（06)」、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06)」またはこの特約の保険期間が満了したとき ②　被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06)」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約(06)」が消滅したとき ③　「無配当災害入院特約または災害入院特約（06)」による災害入院給付金の支払日数または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約(06)」による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06)」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約(06)」が消滅したとき	その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
⑷　通院給付金の支払限度日数	①　１回の入院の退院後の通院*9について30日とします。 ②　通算して700日とします。

通院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします)。

＊9　１回の入院の退院後の通院

「無配当災害入院特約または災害入院特約（06)」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06)」の規定により１回の入院とみなされる入院の退院後の通院を含みます。

項　目	内　容
⑸　被保険者が、本条の１.－⑴に規定する入院の開始時に、異なる傷害または疾病*3を併発していたとき	その異なる傷害または疾病*3について、入院の必要性がある場合*10には、その異なる傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。
⑹　被保険者が、本条の１.－⑴に規定する入院中に、異なる傷害または疾病*3を併発したとき	
⑺　被保険者が、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による災害入院給付金または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」による疾病入院給付金が支払われる入院日に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
⑻　被保険者が、同一の日に２回以上の通院をしたとき	１回の通院をしたものとみなします。
⑼　被保険者が、２つ以上の事由の治療を目的とする１回の通院をしたとき	
⑽　通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金日額が減額（第21条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
⑾　通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
⑿　通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金を支払いません。

第３条　補足説明

＊10　入院の必要性がある場合

医師Aによる治療Bが必要であり、かつ自宅等での治療Bが困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師Aの管理下において治療Bに専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

	免責事由（支払事由が生じても通院給付金を支払わない場合）
通院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4　給付金の支払請求手続について

第5条　通院給付金の支払請求手続

1．通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．通院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表1★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表1（P.436参照）

5　保険料の払込免除について

第6条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第8条（特約の保険料の払込み）の2．および3．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2．の規定を準用します。

第4条　補足説明

＊1　他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴ 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
⑵ ⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 通院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵ ⑴の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
⑵ ⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2．において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の1．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に通院給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	通院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、通院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、通院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを

第12条 補足説明

＊1　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または通院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、通院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、通院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に通院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第17条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、通院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、通院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、通院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10　内容の変更および更新等について

第18条　特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が更新されないときは、この特約の更新の取扱いをしません。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。
3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第17条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第18条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
(1)　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の通院給付金日額	①　更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。 ②　この特約の更新の際に主契約に付加された５年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは５年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは５年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第21条（通院給付金日額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条　保険期間が終身の特約への変更

１．第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当通院特約に変更することができます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災

第18条　補足説明

＊３　５年ごと利差配当付定期保険特約等

次の⑴から⒀をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付定期保険特約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
⑶　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⑸　５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
⑹　５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
⑺　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
⑻　定期保険特約
⑼　生存給付金付定期保険特約
⑽　養老保険増額特約
⑾　長期生活保障特約
⑿　特定疾病保障定期保険特約
⒀　介護・特定疾病定期保険特約

第19条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき
⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

害入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当災害入院特約へ、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約へそれぞれ変更されないときは、この特約の保険期間が終身の無配当通院特約への変更は取り扱いません。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第６条）されていないこと
⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

２．保険期間が終身の無配当通院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㋐　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㋑　㋐にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ②　特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の給付金の支払事由（第３条・第４条） イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第６条） ウ．主契約の保険金・給付金の支払事由 エ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第19条　補足説明

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院特約をいいます。

項　目	内　容
(3)　変更後特約*2の通院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。
(4)　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5)　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第20条　通院給付金日額の増額

1．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て通院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の通院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

2．通院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　第３条（通院給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

(2)　通院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条　通院給付金日額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．主契約に付加された無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の疾病入院給付金日額が減額されたことにより減額後の疾病入院給付金日額に対する通院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで通院給付金日額を減額します。

3．通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第19条　補足説明

＊３　主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

(1)　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき

(2)　主契約の保険料払込期間が終身のとき

(3)　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

(1) 減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 第3条（通院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
(2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が(1)または(2)以外の事由によって消滅したとき
(4) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(5) この特約による通院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
(6) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 補足説明

＊1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約

＊2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約
(7) 個人年金保険介護年金特約

第25条　返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
⑵　解除または解約（第23条）されたとき
⑶　第24条（特約の消滅）の⑵、⑶または⑸の規定により消滅したとき

2．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13　被保険者の変更について

第26条　特約の被保険者の変更

1．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（通院給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
⑵　この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14　その他

第27条　社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この特約の通院給付金の支払事由（第３条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

⑴　法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
⑵　医療技術または医療環境の変化*2

2．この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この特約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの特約を解約（第23条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第29条　管轄裁判所

この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟につい

第28条　補足説明

＊１　変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

＊２　医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

ては、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第31条　特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵　通院給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が通院給付金の支払事由（第３条）に該当し、通院給付金を支払うべきときは、通院日各日について通院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表３★）によって支払事由に該当したときは、通院給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表２★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が通院したときは、これに対応する通院給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表３★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第18条・第40条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の１．および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　通院給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第18条（特約の更新）の１．および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。

第31条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③　特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶　保険期間が終身の特約への変更（第19条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
①　割増保険料の払込み	第19条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
②　通院給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第19条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③　特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷　第20条（通院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、通院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、通院給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。

⑸　第22条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*3の減額後２年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。

⑹　主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、通院給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表２（P.436参照）、別表３（P.437参照）

第32条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第31条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院特約をいいます。

＊３　主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（通院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑶　第３条（通院給付金の支払い）の２．－⑿中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第24条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑸　第25条（返戻金）の１．中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
⑹　第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第33条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第６条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の⑴から⑼のとおり取り扱います。
⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。ただし、第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（通院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第３条（通院給付金の支払い）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

②　被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴もしくは⑵または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑷　第３条（通院給付金の支払い）の２．－⑿を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑿　通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に第１被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき通院給付金をそれぞれ第２被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

⑸　第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑹　第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

②　主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵もしくは⑹または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑺ 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。

⑻ 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第２被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の１．の規定にかかわらず、妻に関する告知は第２被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者または第２被保険者」と読み替えます。

⑼ 第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴ 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵ 第３条（通院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。

⑶ 第３条（通院給付金の支払い）の２．－⑿を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑿ 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷ 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑸ 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹ 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。

⑵ この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条　災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を災害入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（62）」と、この特約を災害入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第38条　手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を手術給付金付疾病入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（62）」と、この特約を手術給付金付疾病入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第39条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第40条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の申出による更新の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。

⑵　主契約の更新または変更の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。

第39条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第41条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第42条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による通院給付金日額がこの特約による通院給付金日額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）　付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第42条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　普通定期保険契約
⑷　長期生活保障保険契約

第43条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1．この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

⑵　この特約の型および被保険者の範囲は、第２条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

⑶　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。

⑷　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2．本条の１．の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の通院給付金の支払いに関して、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　第３条（通院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
② 「通院給付金日額」とあるのを「通院給付金日額×0.6」と読み替えます。

⑵　会社は、被保険者が次のいずれかの事由の生じた日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の通院とみなします。

① この特約の保険期間が満了したとき
② 主契約の被保険者が死亡し、または普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵または⑹の規定により、この特約が消滅したとき
③ 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」による主契約の被保険者の疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑶の規定によりこの特約が消滅したとき
④ この特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑸の規定によりこの特約が消滅したとき
⑤ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、この特約の被保険者でなくなったとき

⑶　会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に⑴に規定する入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、その事由の生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

第43条　補足説明

＊1　責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

① 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」またはこの特約の保険期間が満了したとき
② 主契約の被保険者が死亡し、または普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が消滅したとき
③ 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」による主契約の被保険者の疾病入院給付金の支払日数またはこの特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して700日に達して、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」またはこの特約が消滅したとき
④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」の被保険者でなくなったとき

⑷ 第４条（免責事由）の１．の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① ⑵中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
② ⑶から⑺中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

３．本条の１．の規定を適用するときは、この特約の型について、次の⑴から⑶のとおり変更を取り扱います。

⑴ 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第６条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

⑵ 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、この特約の型は、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。

⑶ 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

４．この特約が５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の１．－⑴の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　この特約による通院給付金の支払事由（本条の２.）が生じていないこと
⑶　この特約の被保険者でなくなった日から１か月を経過していないこと
⑷　付加後の特約の通院給付金日額がこの特約の通院給付金日額の６割以下であること

５．更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、通院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

６．第３条（通院給付金の支払い）の２．－⑵、⑶および⑿、第６条（特約の保険料の払込免除）、第24条（特約の消滅）ならびに第31条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第５条（通院給付金の支払請求手続）の２．については、必要書類（別表１★）中、「⑶　通院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「⑶　主契約の被保険者の戸籍謄本および通院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表１（P.436参照）

別表１　通院給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
通院給付金の支払い	⑴　通院給付金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 ⑶　通院給付金の受取人の戸籍抄本 ⑷　通院給付金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類

⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。
⑵　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

別表２　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
１．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
２．鼻（副鼻腔を含む。）
３．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
４．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
５．甲状腺
６．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
７．肺臓・胸膜・気管・気管支
８．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
９．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）

特定部位および指定疾病
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表３　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項（一類感染症）、第３項（二類感染症）、第４項（三類感染症）、第７項第３号（新型コロナウイルス感染症）または第８項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当長期入院特約目次

この特約の特色……439

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……439

2　被保険者および特約の型について
第２条　この特約の被保険者および特約の型……439

3　給付金の支払いについて
第３条　長期入院給付金の支払い……439
第４条　免責事由……442

4　給付金の支払請求手続について
第５条　長期入院給付金の支払請求手続……442

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……443

6　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……443

7　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……443
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……443
第10条　特約の保険料の振替貸付……444

8　失効、失効取消および復活について
第11条　特約の失効……444
第12条　特約の失効取消……444
第13条　特約の復活……444

9　告知義務と解除について
第14条　告知義務……445
第15条　告知義務違反による解除……445
第16条　告知義務違反による解除ができないとき……445
第17条　重大事由による解除……446

10　内容の変更および更新等について
第18条　特約の更新……447
第19条　保険期間が終身の特約への変更……449
第20条　長期入院給付金日額の増額……451
第21条　長期入院給付金日額の減額……451

11　復旧について
第22条　特約の復旧……452

12　解約等について
第23条　特約の解約……452
第24条　特約の消滅……452
第25条　返戻金……452

13　被保険者の変更について
第26条　特約の被保険者の変更……453

14　その他
第27条　社員配当金……453
第28条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……453
第29条　管轄裁判所……453
第30条　普通保険約款の規定の準用……453

15　特則について
第31条　特別条件を付ける場合の特則……454
第32条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……455
第33条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則……456
第34条　有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則……456
第35条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則……456
第36条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……456
第37条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……457
第38条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……458
第39条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……458
第40条　主契約が更新または変更される場合の特則……458
第41条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……459
第42条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……459
第43条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則……460

別表１　対象となる不慮の事故……462
別表２　長期入院給付金の支払請求に必要な書類……462
別表３　特定部位および指定疾病一覧表……463
別表４　感染症……464

無配当長期入院特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の長期入院に対する保障
給付金の種類	長期入院給付金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者および特約の型について

第２条　この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3　給付金の支払いについて

第３条　長期入院給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、長期入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して長期入院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 （長期入院給付金を支払う場合）	金　額	受取人
長期入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1)　この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院 ①　不慮の事故（別表1★）による傷害 ②　不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害 ③　疾病*3 (2)　(1)の傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3)　病院または診療所*4への入院 (4)　入院日数が125日以上の継続した入院	1回の入院につき、 （長期入院給付金日額） × （入院日数－入院開始日から その日を含めての124日）	主契約の高度障害保険金受取人

2．長期入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ①　この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ②　この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ③　その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。
(2)　被保険者が、この特約の保険期間中に長期入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ①　この特約の保険期間が満了したとき ②　被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。

第3条　補足説明

＊1　入院

医師Aによる治療Bが必要であり、かつ自宅等での治療Bが困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師Aの管理下において治療Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊2　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊3　疾病

公的医療保険制度Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1)　健康保険法
(2)　国民健康保険法
(3)　国家公務員共済組合法
(4)　地方公務員等共済組合法
(5)　私立学校教職員共済法
(6)　船員保険法
(7)　高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊4　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

項　目	内　容
(3)　被保険者が、「同一の不慮の事故（別表1★）による傷害」、「同一の不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「同一の疾病*7」を直接の原因として、5日以上の継続した入院を2回以上したとき	「最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ①　180日以下 「最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ②　181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(4)　被保険者が、「同一の不慮の事故（別表1★）による傷害」、「同一の不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「同一の疾病*7」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ①　この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ②　この特約の保険期間満了*8後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(5)　長期入院給付金の支払限度日数	①　1回の入院について240日とします。 ②　通算して700日とします。
(6)　長期入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」以外に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」により継続して入院したものとみなします。 (注)　特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第31条）が適用される入院の開始時に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発していたとき、または入院中に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発したときは、併発した「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(7)　長期入院給付金の支払事由に該当する入院中に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」以外に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」が生じたとき	
(8)　長期入院給付金が支払われるべき入院中に、長期入院給付金日額が減額（第21条）されたとき	長期入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する長期入院給付金の支払金額は、減額後の長期入院給付金日額に基づいて計算します。

診療所A

(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

＊5　特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊6　この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第22条）、長期入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、長期入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または長期入院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします）。

＊7　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

＊8　この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅を含みます。

項　目	内　容
⑼　長期入院給付金が支払われるべき入院中に、長期入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する長期入院給付金は、変更後の受取人に支払います。
⑽　長期入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき長期入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき長期入院給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.462参照）

第4条　免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、長期入院給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても長期入院給付金を支払わない場合）
長期入院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって長期入院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、長期入院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4　給付金の支払請求手続について

第5条　長期入院給付金の支払請求手続

1．長期入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．長期入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.462参照）

第4条　補足説明

＊1　他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第8条（特約の保険料の払込み）の2．および3．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2．の規定を準用します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当

第8条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2．において「払込期間満了後保険料」といいます。

日以後猶予期間満了日までに、この特約による長期入院給付金の支払事由（第３条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　長期入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　⑴の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
⑵　⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8　失効、失効取消および復活について

第11条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による長期入院給付金の支払事由（第３条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に長期入院給付金の支払事由（第３条）が生じたとき	長期入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第12条　補足説明

＊１　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条　補足説明

＊１　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、長期入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、長期入院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、長期入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または長期入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、長期入院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 長期入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに長期入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、長期入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、長期入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、長期入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に長期入院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第17条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、長期入院給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、長期入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その長期入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　長期入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに長期入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

第16条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、長期入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、長期入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

第17条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

3．重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新等について

第18条 特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

２．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

３．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第18条 補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の長期入院給付金日額	①　更新前特約の保険期間満了日の長期入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の長期入院給付金日額を変更して更新することができます。 ②　この特約の更新の際に主契約に付加された５年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは５年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは５年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第21条（長期入院給付金日額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条　保険期間が終身の特約への変更

１．第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当長期入院特約に変更することができます。

第18条　補足説明

＊３　５年ごと利差配当付定期保険特約等

次の⑴から⒀をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付定期保険特約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
⑶　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⑸　５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
⑹　５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
⑺　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
⑻　定期保険特約
⑼　生存給付金付定期保険特約
⑽　養老保険増額特約
⑾　長期生活保障特約
⑿　特定疾病保障定期保険特約
⒀　介護・特定疾病定期保険特約

第19条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき
⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第６条）されていないこと ⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと ⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

２．保険期間が終身の無配当長期入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ②　特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の給付金の支払事由（第３条・第４条） イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第６条） ウ．主契約の保険金・給付金の支払事由 エ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第19条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当長期入院特約をいいます。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2の長期入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の長期入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の長期入院給付金日額を変更することができます。
⑷　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第20条　長期入院給付金日額の増額

1．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て長期入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の長期入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

2．長期入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（長期入院給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　長期入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条　長期入院給付金日額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって長期入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の長期入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する長期入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで長期入院給付金日額を減額します。

3．長期入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第19条　補足説明

＊３　主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき

⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき

⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第21条　補足説明

＊１　主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

(1) 減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 長期入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 第3条（長期入院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
(2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(4) この特約による長期入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
(5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

第24条 補足説明

＊1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約

＊2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約
(7) 個人年金保険介護年金特約

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
⑵　解除または解約（第23条）されたとき
⑶　第24条（特約の消滅）の⑵または⑷の規定により消滅したとき

2．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第26条 特約の被保険者の変更

1．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（長期入院給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
⑵　この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第27条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この特約の長期入院給付金の支払事由（第３条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

⑴　法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
⑵　医療技術または医療環境の変化*2

2．この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この特約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの特約を解約（第23条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第29条 管轄裁判所

この特約における長期入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第28条 補足説明

＊１　変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

＊２　医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

15 特則について

第31条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵ 長期入院給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が長期入院給付金の支払事由（第３条）に該当し、長期入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について長期入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表４★）によって支払事由に該当したときは、長期入院給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶ 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表３★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する長期入院給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表４★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴ この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵ この特約の更新（第18条・第40条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の１．および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 長期入院給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第18条（特約の更新）の１．および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた長期入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

第31条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の特約への変更（第19条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第19条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 長期入院給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第19条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた長期入院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 第20条（長期入院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、長期入院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、長期入院給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。

⑸ 第22条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*3の減額後２年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。

⑹ 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、長期入院給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表３（P.463参照）、別表４（P.464参照）

第32条 ５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第31条 補足説明

＊２ 変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当長期入院特約をいいます。

＊３ 主契約の保険金額
生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（長期入院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑶　第３条（長期入院給付金の支払い）の２．－⑽中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第21条（長期入院給付金日額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。
２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により長期入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで長期入院給付金日額を減額します。
⑸　第24条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑹　第25条（返戻金）の１．中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
⑺　第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第33条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第21条（長期入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第34条　有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込高保障終身保険契約に付加するときは、第21条（長期入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の基準保険金額」と読み替えます。

第35条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第６条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第36条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の⑴から⑼のとおり取り扱います。
⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。ただし、第42条（５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（長期入院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第３条（長期入院給付金の支払い）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

②　被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴もしくは⑵または第36条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑷　第３条（長期入院給付金の支払い）の２．－⑽を次のとおり読み替えます。

第32条　補足説明

＊１　主契約の年金額
被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

項　目	内　容
⑽　長期入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき長期入院給付金がある場合で、その支払前に第１被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき長期入院給付金をそれぞれ第２被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

⑸　第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。

⑹　第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

②　主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵もしくは⑸または第36条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑺　第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。

⑻　第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第２被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の１．の規定にかかわらず、妻に関する告知は第２被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者または第２被保険者」と読み替えます。

⑼　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第37条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑺のとおり取り扱います。

⑴　年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵　第３条（長期入院給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。

⑶　第３条（長期入院給付金の支払い）の２．－⑽を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑽　長期入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき長期入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき長期入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷　第21条（長期入院給付金日額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。

２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により長期入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで長期入院給付金日額を減額します。

⑸　第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主

第37条　補足説明

＊１　主契約の年金額
被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹ 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑺ 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第38条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 第21条（長期入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

⑵ 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。

⑶ この特約については特別勘定による運用は行いません。

第39条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第40条 主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。

⑵ 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵ 更新後特約の長期入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の長期入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の長期入院給付金日額を変更して更新することができます。

第39条 補足説明

＊１ この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第41条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第42条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による長期入院給付金日額がこの特約による長期入院給付金日額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第42条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　普通定期保険契約
⑷　長期生活保障保険契約

第43条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1．この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

⑵　この特約の型および被保険者の範囲は、第２条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

⑶　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。

⑷　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2．本条の１．の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の給付金の支払いに関して、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　第３条（長期入院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
② 「長期入院給付金日額」とあるのを「長期入院給付金日額×0.6」と読み替えます。

⑵　会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に長期入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

① この特約の保険期間が満了したとき
② 主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵または⑸の規定により、この特約が消滅したとき
③ この特約による主契約の被保険者の長期入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑷の規定によりこの特約が消滅したとき
④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

⑶　第４条（免責事由）の１．の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① ⑵中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
② ⑶から⑺中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3．本条の１．の規定を適用するときは、この特約の型について、次の⑴および⑵のとおり変更を取り扱います。

⑴　保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、

第43条　補足説明

＊1　責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第６条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

⑵　特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

①　保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。 ②　会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。 ③　この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。 ④　この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

４．この特約が５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の１．－⑴の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと ⑵　この特約による長期入院給付金の支払事由（本条の２．）が生じていないこと ⑶　この特約の被保険者でなくなった日から１か月を経過していないこと ⑷　付加後の特約の長期入院給付金日額がこの特約の長期入院給付金日額の６割以下であること

５．更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、長期入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

６．第３条（長期入院給付金の支払い）の２．－⑵および⑽、第６条（特約の保険料の払込免除）、第24条（特約の消滅）ならびに第31条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第５条（長期入院給付金の支払請求手続）の２．については、必要書類（別表２★）中、「⑶　長期入院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「⑶　主契約の被保険者の戸籍謄本および長期入院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表２（P.462参照）

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　長期入院給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
長期入院給付金の支払い	(1)　長期入院給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　長期入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　長期入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故（別表１）を原因とするときは、不慮の事故（別表１）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表３　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55．腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56．脊椎部（当該神経を含む。）
57．上肢（肩関節部を含む。）
58．下肢（股関節部を含む。）
59．上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60．痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61．末梢動脈疾患

別表４　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項（一類感染症）、第３項（二類感染症）、第４項（三類感染症）、第７項第３号（新型コロナウイルス感染症）または第８項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当特定損傷特約目次

この特約の特色……466

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……466

2　給付金の支払いについて
第２条　特定損傷給付金の支払い……466
第３条　免責事由……467

3　給付金の支払請求手続について
第４条　特定損傷給付金の支払請求手続……467

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……467

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……468

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……468
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……468
第９条　特約の保険料の振替貸付……469

7　失効、失効取消および復活について
第10条　特約の失効……469
第11条　特約の失効取消……469
第12条　特約の復活……469

8　告知義務と解除について
第13条　告知義務……469
第14条　告知義務違反による解除……470
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……470
第16条　重大事由による解除……470

9　内容の変更および更新について
第17条　特約の更新……471
第18条　特定損傷給付金額の増額……474
第19条　特定損傷給付金額の減額……475

10　復旧について
第20条　特約の復旧……475

11　解約等について
第21条　特約の解約……475
第22条　特約の消滅……476
第23条　返戻金……476

12　被保険者の変更について
第24条　特約の被保険者の変更……476

13　その他
第25条　社員配当金……476
第26条　管轄裁判所……476
第27条　普通保険約款の規定の準用……477

14　特則について
第28条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……477
第29条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則……477
第30条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……477
第31条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……478
第32条　主契約が更新または変更される場合の特則……478
第33条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……479
第34条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……479

別表１　対象となる不慮の事故……480
別表２　特定損傷給付金の支払請求に必要な書類……480

無配当特定損傷特約

（実施　1997.1.10／改正　2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療に対する保障
給付金の種類	特定損傷給付金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金の支払いについて

第２条　特定損傷給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定損傷給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特定損傷給付金を支払う場合）	金　額	受取人
特定損傷給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす治療*1を受けたとき ⑴　この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表１★）による特定損傷*3に対して受けた治療 ⑵　⑴に定める不慮の事故（別表１★）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 ⑶　病院または診療所*4における治療	特定損傷給付金額	保険金受取人 主契約の高度障害

2．特定損傷給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　特定損傷給付金の支払限度	①　同一の不慮の事故（別表１★）について１回とします。 ②　通算して10回とします。

第２条　補足説明

＊１　治療

医師[A]による治療[B]をいいます。

A：四肢における骨折または脱臼に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊２　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊３　特定損傷

特定損傷とは、次の⑴から⑶のいずれかをいいます。

⑴　骨折

骨の構造上の連続性が完全また

項　目	内　容
⑵　特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.480参照）

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特定損傷給付金を支払わない場合）
特定損傷給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって特定損傷給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定損傷給付金の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金の支払請求手続について

第4条　特定損傷給付金の支払請求手続

1．特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.480参照）

4　保険料の払込免除について

第5条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

は不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
⑵　関節脱臼
関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
⑶　腱の断裂
腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

＊4　病院または診療所
次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。
⑴　医療法に定める日本国内にある病院または診療所A
⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設
A：四肢における骨折または脱臼に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第７条（特約の保険料の払込み）の２．および３．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の２．の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第６条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が60歳となるときは、60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第７条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の２．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第８条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 特定損傷給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第７条 補足説明

＊１ 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料
本条の２．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第9条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1)　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2)　(1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7　失効、失効取消および復活について

第10条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の1．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	特定損傷給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8　告知義務と解除について

第13条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、特定損傷給付金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

第11条　補足説明

＊1　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、特定損傷給付金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または特定損傷給付金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、特定損傷給付金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解

第15条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、特定損傷給付金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、特定損傷給付金額の増額または被保険者の変更の日とします。

除することができます。

(1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
(2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
　① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

(1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
(2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－(2)－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。
3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第17条 補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が60歳となるときは、60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
(1)　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の特定損傷給付金額	①　更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特定損傷給付金額を変更して更新することができます。 ②　この特約の更新の際に主契約に付加された５年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは５年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは５年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第19条（特定損傷給付金額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条　特定損傷給付金額の増額

１．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て特定損傷給付金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

２．特定損傷給付金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第17条　補足説明

＊３　５年ごと利差配当付定期保険特約等

次の⑴から⒀をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付定期保険特約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
⑶　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⑸　５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
⑹　５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
⑺　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
⑻　定期保険特約
⑼　生存給付金付定期保険特約
⑽　養老保険増額特約
⑾　長期生活保障特約
⑿　特定疾病保障定期保険特約
⒀　介護・特定疾病定期保険特約

⑴　第２条（特定損傷給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
⑵　特定損傷給付金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条　特定損傷給付金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特定損傷給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する特定損傷給付金額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで特定損傷給付金額を減額します。
3．特定損傷給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分に対応する返戻金（第23条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
⑵　特定損傷給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10　復旧について

第20条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（特定損傷給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
⑵　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11　解約等について

第21条　特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条　補足説明

＊１　主契約の保険金額
社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第22条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
(2)　主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3)　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(4)　この特約による特定損傷給付金の支払回数が通算して10回に達したとき
(5)　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条　返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

(1)　この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

①　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
②　解除または解約（第21条）されたとき
③　第22条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

(2)　主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
(3)　この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12　被保険者の変更について

第24条　特約の被保険者の変更

1．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　第２条（特定損傷給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
(2)　この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13　その他

第25条　社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条　管轄裁判所

この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟に

第22条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。
(1)　５年ごと利差配当付年金移行特約
(2)　５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3)　５年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4)　年金移行特約
(5)　夫婦年金移行特約
(6)　介護保障移行特約

＊２　５年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。
(1)　５年ごと利差配当付年金移行特約
(2)　５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3)　５年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4)　年金移行特約
(5)　夫婦年金移行特約
(6)　介護保障移行特約
(7)　個人年金保険介護年金特約

ついては、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14　特則について

第28条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（特定損傷給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑶　第２条（特定損傷給付金の支払い）の２．－⑵中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第19条（特定損傷給付金額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。
　２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により特定損傷給付金額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで特定損傷給付金額を減額します。
⑸　第22条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑹　第23条（返戻金）の⑴中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第29条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第19条（特定損傷給付金額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第30条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑺のとおり取り扱います。
　⑴　年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
　⑵　第２条（特定損傷給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
　⑶　第２条（特定損傷給付金の支払い）の２．－⑵を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑵　特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第28条　補足説明

＊１　主契約の年金額
被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

⑷ 第19条（特定損傷給付金額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。

２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間または保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により特定損傷給付金額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで特定損傷給付金額を減額します。

⑸ 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹ 第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑺ 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加する場合には、本条の１．に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第30条 補足説明

＊１　主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第31条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第31条 補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第32条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。

⑵ 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
⑵　更新後特約の特定損傷給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特定損傷給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。

項　目	内　容
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第34条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による特定損傷給付金額がこの特約による特定損傷給付金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）　付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第34条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　普通定期保険契約
⑷　長期生活保障保険契約

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1)　特定損傷給付金支払請求書 (2)　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 (3)　会社所定の様式による医師の診断書 (4)　特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類

(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。
(2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

無配当重度疾病保障特約目次

この特約の特色……482

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……482

2　給付金の支払いについて
第２条　重度疾病給付金の支払い……482

3　給付金の支払請求手続について
第３条　重度疾病給付金の支払請求手続……484

4　保険料の払込免除について
第４条　特約の保険料の払込免除……484

5　保険期間および保険料払込期間について
第５条　特約の保険期間および保険料払込期間……484

6　保険料の払込みについて
第６条　特約の保険料の払込み……484
第７条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……485
第８条　特約の保険料の振替貸付……485

7　失効、失効取消および復活について
第９条　特約の失効……485
第10条　特約の失効取消……485
第11条　特約の復活……486

8　告知義務と解除について
第12条　告知義務……486
第13条　告知義務違反による解除……486
第14条　告知義務違反による解除ができないとき……486
第15条　重大事由による解除……487

9　内容の変更および更新について
第16条　特約の更新……488
第17条　重度疾病給付金額の増額……490
第18条　重度疾病給付金額の減額……491

10　復旧について
第19条　特約の復旧……491

11　解約等について
第20条　特約の解約……491
第21条　特約の消滅……492
第22条　返戻金……492

12　その他
第23条　社員配当金……492
第24条　管轄裁判所……492
第25条　普通保険約款の規定の準用……492

13　特則について
第26条　特別条件を付ける場合の特則……492
第27条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……493
第28条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則……494
第29条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……494
第30条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……494
第31条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……495
第32条　主契約が更新または変更される場合の特則……495
第33条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……495
第34条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……496
第35条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……496

別表１　重度疾病給付金の支払対象となる疾病……498
別表２　特定障害状態……499
別表３　精神作用物質の有害な使用および依存症候群……503
別表４　重度疾病給付金の支払請求に必要な書類……503

無配当重度疾病保障特約

（実施　1997.6.13／改正　2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	慢性的な疾患等による所定の状態に対する保障
給付金の種類	重度疾病給付金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金の支払いについて

第２条　重度疾病給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、重度疾病給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して重度疾病給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（重度疾病給付金を支払う場合）	金　額	受取人
重度疾病給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき ⑴　この特約の責任開始の時*1以後に発病した別表１★に定める疾病*2を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①　特定障害状態（別表２★）のうち、㋐から㋓までのいずれかに該当したとき ②　特定障害状態（別表２★）のうち、㋔から㋖までのいずれかに該当し、その特定障害状態（別表２★）がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき ⑵　この特約の責任開始の時*1以後に発病した疾病*2を原因として、この特約の保険期間中に永続的な人工透析療法を開始したとき	重度疾病給付金額	主契約の高度障害保険金受取人

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　疾病

精神作用物質（別表３★）の有害な使用および依存症候群を原因としたものを除きます。

2．重度疾病給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　被保険者が、この特約の保険期間中に別表１★に定める疾病*2を発病した場合で、重度疾病給付金の支払事由中、⑴－②に規定する被保険者の状態がその該当した日からその日を含めて180日継続する前に次のいずれかの事由が生じたとき ①　この特約の保険期間が満了したとき ②　主契約の高度障害保険金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき	その事由が生じた日からその日を含めて180日以内に重度疾病給付金の支払事由中、⑴－②に規定する被保険者の状態に該当したときは、その事由が生じた日に重度疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第16条・第32条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。
⑵　被保険者が、同時に重度疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	重度疾病給付金を重複しては支払いません。
⑶　重度疾病給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
⑷　被保険者が、次のいずれかに該当したとき ①　この特約の責任開始の時*1前に発病した別表１★に定める疾病*2を原因として、重度疾病給付金の支払事由中、⑴に規定する被保険者の状態に該当したとき ②　この特約の責任開始の時*1前に発病した疾病*2を原因として、重度疾病給付金の支払事由中、⑵に規定する被保険者の状態に該当したとき	この特約の締結の際に会社の承諾した範囲内で重度疾病給付金を支払います。ただし、告知義務違反（第13条）があったときは、この限りではありません。
⑸　重度疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき重度疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき重度疾病給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表１（P.498参照）、別表２（P.499参照）、別表３（P.503参照）

3 給付金の支払請求手続について

第3条 重度疾病給付金の支払請求手続

1．重度疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．重度疾病給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.503参照）

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第6条（特約の保険料の払込み）の2．および3．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2．の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に主契約の被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

第6条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料
本条の2．において「払込期間満了後保険料」といいます。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の２．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第20条）されたものとします。

第７条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による重度疾病給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第８条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

(1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7　失効、失効取消および復活について

第９条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の１．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による重度疾病給付金の支払事由（第２条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の３．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に重度疾病給付金の支払事由（第２条）が生じたとき	重度疾病給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第10条　補足説明

＊１　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊２　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊３　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8　告知義務と解除について

第12条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）または重度疾病給付金額の増額（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）または重度疾病給付金額の増額（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または重度疾病給付金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2．会社は、重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　重度疾病給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません
(2)　すでに重度疾病給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、重度疾病給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、重度疾病給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第11条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

⑴　この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）または重度疾病給付金額の増額（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に重度疾病給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、重度疾病給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、重度疾病給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その重度疾病給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　重度疾病給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに重度疾病給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

第14条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または重度疾病給付金額の増額の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または重度疾病給付金額の増額の日とします。

第15条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

3．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

⑨ 内容の変更および更新について

第16条 特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第７条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第７条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の重度疾病給付金額	①　更新前特約の保険期間満了日の重度疾病給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重度疾病給付金額を変更して更新することができます。 ②　この特約の更新の際に主契約に付加された５年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは５年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは５年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第18条（重度疾病給付金額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条）、保険料の払込免除（第４条）および告知義務違反による解除（第13条・第14条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第17条　重度疾病給付金額の増額

１．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て重度疾病給付金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の重度疾病給付金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

２．重度疾病給付金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条　補足説明

＊３　５年ごと利差配当付定期保険特約等

次の⑴から⒀をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付定期保険特約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
⑶　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⑸　５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
⑹　５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
⑺　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
⑻　定期保険特約
⑼　生存給付金付定期保険特約
⑽　養老保険増額特約
⑾　長期生活保障特約
⑿　特定疾病保障定期保険特約
⒀　介護・特定疾病定期保険特約

⑴　第２条（重度疾病給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
⑵　重度疾病給付金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第18条　重度疾病給付金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって重度疾病給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の重度疾病給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により、減額後の主契約の保険金額*1に対する重度疾病給付金額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで重度疾病給付金額を減額します。
3．重度疾病給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分に対応する返戻金（第22条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
⑵　重度疾病給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10　復旧について

第19条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（重度疾病給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
⑵　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11　解約等について

第20条　特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条　補足説明

＊１　主契約の保険金額
社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第21条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
(2)　主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3)　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(4)　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第22条　返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

(1)　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第９条）
(2)　解除または解約（第20条）されたとき
(3)　第21条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12　その他

第23条　社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第24条　管轄裁判所

この特約における重度疾病給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13　特則について

第26条　特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち１つまたは２つの特別条件を付けることがあります。
(1)　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
(2)　重度疾病給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が重度疾病給付金の支払事由（第２条）に該当し、重度疾病給付金を支払うべきときは、重度疾病給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

第21条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付年金移行特約等
次の(1)から(6)をいいます。
(1)　５年ごと利差配当付年金移行特約
(2)　５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3)　５年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4)　年金移行特約
(5)　夫婦年金移行特約
(6)　介護保障移行特約

第26条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第９条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第16条・第32条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第16条（特約の更新）の１．および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　重度疾病給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第16条（特約の更新）の１．および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた重度疾病給付金の削減支払の条件は適用されません。

⑶　第17条（重度疾病給付金額の増額）の規定にかかわらず、重度疾病給付金額の増額は取り扱いません。ただし、重度疾病給付金の削減期間経過後は取り扱います。

⑷　第19条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額の減額後２年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。

⑸　主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、重度疾病給付金の削減期間経過後は取り扱います。

第27条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

⑵　第２条（重度疾病給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。

⑶　第２条（重度疾病給付金の支払い）の２．－⑸中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

⑷　第18条（重度疾病給付金額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。

２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により重度疾病給付金額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで重度疾病給付金額を減額します。

⑸　第21条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。

⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき

⑹　第22条（返戻金）の１．中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第27条　補足説明

＊１　主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第28条　5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第18条（重度疾病給付金額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第29条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑺のとおり取り扱います。

⑴　年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵　第2条（重度疾病給付金の支払い）の1．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。

⑶　第2条（重度疾病給付金の支払い）の2．－⑸を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑸　重度疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき重度疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき重度疾病給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷　第18条（重度疾病給付金額の減額）の2．を次のとおり読み替えます。

2．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により重度疾病給付金額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで重度疾病給付金額を減額します。

⑸　第21条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹　第22条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑺　主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1．に規定するほか、第22条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第30条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第29条　補足説明

＊1　主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

⑴　第18条（重度疾病給付金額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
⑵　第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
⑶　この特約については特別勘定による運用は行いません。

第31条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第32条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の重度疾病給付金額	更新前特約の保険期間満了日の重度疾病給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重度疾病給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条）、保険料の払込免除（第４条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第７条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

第31条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第34条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による重度疾病給付金額がこの特約による重度疾病給付金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第35条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑼のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　重度疾病給付金の受取人が被保険者の場合で、重度疾病給付金の受取人が重度疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が重度疾病給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

①　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
②　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

⑵　⑴の規定により、指定代理請求人が重度疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表４★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
②　指定代理請求人の印鑑証明書
③　指定代理請求人の住民票
④　被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

第34条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　普通定期保険契約
⑷　長期生活保障保険契約

⑶ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は⑴に規定する者に限ります。

⑷ ⑶の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

⑸ 指定代理請求人は、付加特約を通じて同一人であることを必要とします。

⑹ ⑴の規定により会社が重度疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその重度疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑺ 重度疾病給付金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は重度疾病給付金を支払いません。

⑻ 第13条（告知義務違反による解除）の３．中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

⑼ 第13条（告知義務違反による解除）の４．中、「被保険者」とあるのを「被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表４（P.503参照）

第35条 補足説明

＊１ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　重度疾病給付金の支払対象となる疾病

重度疾病給付金の支払対象となる疾病の範囲は、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ＩＣＤ－10準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1)　脳血管疾患	脳血管疾患	Ｉ60～Ｉ69
(2)　心疾患	慢性リウマチ性心疾患	Ｉ05～Ｉ09
	虚血性心疾患	Ｉ20～Ｉ25
	肺性心疾患および肺循環疾患	Ｉ26～Ｉ28
	その他の型の心疾患	Ｉ30～Ｉ52
(3)　腎疾患	糸球体疾患	Ｎ00～Ｎ08
	腎尿細管間質性疾患	Ｎ10～Ｎ16
	腎不全	Ｎ17～Ｎ19
	尿路結石症	Ｎ20～Ｎ23
	腎および尿管のその他の障害	Ｎ25～Ｎ29
(4)　肝疾患	ウイルス肝炎	Ｂ15～Ｂ19
	肝疾患	Ｋ70～Ｋ77
(5)　糖尿病	糖尿病	Ｅ10～Ｅ14
(6)　悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	Ｃ00～Ｃ14
	消化器の悪性新生物	Ｃ15～Ｃ26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	Ｃ30～Ｃ39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	Ｃ40～Ｃ41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	Ｃ43～Ｃ44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	Ｃ45～Ｃ49
	乳房の悪性新生物	Ｃ50
	女性性器の悪性新生物	Ｃ51～Ｃ58
	男性性器の悪性新生物	Ｃ60～Ｃ63
	尿路の悪性新生物	Ｃ64～Ｃ68
	眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	Ｃ69～Ｃ72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	Ｃ73～Ｃ75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	Ｃ76～Ｃ80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	Ｃ81～Ｃ96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	Ｃ97
(7)　高血圧性疾患	高血圧性疾患	Ｉ10～Ｉ15

別表２　特定障害状態

特定障害状態とは、別表１に掲げる疾病を原因として、国民年金法施行令第４条の７（昭和61年３月28日政令第53号）別表の障害等級１級または２級に定める程度の障害の状態（下表）をいいます。

㋐　両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
㋑　一上肢のすべての指を欠くもの
㋒　両下肢のすべての指を欠くもの
㋓　一下肢を足関節以上で欠くもの
㋔　両眼の視力の和が0.08以下のもの
㋕　両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
㋖　平衡機能に著しい障害を有するもの
㋗　そしゃくの機能を欠くもの
㋘　音声または言語機能に著しい障害を有するもの
㋙　両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
㋚　一上肢の機能に著しい障害を有するもの
㋛　一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
㋜　一下肢の機能に著しい障害を有するもの
㋝　体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
㋞　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
㋟　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
㋠　身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「両眼の視力の和」とは、それぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．聴力の障害

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　聴力レベルのデシベル値は、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値をいいます。

３．平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能、または、開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいいます。

４．そしゃく機能（嚥下機能を含む）の障害

「そしゃくの機能を欠くもの」とは、口腔内で食物をかみくだくことが不可能であるため、流動食以外は摂取できないもの、食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、または、そしゃく機能の障害もしくは嚥下困難のため、一日の大半を食事に費やされなければならない程度のものをいいます。

５．言語機能の障害

「音声または言語機能に著しい障害を有するもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

①　音声または言語を喪失するか、または音声もしくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの。

②　口唇音、歯音、口蓋音、舌音の４種のうち３種以上が発音不能、または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの。

６．上肢の障害

⑴　「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が０のものをいいます。

⑵　「両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指に加え、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。

⑶　「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の３大関節中いずれか２関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

①　関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。

②　筋力が著減、または消失しているもの。

⑷　「上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力等により、指があってもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

7．下肢の障害

⑴ 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くものをいいます。

⑵ 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の３大関節中いずれか２関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

① 関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。

② 筋力が著減、または消失しているもの。

⑶ 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、リスフラン関節以上で欠くものをいいます。

8．体幹の障害

「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、屋外ではこれらに補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

9．日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の身体の機能の障害

「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

① 両耳の平均聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、次の式により算出した語音明瞭度の最も高い値（最良語音明瞭度）が30%以下のもの。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100\ (\%)$$

② 両上肢または両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの、または、一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合、または、一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。

③ 四肢の機能に障害を残すもの。「機能に障害を残すもの」とは、日常動作の一部が一人で全くできない場合、または、一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。

④ 人工肛門を造設し、かつ、人工膀胱の造設または尿路変更術を行ったもの、または、人工肛門を造設し、かつ、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの。

10. 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の病状

「長期にわたる安静が必要な症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、以下に疾患別に例示する程度のものをいいます。なお、以下の「⑵腎疾患、⑶肝疾患、⑷悪性新生物、⑸高血圧性疾患」における「一般状態区分」とは、次のものをいいます。

一般状態区分

a．無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる
b．軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。例えば、軽い家事、事務など
c．歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している
d．身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している
e．身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている

⑴ 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記のA．心臓疾患重症度区分のｃ、ｄまたはｅに該当し、かつ、下記のB．心臓疾患検査所見区分等のうち、いずれか１つ以上の所見等があるもの。

A．心臓疾患重症度区分

a．心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないもの
b．身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
c．身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
d．身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
e．安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からはずすと訴えが増強するもの

B．心臓疾患検査所見区分等

a．明らかな器質的雑音が認められるもの
b．Ｘ線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの
c．胸部Ｘ線所見で、肺野に高度うっ血所見のあるもの
d．心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの
e．心電図で、脚ブロック所見のあるもの
f．心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの
g．心電図で、第２度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの
h．心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
i．心電図で、ＳＴの低下が0.2m Ｖ以上の所見があるもの
j．心電図で、第Ⅲ誘導およびV_1以外の誘導のＴが逆転した所見があるもの
k．心臓ペースメーカーを装着したもの
l．人工弁を装着したもの

⑵ 腎疾患

下記のA．腎疾患臨床所見区分のうち、いずれか２つ以上の所見があり、かつ、下記のB．腎疾患検査所見区分のうち、いずれか１つ以上に該当し、かつ、一般状態区分のｃ、ｄまたはｅに該当するもの。

A．腎疾患臨床所見区分

a．腎不全に基づく末梢神経症
b．腎不全に基づく消化器症状
c．水分電解質異常
d．腎不全に基づく精神異常
e．Ｘ線上における骨異栄養症
f．腎性貧血
g．代謝性アチドージス
h．重篤な高血圧性疾患
i．腎疾患に直接関連するその他の症状

B．腎疾患検査所見区分

a．内因性クレアチニンクリアランス値	20（ml／分）未満
b．血清クレアチニン濃度	5（㎎／dl）以上
c．血液尿素窒素	40（㎎／dl）以上

（注） 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

⑶ 肝疾患

① 下記のA．肝疾患臨床所見区分のうち、いずれか１つ以上の所見があり、かつ、下記のB．肝機能異常度指表のうち、いずれか１系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、一般状態区分のｃ、ｄまたはｅに該当するもの。

② 下記のB．肝機能異常度指表のうち、いずれか１系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ一般状態区分のｃ、ｄまたはｅに該当するもの。

A．肝疾患臨床所見区分

a．腹水が１ヵ月以上存続するもの
b．明らかな食道静脈瘤が証明されるもの
c．高度の腹壁静脈怒張のあるもの

B．肝機能異常度指表

系列	検査項目	単 位	異常		高度異常
ア	アルブミン（電気泳動法）	g/dl	2.8以上	3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン（電気泳動法）	g/dl	1.8以上	2.5未満	2.5以上
	ＺＴＴ（Kunkel法）	単位	14以上	20未満	20以上
イ	ＩＣＧ（15分値）	%	10以上	30未満	30以上
	血清総ビリルビン	㎎/dl	1.0以上	5.0未満	5.0以上
	黄疸指数（Meulengrachtn法）	−	10以上	30未満	30以上
ウ	ＧＯＴ（Karmen法）	単位	50以上	200未満	200以上
	ＧＰＴ（Karmen法）	単位	50以上	200未満	200以上
エ	アルカリフォスファターゼ（Bessey法）	単位	3.5以上	10未満	10以上
	アルカリフォスファターゼ（Kind－King法）	単位	12以上	30未満	30以上

⑷ 悪性新生物

① 悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の70%未満になり、かつ、下記のA．悪性新生物検査区分のすべてに該当するもの。

② 下記のB．造血器腫瘍群臨床所見区分のうち、いずれか１つ以上の所見があり、かつ、C．造血器腫瘍群検査所見区分のうち、いずれか１つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分のｃ、ｄまたはｅに該当するもの。

A．悪性新生物検査区分

a．赤血球数	350（万／ mm^3）	未満
b．血色素量	10 （g／dl）	未満
c．ヘマトクリット	25 （%）	未満
d．総蛋白	5 （g／dl）	未満

B．造血器腫瘍群臨床所見区分

a．発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫張、易感染性、肝脾腫等のあるもの
b．輸血を時々必要とするもの
c．容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの

C．造血器腫瘍群検査所見区分

a．病的細胞が出現しているもの
b．白血球数が正常化し難いもの
c．末梢血液中の赤血球数が300万／ mm^3未満のもの
d．末梢血液中の血小板数が５万／ mm^3未満のもの
e．末梢血液中の正常顆粒球数が1,000 ／ mm^3未満のもの
f．末梢血液中の正常リンパ球数が600 ／ mm^3未満のもの

⑸ 高血圧性疾患

１年内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有し、かつ、一般状態区分のc、ｄまたはｅに該当するもの。（単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しません。）

11．精神の障害

「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とは、器質精神病または症状精神病で、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状がある程度のものをいいます。

別表３　精神作用物質の有害な使用および依存症候群

精神作用物質の有害な使用および依存症候群とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ＩＣＤ－10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
(1)　アヘン類使用による精神および行動の障害（Ｆ11）中の	
・有害な使用	Ｆ１１.1
・依存症候群	Ｆ１１.2
(2)　大麻類使用による精神および行動の障害（Ｆ12）中の	
・有害な使用	Ｆ１２.1
・依存症候群	Ｆ１２.2
(3)　鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害（Ｆ13）中の	
・有害な使用	Ｆ１３.1
・依存症候群	Ｆ１３.2
(4)　コカイン使用による精神および行動の障害（Ｆ14）中の	
・有害な使用	Ｆ１４.1
・依存症候群	Ｆ１４.2
(5)　カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害（Ｆ15）中の	
・有害な使用	Ｆ１５.1
・依存症候群	Ｆ１５.2
(6)　幻覚薬使用による精神および行動の障害（Ｆ16）中の	
・有害な使用	Ｆ１６.1
・依存症候群	Ｆ１６.2
(7)　揮発性溶剤使用による精神および行動の障害（Ｆ18）中の	
・有害な使用	Ｆ１８.1
・依存症候群	Ｆ１８.2
(8)　多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害（Ｆ19）中の	
・有害な使用	Ｆ１９.1
・依存症候群	Ｆ１９.2

別表４　重度疾病給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
重度疾病給付金の支払い	(1)　重度疾病給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　重度疾病給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　重度疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類

(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。
(2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。
(3)　被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

無配当新女性医療特約目次

この特約の特色……505

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……505

2　給付金の支払いについて
第２条　給付金の支払い……505
第３条　免責事由……509

3　給付金の支払請求手続について
第４条　給付金の支払請求手続……510

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……510

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……510

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……511
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……511
第９条　特約の保険料の振替貸付……511

7　失効、失効取消および復活について
第10条　特約の失効……511
第11条　特約の失効取消……512
第12条　特約の復活……512

8　告知義務と解除について
第13条　告知義務……512
第14条　告知義務違反による解除……512
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……513
第16条　重大事由による解除……513

9　内容の変更および更新等について
第17条　特約の更新……514
第18条　保険期間が終身の特約への変更……516
第19条　女性入院給付金日額の増額……518
第20条　女性入院給付金日額の減額……518
第21条　特約の復旧……519

10　解約等について
第22条　特約の解約……519
第23条　特約の消滅……519
第24条　返戻金……519

11　その他
第25条　社員配当金……520
第26条　管轄裁判所……520
第27条　普通保険約款の規定の準用……520

12　特則について
第28条　特別条件を付ける場合の特則……520
第29条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……521
第30条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則……522
第31条　有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則……522
第32条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則……522
第33条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……522
第34条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……523
第35条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……524
第36条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……524
第37条　主契約が更新または変更される場合の特則……524
第38条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……525
第39条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……525

別表１　女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病……526
別表２　１．瘢痕……528
　　２．足ゆびの後天性変形……528
別表３　形成治療給付金の支払対象となる手術……529
別表４　給付金の支払請求に必要な書類……529
別表５　特定部位および指定疾病一覧表……530
別表６　感染症……531

無配当新女性医療特約

（実施　1998.6.2 ／改正　2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定疾病による所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	⑴　女性入院給付金 ⑵　形成治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約に付加することができます。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金の支払いについて

第２条　給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
女性入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1)　この特約の責任開始の時*2以後に発病した女性特定疾病（別表1★）（以下「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2)　(1)の女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院 (3)　病院または診療所*3への入院 (4)　入院日数が5日以上の継続した入院	1回の入院につき、 （女性入院給付金日額） × （入院日数－入院開始日から その日を含めての4日）	主契約の高度障害保険金受取人
形成治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす(3)の手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき (1)　治療を直接の目的とする手術 (2)　病院または診療所*3における手術 (3)　次のいずれかの手術 ①　この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による瘢痕（別表2★）に対する植皮術（別表3★）または瘢痕形成術（別表3★） ②　この特約の責任開始の時*2以後に初めて診断された足ゆびの後天性変形（別表2★）に対する形成術（別表3★） ③　この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による乳房切除術（別表3★）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 20	

2．給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　全般について

項　目	内　容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第2条　補足説明

＊1　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊2　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊3　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

⑵ 女性入院給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた女性特定疾病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の女性特定疾病によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*4からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 イ．この特約の付加の際*5に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の女性特定疾病によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の女性特定疾病によるものとみなしません
② 被保険者が、この特約の保険期間中に女性入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ア．この特約の保険期間が満了したとき イ．被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって第23条（特約の消滅）の⑴または⑵の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、同一の女性特定疾病*6を直接の原因として、女性入院給付金の支払事由に該当する５日以上の入院を２回以上したとき	「女性入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア．180日以下 「女性入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を１回の入院とみなします。 イ．181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の女性特定疾病*6を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア．この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 イ．この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア．に準じて取り扱います。

第２条　補足説明

＊４　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊５　この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）または女性入院給付金日額の増額（第19条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または女性入院給付金日額の増額の際とします（復旧が行われたときは復旧分または女性入院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします）。

＊６　同一の女性特定疾病

医学上密接な関係にある女性特定疾病を含みます。

項　目	内　容
⑤　女性入院給付金の支払限度日数	ア．１回の入院について120日とします。 イ．通算して700日とします。
⑥　被保険者が、異なる女性特定疾病を直接の原因として２回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の１．の規定を適用します。
⑦　被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる女性特定疾病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなします。 （注）　特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第28条）が適用される入院の開始時に異なる女性特定疾病を併発していたとき、または入院中に異なる女性特定疾病を併発したときは、併発した女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑧　被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる女性特定疾病を併発したとき	
⑨　女性特定疾病以外の事由を直接の原因とする入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑩　継続した入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その女性特定疾病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑪　女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金日額が減額（第20条）されたとき	女性入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する女性入院給付金の支払金額は、減額後の女性入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫　女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する女性入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

⑶　形成治療給付金について

項　目	内　容
①　手術の原因が疾病に対する治療であるとき	その疾病がこの特約の責任開始の時[*2]以後に発病した場合に限り形成治療給付金を支払います。

項　目	内　容
② 被保険者が、次のいずれかの手術を受けたとき ア．この特約の責任開始の時*2前に生じた原因に対する手術 イ．この特約の責任開始の時*2前に初めて診断された「足ゆびの後天性変形（別表２★）」に対する手術	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*4からその日を含めて２年を経過した後に手術を受けた場合 イ．この特約の付加の際*5に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因または「足ゆびの後天性変形（別表２★）」に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表２★）」に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ウ．その原因または「足ゆびの後天性変形（別表２★）」について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表２★）」による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、同時期に２種類以上の形成治療給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか１種類の手術についてのみ形成治療給付金を支払います。
④ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形（別表２★）」に対する形成術（別表３★）を受けたのち、同一の足ゆびについて「足ゆびの後天性変形（別表２★）」と診断されたとき	この特約の責任開始の時*2以後に初めて診断されたものとして取り扱います。
⑤ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形（別表２★）」と診断されたのち、異なる足ゆびについて初めて「足ゆびの後天性変形（別表２★）」と診断されたとき	

★別表１（P.526参照）、別表２（P.528参照）、別表３（P.529参照）

第３条　免責事由

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、形成治療給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても形成治療給付金を支払わない場合）
形成治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって形成治療給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、形成治療給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1．給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.529参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第7条（特約の保険料の払込み）の2．および3．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2．の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を

限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第７条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴ 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。
⑵ ⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料は、この特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の２．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第８条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵ ⑴の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第９条 特約の保険料の振替貸付

主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
⑵ ⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第７条 補足説明

＊１ 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の２．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条　特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料*2を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の1．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8　告知義務と解除について

第13条　告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）または女性入院給付金日額の増額（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）または女性入院給付金日額の増額（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または女性入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2．会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第11条　補足説明

＊1　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

⑴　給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）または女性入院給付金日額の増額（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の1．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1．は適用しません。

第15条　補足説明

＊1　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊2　特約の責任開始の日
第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または女性入院給付金日額の増額の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または女性入院給付金日額の増額の日とします。

第16条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条　補足説明

＊1　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

⑴ 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵ 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸ 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴ この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵ この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第17条 補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．更新後特約の保険料の払込方法（回数）は年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
⑶　更新後特約の女性入院給付金日額	①　更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性入院給付金日額を変更して更新することができます。 ②　この特約の更新の際に主契約に付加された５年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは５年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは５年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第20条（女性入院給付金日額の減額）の２．の規定を準用して取り扱います。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

第17条　補足説明

＊３　５年ごと利差配当付定期保険特約等

次の⑴から⒀をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付定期保険特約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
⑶　５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⑸　５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
⑹　５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
⑺　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
⑻　定期保険特約
⑼　生存給付金付定期保険特約
⑽　養老保険増額特約
⑾　長期生活保障特約
⑿　特定疾病保障定期保険特約
⒀　介護・特定疾病定期保険特約

項　目	内　容
⑸　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条　保険期間が終身の特約への変更

1．第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当新女性医療特約に変更することができます。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第５条）されていないこと
⑵　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2．保険期間が終身の無配当新女性医療特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第18条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき
⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約をいいます。

項　目	内　容
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ②　特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の給付金の支払事由（第２条） イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第５条） ウ．主契約の保険金・給付金の支払事由 エ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後特約*2の女性入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性入院給付金日額を変更することができます。

第18条　補足説明

＊３　主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき

⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき

⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

項　目	内　容
⑷　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第14条、第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条　女性入院給付金日額の増額

1．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て女性入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の女性入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

2．女性入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　女性入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条　女性入院給付金日額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって女性入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する女性入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで女性入院給付金日額を減額します。

3．女性入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分に対応する返戻金（第24条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。

⑵　女性入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第20条　補足説明

＊1　主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第21条　特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第2条（給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
⑵　この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10　解約等について

第22条　特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑷　この特約による女性入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
⑸　主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき
⑹　主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、被保険者が変更されたとき

第24条　返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

⑴　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
⑵　解除または解約（第22条）されたとき
⑶　第23条（特約の消滅）の⑵、⑷または⑹の規定により消滅したとき

2．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第23条　補足説明

＊1　5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑹をいいます。
⑴　5年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　5年ごと利差配当付介護保障移行特約
⑷　年金移行特約
⑸　夫婦年金移行特約
⑹　介護保障移行特約

＊2　5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の⑴から⑺をいいます。
⑴　5年ごと利差配当付年金移行特約
⑵　5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
⑶　5年ごと利差配当付介護保障移行特約
⑷　年金移行特約
⑸　夫婦年金移行特約
⑹　介護保障移行特約
⑺　個人年金保険介護年金特約

11 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第28条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵ 給付金の削減支払

① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第２条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア．女性入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について女性入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

イ．形成治療給付金を支払うべきときは、形成治療給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表６★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶ 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表５★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する女性入院給付金または形成治療給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表６★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴ この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵ この特約の更新（第17条・第37条）について、次のとおり取り扱います。

第28条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第17条（特約の更新）の１．および第37条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第17条（特約の更新）の１．および第37条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の特約への変更（第18条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第18条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 第19条（女性入院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、女性入院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。

⑸ 第21条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*3の減額後２年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。

⑹ 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表５（P.530参照）、別表６（P.531参照）

第29条 ５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契

第28条 補足説明

＊２ 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約をいいます。

＊３ 主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑶　第２条（給付金の支払い）の２．－⑴中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第20条（女性入院給付金日額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。
　２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により女性入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで女性入院給付金日額を減額します。
⑸　第23条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑹　第24条（返戻金）の１．中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第30条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第20条（女性入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第31条　有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込高保障終身保険契約に付加するときは、第20条（女性入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基準保険金額」と読み替えます。

第32条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第５条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第33条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第２条（給付金の支払い）の２．－⑵－②－イ．を次のとおり読み替えます。

イ．被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の⑴もしくは⑵または第33条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑹の規定により、この特約が消滅したとき

⑷　第２条（給付金の支払い）の２．－⑴を次のとおり読み替えます。

第29条　補足説明

＊１　主契約の年金額
被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

項　目	内　容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に第１被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金をそれぞれ第２被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

⑸　第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。

⑹　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第34条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑺のとおり取り扱います。

⑴　年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵　第２条（給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。

⑶　第２条（給付金の支払い）の２．－⑴を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷　第20条（女性入院給付金日額の減額）の２．を次のとおり読み替えます。

２．主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により女性入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで女性入院給付金日額を減額します。

⑸　第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹　第24条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑺　主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第24条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第34条　補足説明

＊１　主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第35条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第20条（女性入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
⑵　第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
⑶　この特約については特別勘定による運用は行いません。

第36条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第37条　主契約が更新または変更される場合の特則

１．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の女性入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性入院給付金日額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第36条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第38条　主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第39条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による女性入院給付金日額がこの特約による女性入院給付金日額以下であること

2．本条の１．の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）　付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第39条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　普通定期保険契約
⑷　長期生活保障保険契約

別表１　女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病

女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類表番　号
新生物	◎口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140 ～ 149
	◎消化器および腹膜の悪性新生物	150 ～ 159
	◎呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160 ～ 165
	◎骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170 ～ 175）中の	
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	○結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	○皮膚の悪性黒色腫	172
	○皮膚のその他の悪性新生物	173
	○女性乳房の悪性新生物	174
	◎泌尿生殖器の悪性新生物（179 ～ 189）中の	
	○子宮の悪性新生物、部位不明	179
	○子宮頚の悪性新生物	180
	○胎盤の悪性新生物	181
	○子宮体の悪性新生物	182
	○卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	○その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	○膀胱の悪性新生物	188
	○腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189
	◎その他および部位不明の悪性新生物	190 ～ 199
	◎リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200 ～ 208
	◎良性新生物（210 ～ 229）中の	
	○乳房の良性新生物	217
	○子宮平滑筋腫	218
	○子宮のその他の良性新生物	219
	○卵巣の良性新生物	220
	○その他の女性生殖器の良性新生物	221
	○腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の	
	・腎、腎盂を除く	223.0
	・腎盂	223.1
	・尿管	223.2
	・膀胱	223.3
	・その他の明示された部位	223.8
	○甲状腺の良性新生物	226
	◎上皮内癌（230 ～ 234）中の	
	○消化器の上皮内癌	230
	○呼吸系の上皮内癌	231
	○皮膚の上皮内癌	232
	○乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の	
	・乳房	233.0
	・子宮頚	233.1
	・その他および部位不明の子宮	233.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	233.3
	・膀胱	233.7
	・その他および部位不明の泌尿器	233.9
	○その他および部位不明の上皮内癌	234

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類表番　号
新生物	◎性状不詳の新生物（235 ～ 238）中の	
	○泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の	
	・子宮	236.0
	・胎盤	236.1
	・卵巣	236.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	236.3
	・膀胱	236.7
	・その他および部位不明の泌尿器	236.9
	○その他の部位・組織および部位・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の	
	・乳房	238.3
	◎性質の明示されない新生物（239）中の	
	○乳房	239.3
	○膀胱	239.4
	○その他の泌尿生殖器	239.5
内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害	◎甲状腺の障害（240 ～ 246）中の	
	○単純性および詳細不明の甲状腺腫	240
	○非中毒性結節性甲状腺腫	241
	○甲状腺腫を伴うまたは伴わない甲状腺中毒症	242
	○後天性甲状腺機能低下（症）	244
	○甲状腺炎	245
	○甲状腺のその他の障害	246
	◎その他の内分泌腺の疾患（250 ～ 259）中の	
	○副腎の障害（255）中の	
	・クッシング〈Cushing〉症候群	255.0
	○卵巣機能障害	256
血液および造血器の疾患	◎血液および造血器の疾患（280 ～ 289）中の	
	○鉄欠乏性貧血	280
	○その他の欠乏性貧血	281
	○後天性溶血性貧血	283
	○再生不良〈無形成〉性貧血	284
	○その他および詳細不明の貧血	285
	○紫斑病およびその他の出血病態（287）中の	
	・アレルギー性紫斑病	287.0
	・血小板〈栓球〉機能障害	287.1
	・その他の血小板〈栓球〉非減少性紫斑病	287.2
	・原発性〈一次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.3
	・続発性〈二次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.4
	・詳細不明の血小板〈栓球〉減少症	287.5
循環系の疾患	◎慢性リウマチ性心疾患	393 ～ 398
	◎動脈、細動脈および毛細（血）管の疾患（440 ～ 448）中の	
	○結節性多発（性）動脈炎および類似疾患（446）中の	
	・大動脈炎症候群	446.7
	◎静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患（451 ～ 459）中の	
	○その他の部位の静脈瘤（456）中の	
	・外陰静脈瘤	456.6
	○リンパ管の非感染性障害（457）中の	
	・乳房切除後リンパ浮腫症候群	457.0
	○低血圧（症）	458
消化系の疾患	◎消化系のその他の疾患（570 ～ 579）中の	
	○胆石症	574
	○胆のう〈嚢〉のその他の障害	575
	○その他の胆道の障害	576

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番　号
泌尿生殖系の疾患	◎腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ（580 ～ 589）中の	
	○急性糸球体腎炎	580
	○ネフローゼ症候群	581
	○慢性糸球体腎炎	582
	○腎炎および腎症〈ネフロパシー〉〈腎障害〉、急性または慢性と明示されないもの	583
	○慢性腎不全	585
	◎泌尿系のその他の疾患（590 ～ 599）中の	
	○腎の感染（症）	590
	○水腎症	591
	○腎および尿管の結石	592
	○腎および尿管のその他の障害	593
	○下部尿路の結石	594
	○膀胱炎	595
	○膀胱のその他の障害	596
	○非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597
	○尿道狭窄	598
	○尿道および尿路のその他の障害	599
	◎乳房の障害	610 ～ 611
	◎女性骨盤臓器の炎症性疾患	614 ～ 616
	◎女性生殖路のその他の障害	617 ～ 629
妊娠、分娩および産じょく〈褥〉の合併症	◎妊娠、流産に終ったもの	630 ～ 639
	◎主として妊娠に関連した合併症	640 ～ 648
	◎正常分娩、および妊娠・分娩における治療のその他の適応症〈完全に正常な状態における分娩（650）は除く〉	651 ～ 659
	◎分娩の経過に主として発生する合併症	660 ～ 669
	◎産じょく〈褥〉の合併症	670 ～ 676
筋骨格系および結合組織の疾患	◎関節症〈疾患〉および関連障害（710 ～ 719）中の	
	○結合組織のびまん性疾患	710
	○慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発（性）関節症〈疾患〉	714
	◎リウマチ、背部を除く（725 ～ 729）中の	
	○リウマチ性多発筋痛	725

別表２

１．瘢痕

「瘢痕」とは、皮膚組織が損傷を受け、その真皮乳頭層より深部まで障害されたことにより生じた欠損部分が結合組織で置換された状態をいいます。

２．足ゆびの後天性変形

「足ゆびの後天性変形」は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
外反母趾（後天性）	735.0
内反母趾（後天性）	735.1
剛＜強＞直母趾	735.2
つち＜槌＞母趾	735.3
その他のつち＜槌＞趾（後天性）	735.4
わし＜鷲＞（爪）趾（後天性）	735.5
その他	735.8
詳細不明	735.9

別表３　形成治療給付金の支払対象となる手術

手術の種類
植皮術 　１．顔面部に対する植皮術 　２．その他の部位に対する植皮術（直径２㎝未満は除く。）
瘢痕形成術（非観血手術を除く。） 　３．顔面部に対する瘢痕形成術 　４．その他の部位に対する瘢痕形成術（瘢痕の長さが３㎝未満は除く。）
足ゆびの後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く。） 　５．足趾骨の切除あるいは切断を伴う矯正術または関節の形成術
乳房切除術（生検を除く。） 　６．乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術

注

１．「顔面部」とは、いわゆる顔といわれている部分で、その範囲は、下顎の骨の稜線と通常髪の毛の生えている部分の生えぎわ（上縁は眉毛の上５㎝程度とします。）で囲まれた部分をいいます。

２．顔面部およびその他の部位にまたがる植皮術・瘢痕形成術は、顔面部における植皮術・瘢痕形成術とみなします。

別表４　給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．女性入院給付金の支払い	⑴　女性入院給付金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ⑶　女性入院給付金の受取人の戸籍抄本 ⑷　女性入院給付金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．形成治療給付金の支払い	⑴　形成治療給付金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 ⑶　形成治療給付金の受取人の戸籍抄本 ⑷　形成治療給付金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ⑵　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表５　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55．腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56．脊椎部（当該神経を含む。）
57．上肢（肩関節部を含む。）
58．下肢（股関節部を含む。）
59．上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60．痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61．末梢動脈疾患

別表６　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項（一類感染症）、第３項（二類感染症）、第４項（三類感染症）、第７項第３号（新型コロナウイルス感染症）または第８項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当入院初期給付特約目次

この特約の特色……533

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……533

2　被保険者および特約の型について
第２条　この特約の被保険者および特約の型……533

3　給付金の支払いについて
第３条　入院初期給付金の支払い……533
第４条　免責事由……536

4　給付金の支払請求手続について
第５条　入院初期給付金の支払請求手続……537

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……537

6　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……538

7　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……538
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……538
第10条　特約の保険料の振替貸付……538

8　失効、失効取消および復活について
第11条　特約の失効……539
第12条　特約の失効取消……539
第13条　特約の復活……539

9　告知義務と解除について
第14条　告知義務……539
第15条　告知義務違反による解除……539
第16条　告知義務違反による解除ができないとき……540
第17条　重大事由による解除……540

10　内容の変更および更新等について
第18条　特約の更新……541
第19条　保険期間が終身の特約への変更……544
第20条　入院初期給付金額の増額……546
第21条　入院初期給付金額の減額……546

11　復旧について
第22条　特約の復旧……547

12　解約等について
第23条　特約の解約……547
第24条　特約の消滅……547
第25条　返戻金……547

13　被保険者の変更について
第26条　特約の被保険者の変更……548

14　その他
第27条　社員配当金……548
第28条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……548
第29条　管轄裁判所……548
第30条　普通保険約款の規定の準用……548

15　特則について
第31条　特別条件を付ける場合の特則……549
第32条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……550
第33条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則……551
第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……551
第35条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……552
第36条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……552
第37条　災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則……553
第38条　手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則……553
第39条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……553
第40条　主契約が更新または変更される場合の特則……553
第41条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……554
第42条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……554
第43条　無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅した場合の特則……555
第44条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則……555

別表１　対象となる不慮の事故……558
別表２　入院初期給付金の支払請求に必要な書類……558
別表３　特定部位および指定疾病一覧表……559
別表４　感染症……560

無配当入院初期給付特約

（実施　2000.10.2 ／改正　2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院に対する保障
給付金の種類	入院初期給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が付加された主たる保険契約に限って付加することができます。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者および特約の型について

第２条　この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3　給付金の支払いについて

第３条　入院初期給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、入院初期給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して入院初期給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（入院初期給付金を支払う場合）	金　額	受取人
入院初期給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1)　この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院 ①　不慮の事故（別表１★）による傷害 ②　不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害 ③　疾病*3 (2)　「無配当災害入院特約または災害入院特約(06)」による災害入院給付金または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06)」による疾病入院給付金が支払われる入院 (3)　(1)の傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (4)　病院または診療所*4への入院 (5)　入院日数が５日以上の継続した入院	１回の入院につき、入院初期給付金額	主契約の高度障害保険金受取人

２．入院初期給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた「不慮の事故（別表１★)による傷害」､「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ①　この特約の責任開始の日*5からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 ②　この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ③　その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。

第３条　補足説明

＊１　入院

医師Aによる治療Bが必要であり、かつ自宅等での治療Bが困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師Aの管理下において治療Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊２　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条（特約の復活））が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊３　疾病

公的医療保険制度Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1)　健康保険法
(2)　国民健康保険法
(3)　国家公務員共済組合法
(4)　地方公務員等共済組合法
(5)　私立学校教職員共済法
(6)　船員保険法
(7)　高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊４　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

項　目	内　容
⑵　被保険者が、この特約の保険期間中に入院初期給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ①　この特約の保険期間が満了したとき ②　被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴または⑵の規定により、この特約が消滅したとき ③　無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑶の規定によりこの特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
⑶　被保険者が、入院初期給付金の支払事由に該当する５日以上の入院を２回以上したとき	「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」の規定により１回の入院とみなされるときは、１回の入院とみなします。
⑷　被保険者が、「同一の不慮の事故（別表1★）による傷害」、「同一の不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「同一の疾病*7」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ①　この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 ②　この特約の保険期間満了*8後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
⑸　入院初期給付金の支払限度	通算して40回とします。

診療所A

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

＊５　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊６　この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第22条）、入院初期給付金額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院初期給付金額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または入院初期給付金額の増額が行われたときは増額分とします）。

＊７　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

＊８　この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅および「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことによるこの特約の消滅を含みます。

項　目	内　容
(6)　入院初期給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表１★）による傷害」、「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」以外に異なる「不慮の事故（別表１★）による傷害」、「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表１★）による傷害」、「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」により継続して１回の入院をしたものとみなします。 (注)　特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第31条）が適用される入院の開始時に異なる「不慮の事故（別表１★）による傷害」、「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発していたとき、または入院中に異なる「不慮の事故（別表１★）による傷害」、「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発したときは、併発した「不慮の事故（別表１★）による傷害」、「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「不慮の事故（別表１★）による傷害」、「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(7)　入院初期給付金の支払事由に該当する入院中に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表１★）による傷害」、「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」以外に異なる「不慮の事故（別表１★）による傷害」、「不慮の事故（別表１★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」が生じたとき	
(8)　入院初期給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院初期給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき入院初期給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表１（P.558参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、入院初期給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても入院初期給付金を支払わない場合）
入院初期給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴ 保険契約者の故意または重大な過失 ⑵ 被保険者の故意または重大な過失 ⑶ 被保険者の犯罪行為 ⑷ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） ⑼ 地震、噴火または津波 ⑽ 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院初期給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院初期給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 入院初期給付金の支払請求手続

1．入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．入院初期給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.558参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

⑵ 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第8条（特約の保険料の払込み）の2．および3．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2．の規定を準用します。

第4条 補足説明

＊1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴ 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
⑵ ⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 入院初期給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵ ⑴の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
⑵ ⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

＊1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2．において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1．保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2．本条の1．の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3．延滞保険料払込期間*3中にこの特約による入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4．本条の3．の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
延滞保険料払込期間*3中に入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	入院初期給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、入院初期給付金額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、入院初期給付金額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを

第12条 補足説明

＊1　失効取消
保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

＊2　延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

＊3　延滞保険料払込期間
特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または入院初期給付金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、入院初期給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　入院初期給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに入院初期給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院初期給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、入院初期給付金額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に入院初期給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、入院初期給付金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、入院初期給付金額の増額または被保険者の変更の日とします。

第17条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第17条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その入院初期給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　入院初期給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに入院初期給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

10　内容の変更および更新等について

第18条　特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が更新されないときは、この特約の更新の取扱いをしません。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3．－⑵－②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第18条　補足説明

＊1　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊2　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
(1)　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の入院初期給付金額	更新前特約の保険期間満了日の入院初期給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の入院初期給付金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条　保険期間が終身の特約への変更

１．第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当入院初期給付特約に変更することができます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当災害入院特約へ、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約へそれぞれ変更されないときは、この特約の保険期間が終身の無配当入院初期給付特約への変更は取り扱いません。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第６条）されていないこと
⑵　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
⑶　この特約の最終の保険料が払い込まれていること

第19条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき
⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

2．保険期間が終身の無配当入院初期給付特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ②　特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の給付金の支払事由（第３条・第４条） イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第６条） ウ．主契約の保険金・給付金の支払事由 エ．主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④　①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後特約*2の入院初期給付金額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の入院初期給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の入院初期給付金額を変更することができます。

第19条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院初期給付特約をいいます。

＊３　主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

⑴　主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき

⑵　主契約の保険料払込期間が終身のとき

⑶　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

項　目	内　容
⑷　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第20条　入院初期給付金額の増額

1．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て入院初期給付金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の入院初期給付金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

2．入院初期給付金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（入院初期給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　入院初期給付金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条　入院初期給付金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって入院初期給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院初期給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．主契約に付加された無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の疾病入院給付金日額が減額されたことにより入院初期給付金額と減額後の疾病入院給付金日額との割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで入院初期給付金額を減額します。

3．入院初期給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。

⑵　入院初期給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 第3条（入院初期給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
(2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が(1)または(2)以外の事由によって消滅したとき。ただし、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅したときを除きます。
(4) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(5) この特約による入院初期給付金の支払回数が通算して40回に達したとき
(6) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

(1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
(2) 解除または解約（第23条）されたとき
(3) 第24条（特約の消滅）の(2)、(3)または(5)の規定により消滅したとき

第24条 補足説明

＊1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約

＊2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約
(7) 個人年金保険介護年金特約

2．主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第26条 特約の被保険者の変更

1．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 第３条（入院初期給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
⑵ この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第27条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この特約の入院初期給付金の支払事由（第３条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

⑴ 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
⑵ 医療技術または医療環境の変化*2

2．この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴ この特約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵ 変更日*1の前日にこの特約を解約（第23条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第29条 管轄裁判所

この特約における入院初期給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第28条 補足説明

＊１ 変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

＊２ 医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

15 特則について

第31条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵ 入院初期給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が入院初期給付金の支払事由（第３条）に該当し、入院初期給付金を支払うべきときは、入院初期給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表４★）によって支払事由に該当したときは、入院初期給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶ 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表３★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する入院初期給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表４★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴ この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵ この特約の更新（第18条・第40条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の１．および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 入院初期給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第18条（特約の更新）の１．および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた入院初期給付金の削減支払の条件は適用されません。

第31条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の特約への変更（第19条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第19条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 入院初期給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第19条（保険期間が終身の特約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた入院初期給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 第20条（入院初期給付金額の増額）の規定にかかわらず、入院初期給付金額の増額は取り扱いません。ただし、入院初期給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。

⑸ 第22条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*3の減額後２年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。

⑹ 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、入院初期給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表３（P.559参照）、別表４（P.560参照）

第32条 ５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第31条 補足説明

＊２ 変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院初期給付特約をいいます。

＊３ 主契約の保険金額
生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（入院初期給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑶　第３条（入院初期給付金の支払い）の２．－⑻中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第24条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑸　第25条（返戻金）の１．中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
⑹　第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回年金または一時金」と読み替えます。

第33条　特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第６条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の⑴から⑼のとおり取り扱います。
⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。ただし、第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（入院初期給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第３条（入院初期給付金の支払い）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

②　被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴もしくは⑵または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑷　第３条（入院初期給付金の支払い）の２．－⑻を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑻　入院初期給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院初期給付金がある場合で、その支払前に第１被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき入院初期給付金をそれぞれ第２被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

⑸　第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑹　第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

② 主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵もしくは⑹または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の⑼の規定により、この特約が消滅したとき

⑺ 第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の４．中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。

⑻ 第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第２被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の１．の規定にかかわらず、妻に関する告知は第２被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者または第２被保険者」と読み替えます。

⑼ 第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。

⑴ 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵ 第３条（入院初期給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。

⑶ 第３条（入院初期給付金の支払い）の２．－⑻を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑻ 入院初期給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院初期給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院初期給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷ 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑸ 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹ 主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

(1) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
(2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条 災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を災害入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（62）」と、この特約を災害入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第38条 手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を手術給付金付疾病入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（62）」と、この特約を手術給付金付疾病入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第39条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第40条 主契約が更新または変更される場合の特則

1．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の申出による更新の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
(2) 主契約の更新または変更の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の入院初期給付金額	更新前特約の保険期間満了日の入院初期給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の入院初期給付金額を変更して更新することができます。

第39条 補足説明

＊1 この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第41条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

１．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第42条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による入院初期給付金額がこの特約による入院初期給付金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）　付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第42条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　普通定期保険契約
⑷　長期生活保障保険契約

第43条　無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅した場合の特則

1．無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅したときは、第3条（入院初期給付金の支払い）の1．－⑴から⑶を次のとおり読み替えて適用します。

⑴　この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を直接の目的とする入院
⑵　⑴の不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に開始した入院
⑶　無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金が支払われる入院

2．本条の1．の場合には、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約の特色中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのを「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
⑵　第3条（入院初期給付金の支払い）の2．－⑶中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのを「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
⑶　第18条（特約の更新）の1．および第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1．中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
⑷　第21条（入院初期給付金額の減額）の2．中、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのを「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と、「疾病入院給付金日額」とあるのをすべて「災害入院給付金日額」とそれぞれ読み替えます。
⑸　第24条（特約の消滅）の⑶を次のとおり読み替えます。
　⑶　無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が⑴または⑵以外の事由によって消滅したとき
⑹　第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1．中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
⑺　第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の3．中、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
⑻　将来に向かってこの特約の保険料を変更します。
⑼　会社は、本条の特則を適用前の返戻金額（第25条）から本条の特則を適用後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。

★別表1（P.558参照）

第44条　更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1．この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。
　⑴　この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

第43条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

⑵　この特約の型および被保険者の範囲は、第２条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

⑶　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。

⑷　この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

２．本条の１．の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の給付金の支払いに関して、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　第３条（入院初期給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
② 「入院初期給付金額」とあるのを「入院初期給付金額×0.6」と読み替えます。

⑵　会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に入院初期給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

① この特約の保険期間が満了したとき
② 主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第24条（特約の消滅）の⑴、⑵または⑹の規定により、この特約が消滅したとき
③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の⑶の規定によりこの特約が消滅したとき
④ この特約による主契約の被保険者の入院初期給付金の支払回数が通算して40回に達して、第24条（特約の消滅）の⑸の規定によりこの特約が消滅したとき
⑤ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

⑶　第４条（免責事由）の１．の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① ⑵中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
② ⑶から⑺中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

３．本条の１．の規定を適用するときは、この特約の型について、次の⑴から⑶のとおり変更を取り扱います。

⑴　保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第６条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

⑵　無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、

第44条　補足説明

＊１　責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

この特約の型は、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。

⑶　特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

①　保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。 ②　会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。 ③　この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。 ④　この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4．この特約が５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の１．－⑴の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと ⑵　この特約による入院初期給付金の支払事由（本条の２．）が生じていないこと ⑶　この特約の被保険者でなくなった日から１か月を経過していないこと ⑷　付加後の特約の入院初期給付金額がこの特約の入院初期給付金額の６割以下であること

5．更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、入院初期給付金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

6．第３条（入院初期給付金の支払い）の２．－⑵および⑻、第６条（特約の保険料の払込免除）、第24条（特約の消滅）ならびに第31条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第５条（入院初期給付金の支払請求手続）の２．については、必要書類（別表２★）中、「⑶　入院初期給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「⑶　主契約の被保険者の戸籍謄本および入院初期給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表２（P.558参照）

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　入院初期給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
入院初期給付金の支払い	(1)　入院初期給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　入院初期給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　入院初期給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故（別表１）を原因とするときは、不慮の事故（別表１）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表３　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55．腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56．脊椎部（当該神経を含む。）
57．上肢（肩関節部を含む。）
58．下肢（股関節部を含む。）
59．上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60．痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61．末梢動脈疾患

別表４　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項（一類感染症）、第３項（二類感染症）、第４項（三類感染症）、第７項第３号（新型コロナウイルス感染症）または第８項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

金 額 例 表 等 に つ い て

以下の例表を、次のページ以降に掲載しています。

長期生活保障特約

例表１　　特約一時金額表

例表２　　特約年金現価表

例表３　　返戻金額例表（年金支払開始日以後）

５年ごと利差配当付長期生活保障特約
５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

例表１　　特約一時金額表

例表２　　特約年金現価表

例表３　　返戻金額例表（年金支払開始日以後）

５年ごと利差配当付健康支援特約

例表　　加算額の適用率

長期生活保障特約

例表１

特約一時金額表

特約一時金額は第１回特約年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

特約年金の支払回数	第１回特約年金額に乗ずる率
44回	41.8230
43回	40.9226
42回	40.0199
41回	39.1149
40回	38.2077
39回	37.2982
38回	36.3865
37回	35.4724
36回	34.5561
35回	33.6375
34回	32.7166
33回	31.7934
32回	30.8679
31回	29.9400
30回	29.0099
29回	28.0774
28回	27.1426
27回	26.2055

特約年金の支払回数	第１回特約年金額に乗ずる率
26回	25.2660
25回	24.3241
24回	23.3800
23回	22.4334
22回	21.4845
21回	20.5332
20回	19.5795
19回	18.6235
18回	17.6650
17回	16.7042
16回	15.7410
15回	14.7753
14回	13.8073
13回	12.8368
12回	11.8639
11回	10.8885
10回	9.9107

例表２

特約年金現価表

特約年金支払期間中に、特約年金の受取人の死亡があった場合、特約年金の支払残存回数に応じて、下記の率を特約年金額に乗じた金額を支払います。

特約年金の支払残存回数	特約年金額に乗ずる率
43回	40.9226
42回	40.0199
41回	39.1149
40回	38.2077
39回	37.2982
38回	36.3865
37回	35.4724
36回	34.5561
35回	33.6375
34回	32.7166
33回	31.7934
32回	30.8679
31回	29.9400
30回	29.0099
29回	28.0774
28回	27.1426
27回	26.2055
26回	25.2660
25回	24.3241
24回	23.3800
23回	22.4334
22回	21.4845
21回	20.5332
20回	19.5795

特約年金の支払残存回数	特約年金額に乗ずる率
19回	18.6235
18回	17.6650
17回	16.7042
16回	15.7410
15回	14.7753
14回	13.8073
13回	12.8368
12回	11.8639
11回	10.8885
10回	9.9107
9回	8.9305
8回	7.9478
7回	6.9627
6回	5.9751
5回	4.9851
4回	3.9925
3回	2.9975
2回	2.0000
1回	1.0000

（注）特約年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

例表３

返戻金額例表（第１回特約年金額１万円につき）

確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金支払残存回数	返戻金額
40回	382,077
39回	372,982
38回	363,865
37回	354,724
36回	345,561
35回	336,375
34回	327,166
33回	317,934
32回	308,679
31回	299,400
30回	290,099
29回	280,774
28回	271,426
27回	262,055
26回	252,660
25回	243,241
24回	233,800
23回	224,334
22回	214,845
21回	205,332

年金支払残存回数	返戻金額
20回	195,795
19回	186,235
18回	176,650
17回	167,042
16回	157,410
15回	147,753
14回	138,073
13回	128,368
12回	118,639
11回	108,885
10回	99,107
9回	89,305
8回	79,478
7回	69,627
6回	59,751
5回	49,851
4回	39,925
3回	29,975
2回	20,000
1回	10,000

５年ごと利差配当付長期生活保障特約
５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

例表１

特約一時金額表

特約一時金額は第１回特約年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

特約年金の支払回数	第１回特約年金額に乗ずる率
44回	41.4063
43回	40.5245
42回	39.6401
41回	38.7530
40回	37.8633
39回	36.9708
38回	36.0758
37回	35.1780
36回	34.2775
35回	33.3743
34回	32.4685
33回	31.5599
32回	30.6486
31回	29.7345
30回	28.8177
29回	27.8982
28回	26.9759
27回	26.0508

特約年金の支払回数	第１回特約年金額に乗ずる率
26回	25.1229
25回	24.1923
24回	23.2589
23回	22.3227
22回	21.3836
21回	20.4418
20回	19.4971
19回	18.5496
18回	17.5992
17回	16.6460
16回	15.6900
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931

例表２

特約年金現価表

特約年金支払期間中に、特約年金の受取人の死亡があった場合、特約年金の支払残存回数に応じて、下記の率を特約年金額に乗じた金額を支払います。

特約年金の支払残存回数	特約年金額に乗ずる率
43回	40.5245
42回	39.6401
41回	38.7530
40回	37.8633
39回	36.9708
38回	36.0758
37回	35.1780
36回	34.2775
35回	33.3743
34回	32.4685
33回	31.5599
32回	30.6486
31回	29.7345
30回	28.8177
29回	27.8982
28回	26.9759
27回	26.0508
26回	25.1229
25回	24.1923
24回	23.2589
23回	22.3227
22回	21.3836
21回	20.4418
20回	19.4971

特約年金の支払残存回数	特約年金額に乗ずる率
19回	18.5496
18回	17.5992
17回	16.6460
16回	15.6900
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931
9回	8.9168
8回	7.9375
7回	6.9553
6回	5.9702
5回	4.9821
4回	3.9910
3回	2.9970
2回	2.0000
1回	1.0000

（注）特約年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

例表３

返戻金額例表（第１回特約年金額１万円につき）

確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金支払残存回数	返戻金額
40回	378,633
39回	369,708
38回	360,758
37回	351,780
36回	342,775
35回	333,743
34回	324,685
33回	315,599
32回	306,486
31回	297,345
30回	288,177
29回	278,982
28回	269,759
27回	260,508
26回	251,229
25回	241,923
24回	232,589
23回	223,227
22回	213,836
21回	204,418

年金支払残存回数	返戻金額
20回	194,971
19回	185,496
18回	175,992
17回	166,460
16回	156,900
15回	147,310
14回	137,692
13回	128,045
12回	118,370
11回	108,665
10回	98,931
9回	89,168
8回	79,375
7回	69,553
6回	59,702
5回	49,821
4回	39,910
3回	29,970
2回	20,000
1回	10,000

５年ごと利差配当付健康支援特約

例表

加算額の適用率

年　齢	適　用　率		年　齢	適　用　率		年　齢	適　用　率	
	男　性	女　性		男　性	女　性		男　性	女　性
3 歳	0.0032	0.0031	29 歳	0.0034	0.0032	55 歳	0.0073	0.0050
4	0.0032	0.0031	30	0.0034	0.0032	56	0.0078	0.0051
5	0.0032	0.0031	31	0.0034	0.0032	57	0.0082	0.0052
6	0.0032	0.0031	32	0.0035	0.0033	58	0.0086	0.0053
7	0.0032	0.0031	33	0.0035	0.0033	59	0.0091	0.0055
8	0.0032	0.0031	34	0.0035	0.0033	60	0.0096	0.0057
9	0.0032	0.0031	35	0.0036	0.0033	61	0.0102	0.0059
10	0.0032	0.0031	36	0.0036	0.0034	62	0.0109	0.0061
11	0.0032	0.0031	37	0.0037	0.0034	63	0.0117	0.0064
12	0.0032	0.0031	38	0.0037	0.0034	64	0.0126	0.0068
13	0.0032	0.0031	39	0.0038	0.0035	65	0.0137	0.0072
14	0.0032	0.0031	40	0.0039	0.0035	66	0.0150	0.0076
15	0.0032	0.0031	41	0.0040	0.0036	67	0.0164	0.0081
16	0.0033	0.0031	42	0.0041	0.0036	68	0.0180	0.0086
17	0.0034	0.0031	43	0.0042	0.0037	69	0.0196	0.0092
18	0.0034	0.0031	44	0.0044	0.0037	70	0.0214	0.0098
19	0.0034	0.0031	45	0.0045	0.0038	71	0.0232	0.0105
20	0.0034	0.0031	46	0.0047	0.0039	72	0.0253	0.0115
21	0.0034	0.0031	47	0.0049	0.0040	73	0.0275	0.0125
22	0.0034	0.0031	48	0.0051	0.0041	74	0.0301	0.0137
23	0.0034	0.0032	49	0.0053	0.0042	75	0.0330	0.0151
24	0.0034	0.0032	50	0.0056	0.0044	76	0.0364	0.0168
25	0.0034	0.0032	51	0.0059	0.0045	77	0.0402	0.0186
26	0.0034	0.0032	52	0.0062	0.0046	78	0.0443	0.0208
27	0.0034	0.0032	53	0.0066	0.0047	79	0.0490	0.0233
28	0.0034	0.0032	54	0.0069	0.0049	80	0.0544	0.0263

（注）　加算額の適用率における「年齢」とは、当該健康支援給付金の支払日の直前の主契約の契約成立日の年単位の応当日における被保険者の年齢をいいます。